

平成 24 年度

船橋市包括外部監査結果報告書

危機管理に係る財務に関する事務の執行について

平成 25 年 2 月 18 日

船橋市包括外部監査人

公認会計士 伊藤 孝明

目 次

・ 監査の概要	1
1 . 監査の種類	1
2 . 特定の事件（監査のテーマ）	1
3 . 監査対象年度	1
4 . 監査対象部局	1
5 . 包括外部監査人及び補助者	1
6 . 外部監査の実施期間	1
7 . 特定の事件の選定理由	2
8 . 監査の要点	3
9 . 監査手続	3
10 . 利害関係	4
11 . 監査の結果における指摘及び意見の概要	4
・ 船橋市後期基本計画と監査対象の概要	8
1 . 船橋市後期基本計画の概要	8
（1）後期基本計画の位置付け	8
（2）後期基本計画の構成	9
（3）後期基本計画の対象事業	9
（4）後期基本計画の評価・検証	9
（5）後期基本計画の修正	10
2 . 危機管理に係る施策の概要	10
（1）現状や背景	10
（2）期待される効果	10
（3）実現に向けた取り組みと関連する事業の概要	11
（4）分野別計画の関連施策と主な取り組み及び事業	12
3 . 監査対象の概要	15
・ 監査の結果における指摘及び意見	17
1 . 災害対策	17
（1）対象部局	17
（2）災害対策の概要	17
（3）監査の要点	23
（4）監査手続	24
（5）指摘及び意見	25

2 . 消防体制	90
(1) 対象部局	90
(2) 消防体制の概要.....	90
(3) 監査の要点.....	103
(4) 監査手続	103
(5) 指摘及び意見.....	104
3 . 健康危機管理.....	122
(1) 対象部局	122
(2) 健康危機管理の概要.....	122
(3) 監査の要点.....	134
(4) 監査手続	134
(5) 指摘及び意見.....	135
4 . 情報管理	147
(1) 対象部局	147
(2) 情報管理の概要.....	147
(3) 監査の要点.....	156
(4) 監査手続	156
(5) 指摘及び意見.....	157
5 . 付記	171

．監査の概要

1．監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び船橋市外部監査契約に基づく監査に関する条例
(平成 12 年 3 月 31 日条例第 4 号)の規定の基づく監査

2．特定の事件（監査のテーマ）

危機管理に係る財務に関する事務の執行について

3．監査対象年度

平成 23 年度(ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。)

4．監査対象部局

市長公室		危機管理課
総務部		情報システム課
健康福祉局	保健所	総務課 保健予防課 衛生指導課
建設局	道路部	道路建設課
	下水道部	下水道河川計画課 下水道建設課 下水道施設課 下水道河川管理課 河川整備課
	建築部	建築課 公共建築物保全課
消防局		総務課 予防課 警防課

5．包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人

伊 藤 孝 明 公認会計士

補助者

小 出 健 治 公認会計士
村 瀬 征 雄 公認会計士
伊 原 嘉 伸 公認会計士
高 梨 正 一 公認会計士
原 井 常 勝 公認会計士

6．外部監査の実施期間

平成 24 年 4 月 27 日から平成 25 年 2 月 12 日

7. 特定の事件の選定理由

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災(以下「大震災」という。)と、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故(以下「原発事故」という。)による放射性物質の拡散は、日本社会に甚大な被害をもたらし、今もなお多大な影響を与えている。

船橋市では、大震災により液状化・道路陥没等の被害や公共交通機関の麻痺による帰宅困難者が発生した。また原発事故に関しては、平成 23 年 10 月に市内の公園で放射線量の測定が行われ、線量が高いと判断された土壌の除去等が実施された。このような過去に例の無い未曾有の災害・事故を通じて、危機に対する住民の意識はかつてないほどに高まっていると考えられる。

最近では、他地域ではあるものの有害物質の河川流出が原因と考えられる断水、消防局の立入検査結果が改善されなかったホテルの火災、児童を巻き込んだ痛ましい交通事故等、住民の日常生活に脅威を与える危機が甚大な被害を伴って顕在化しており、社会の重大な関心事となっている。

地方自治体は、従来からこのような危機に備えて防災等に係る諸施策を実施しているところであるが、大震災以後の社会環境の変化に鑑みて、現状の各施策の在り方や体制を今一度点検する時期が各自治体において到来しているのではないかと考える。

船橋市は、平成 24 年度から平成 32 年度までの期間を対象とした「後期基本計画」において、「めざすまちの姿」のテーマの一つに「非常時への備えのあるまち」を掲げており、危機管理に係る施策を優先的、重点的に取り組むべき施策として位置付けている。

また同計画の開始に合わせて、平成 24 年 4 月より市長公室に危機管理課が新設されており、危機に対する情報の一元化と迅速かつ的確な対応を図る体制の整備が進められようとしている。

このような状況から平成 24 年度は船橋市の新たな危機管理体制がスタートした年度と言うことができ、これに合わせて本年度の監査のテーマに「危機管理に係る財務に関する事務の執行」を選定し、その状況を吟味・検討すれば、現状の課題とともに今後の危機管理体制に資する改善策を提案できるのではないかと考えた。

平成 23 年 3 月 11 日、私はある都市で大震災に遭遇し、交通機関の完全停止により帰宅不能者となった。停電・断水状態の避難所で、年配者、乳幼児を含む多くの避難者が寒さと余震への不安に耐えた極限の状態を私は今でも鮮明に覚えており、その実体験を通じて危機管理というテーマに対する深度ある監査ができるのではないかと考えている。

このような理由により、本題を特定の事件として選定した。

8 . 監査の要点

(1) 危機管理に係る財務に関する事務の執行の合規性

危機管理に係る財務に関する事務について、市の規則等が関係法令、条例に準拠しているか。

危機管理に係る財務に関する事務が関係法令、条例、規則等に準拠して適切に実施されているか。

(2) 危機管理に係る財務に関する事務の有効性・効率性・経済性

監査対象の危機管理に係る財務に関する事務が、期待される成果を適切に残しているか(有効性)、高い成果を残すように工夫されているか(効率性)、最小のコストで実施されているか(経済性)。

9 . 監査手続

(1) 船橋市後期基本計画を分析し、市が認識する危機管理の概念・範疇及び関連する重点的課題及び施策を把握・整理する。そして、当該施策のために実施される主要な事業について船橋市実施計画を確認する。

また、この他に監査人独自の視点より、監査対象とすべき危機管理に係る財務に関する事務を特定した。

(2) 監査対象となる財務に関する事務に係る対象部局を選定し、事務の執行に係る関係法令、条例、規則等の根拠規定を把握するとともに、相互の整合性と問題点の有無を確認した。

(3) 各事務の執行が、関係法令等に準拠して実施されているかについて、担当者への質問、関係書類の閲覧、分析、現物確認、現地調査を実施した。

(4) 対象部局に関して、平成 21 年度から平成 23 年度の過去 3 年分の歳入歳出の推移、人件費の推移、近隣政令市・中核市等と対比したアウトプット指標又はアウトカム指標の推移をもとに定量的分析を実施した。

(5) 対象部局のうち、重要と判断した事項に限定して、歳出項目の^{しょうひょう}証憑突合や担当者への質問を実施するとともに、人件費に係る管理帳票の記載状況確認、組織体制の課題等の検討を実施した。

(6) 対象部局における建設工事、建設設計、業務委託、物品購入の各契約事務につき、平成 21 年度から平成 23 年度の過去 3 年分の落札状況等を分析するとともに、各部局の契約内容の特徴に応じて、一部関係書類の閲覧、担当者への質問等を実施した。

(7) 対象部局の危機管理に係る財務の事務について、過年度の船橋市包括外部監査で指摘された監査結果に対する措置状況を確認し、適切に改善されているかを検討した。

10 . 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

11 . 監査の結果における指摘及び意見の概要

区分	部局	指摘又は意見	種類	時点
災害対策	危機管理課	危機管理課の体制について	有効性	危機発生前
		危機管理課の時間外勤務について	経済性	危機発生後
		災害時の応援協定について ア.協定書の適切な締結及び更新について	有効性	危機発生前
		災害時の応援協定について イ.情報(資料)の交換について	有効性	危機発生前
		災害時の応援協定について ウ.経費の精算について	有効性	危機発生後
		災害時の応援協定について エ.陸上自衛隊習志野駐屯地との協定書について	合規性 有効性	危機発生前/発生後
		防災訓練について ア.アンケート結果の分析等の実施と文書化、適切なフィードバックについて	有効性	危機発生前
		防災訓練について イ.訓練長期不参加の町会・自治会及び不参加理由の把握について	有効性	危機発生前
		防災マップ及び地区別防災カルテについて ア.防災マップの直近情報について	有効性	危機発生前
		防災マップ及び地区別防災カルテについて イ.周知性について	有効性	危機発生前

区分	部局	指摘又は意見	種類	時点
災害対策	危機管理課	防災マップ及び地区別防災カルテについて ウ.在住外国人への対応について	有効性	危機発生前
		防災備品(防災 MCA 無線)について ア.防災 MCA 無線の配置について	有効性	危機発生前
		防災備品(防災 MCA 無線)について イ.備品台帳の記載について	有効性	危機発生前
		防災備品(防災 MCA 無線)について ウ.防災 MCA 無線の保管責任及び貸出しについて	有効性	危機発生前
		備蓄品及び資機材について ア.保管状況及び残高管理について	有効性	危機発生前
		備蓄品及び資機材について イ.備蓄品及び資機材の財務規則上の位置付けについて	有効性	危機発生前
		備蓄品及び資機材について ウ.備蓄品の適切な整備について	有効性	危機発生前
		津波対策について	有効性	危機発生前
		防災土について	有効性	危機発生前
	建築課 公共建築物 保全課	耐震化計画の進捗について	有効性	危機発生前
		耐震化工事に係る手順書について	有効性	危機発生前
		耐震化工事契約単位について	経済性	-
		非構造部材の耐震化について	有効性	危機発生前
		エレベーターの地震時管制運転装置について	有効性	危機発生前
	危機管理課	契約の危険負担条項について	経済性	危機発生前
		防災物品購入契約の指名競争入札について	経済性	危機発生前
	危機管理課	放射性物質について ア.放射性物質への対応について	有効性	危機発生後
	下水道施設課	放射性物質について イ.放射性物質対応に要した費用の集計誤りについて	合規性	危機発生後
	危機管理課	放射性物質について ウ.放射性物質対応に要した費用について	効率性	危機発生後
消防体制	警防課	消防計画について	有効性	危機発生前
		消防相互応援協定書の管理について	有効性	危機発生前
	総務課	備品管理について	合規性 経済性	危機発生前
	予防課	立入検査について	有効性	危機発生前

区分	部局	指摘又は意見	種類	時点
消防体制	予防課	市民からの火災予防相談等の処理について	有効性	危機発生前
		火災調査報告書の提出遅延について	合規性	危機発生後
	警防課	消防団員の実態調査について	有効性	危機発生前
		消防団員に対する手当について	合規性	-
	総務課	緊急車両の燃料備蓄について	有効性 経済性	危機発生後
	総務課	諸手当の支給について	合規性	-
健康危機管理	衛生指導課	平成23年度船橋市食品衛生監視指導計画について ア.監視指導計画及び実施結果の公表等について	合規性	危機発生後
		平成23年度船橋市食品衛生監視指導計画について イ.自主検査及び記録の作成・保存の推進について	有効性	危機発生前
		平成23年度船橋市食品衛生監視指導計画について ウ.製造者及び加工者に対するHACCP導入の推進について	有効性	危機発生前
	総務課	使用物品の保管状況の確認について	有効性	-
	保健予防課	DOTS事業について ア.船橋市地域DOTS支援員活動報告書について	合規性	危機発生後
		DOTS事業について イ.船橋市薬局DOTS実施内訳書について	合規性	危機発生後
		報償金の支出について	合規性	-
	総務課	人件費について ア.特殊勤務命令簿について	合規性	-
	衛生指導課	人件費について イ.時間外勤務等命令及び実績簿について	合規性	-
	総務課	人件費について ウ.医務手当と医師研究手当について	有効性	-
	衛生指導課	人事交流について	有効性 効率性	-
		今後の課題について ア.食品衛生監視員の資質向上について	有効性	危機発生前/発生時 /発生後

区分	部局	指摘又は意見	種類	時点
健康危機管理	保健予防課	今後の課題について イ.新たな感染症が発生した場合の対応について	有効性	危機発生前/発生時/発生後
情報管理	情報システム課	情報漏えい事件への対応について	合規性	危機発生前
		平成 18 年度包括外部監査に対する措置状況について	合規性 有効性	危機発生前/発生時/発生後
		情報セキュリティの監査及び点検の実施について	合規性	危機発生前
		コンピュータウイルス感染への対応について	合規性	危機発生後
		電子メールの利用について	有効性	危機発生前/発生後
		バックアップ体制について	有効性	危機発生後
		情報セキュリティ研修の効果について	有効性	危機発生前
		契約書類について	合規性	-
		データの整理について	効率性	-

(注)「時点」とは、指摘又は意見の内容が、危機管理の発生前・発生時・発生後のどの時点に係る事務の執行に関連するかを明示したものである。詳細は、「 船橋市後期基本計画と監査対象の概要 3. 監査対象の概要」を参照。

．船橋市後期基本計画と監査対象の概要

1 ．船橋市後期基本計画の概要

(1) 後期基本計画の位置付け

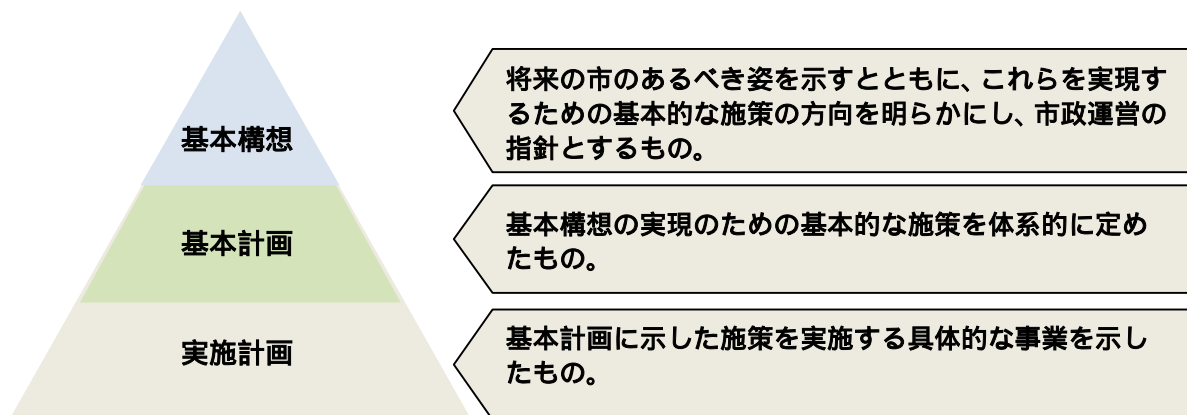
市は、平成 10、11 年度に、新しい時代に柔軟に対応し 21 世紀のまちづくりの指針となる、総合計画を作成している。総合計画は、市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業を関連づけて総合的・体系的にとりまとめた計画であり、「基本構想」「基本計画」「実施計画」から構成される。

「基本構想」は、将来の市のあるべき姿を示すとともに、これらを実現するための基本的な施策の方向を明らかにし、市政運営の指針とするものである。基本構想の目標年次は平成 32 年としている。

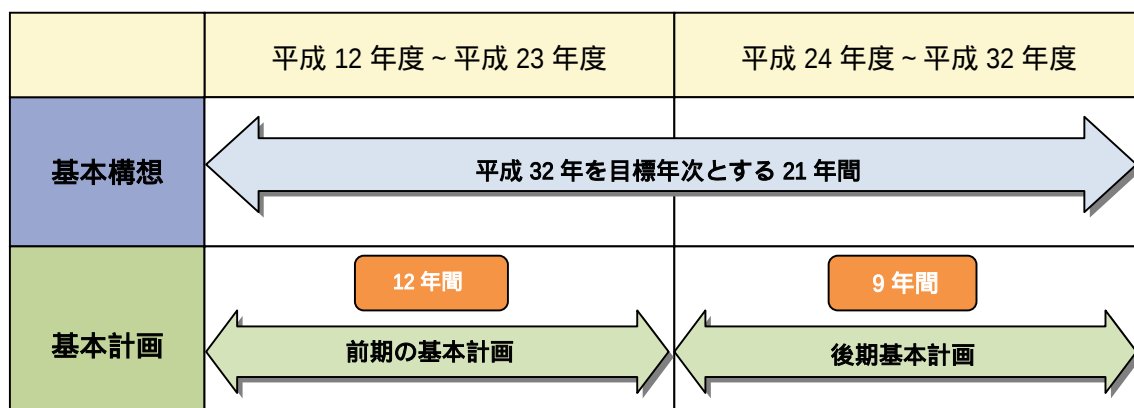
「基本計画」は、基本構想の実現のための基本的な施策を体系的に定めたもので、市政運営を総合的かつ計画的に進めていくためのものである。平成 12 年度から平成 23 年度までの前期基本計画が終了したことから、現在は平成 24 年度から平成 32 年度を計画期間とした後期基本計画が公表されている。

「実施計画」は、基本計画に示した施策を計画的かつ効率的に実施するためのもので、具体的な事業を示したものである。

以上の内容を図に示すと次のようになる。



(市資料より作成)



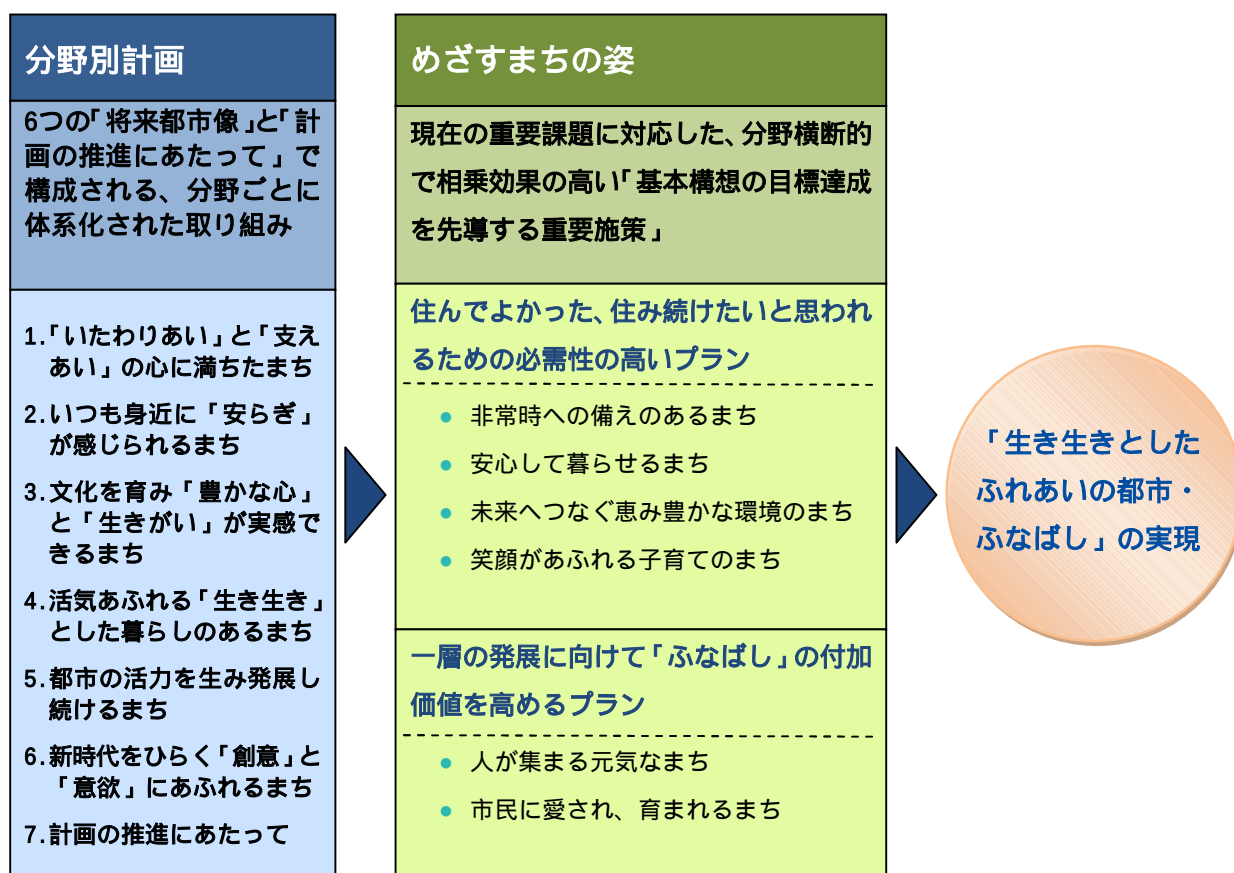
(市資料より作成)

(2) 後期基本計画の構成

船橋市後期基本計画は、「めざすまちの姿」と、施策を各分野別に体系化し、その方向を示した「分野別計画」から構成される。

「めざすまちの姿」は、市を取り巻く課題や市民のニーズを踏まえ、分野別計画に横断的な横串をさすように、特に重要なまちづくりのテーマを6つ設定し、優先的・重点的に取り組むべき施策を抽出したものである。

「分野別計画」は、行政施策を基本構想における施策の大綱に基づいて各分野別に体系化し、その方向を示したものである。



(市資料より作成)

(3) 後期基本計画の対象事業

後期基本計画の対象事業には、市が直接事業主体となる事業のほか、必要に応じて国、県及び民間が事業主体となる事業も含まれる。

(4) 後期基本計画の評価・検証

後期基本計画では、施策の評価・検証を行って、PDCA サイクルに基づきその進捗を管理するための目安として、「参考指標」を設定している。この「参考指標」は、後期基本計画の資料編に収められている。

「参考指標」は、各施策を構成する事業の成果や実績等のうちから代表的なものを選定したものである。「現状値」は、可能な限り直近で計測可能な数値とし、「目標値」は、基本計画の目標年次である平成 32 年度を最終目標として定めている。

後期基本計画期間中は、これらの「参考指標」をベースに、社会状況等を踏まえて適宜、追加や見直し等を加えた指標を活用して、計画の進行管理を行っていく方針である。

(5) 後期基本計画の修正

市の行財政は、時代の変化や要請に対処しながら、適切に運営することが重要である。

このため、社会的・経済的条件や市民の意向等に合わせて柔軟な対応ができるよう、計画に弾力性を持たせている。また、時代の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行っていく方針となっている。

2 . 危機管理に係る施策の概要

後期基本計画において、危機管理に係る施策と位置付けられるのは、「めざすまちの姿」における「非常時への備えのあるまち」である。

「非常時への備えのあるまち」の概要は次のとおりである。

(1) 現状や背景

平成 23 年 3 月の大震災では、市においても、液状化・道路陥没等の被害や公共交通機関の麻痺等による帰宅困難者が発生した。こうした中、災害時に必要とされる情報の伝達方法も含め、災害に強いまちづくりが求められている。

また、新たな感染症等の発生や大規模事故等様々な事態の発生が懸念されることから、それぞれに対応した危機管理体制の整備が必要となっている。

(2) 期待される効果

- ・ 災害の予防
- ・ 災害による被害の軽減
- ・ 市民の安心感の向上
- ・ 市民の災害に対する意識の向上

(3) 実現に向けた取り組みと関連する事業の概要

1. 危機管理体制の強化	地震・風水害等の自然災害や、新たな感染症の発生等による健康危機、大規模事故等の様々な危機に対応できるよう、自治体間や関係機関との広域的な連携(注)1.も含めた危機管理体制を強化する。また、新たな感染症や地震等を想定した業務継続計画(BCP)(注)2.を策定する。
2. 災害時の情報収集・伝達体制の整備	災害時に、被災者や避難者等それぞれのニーズにあった適切な情報が迅速に行き渡るよう、情報収集・伝達体制を充実・強化するとともに、防災行政無線、紙媒体、インターネット、フリーダイヤル等、多様な媒体の活用を進める。
3. 災害に強い地域社会づくり	消防力の充実に図るとともに、防災備蓄及び避難場所等の整備を進め、地域における大規模災害への備えを充実する。また、防災に関する情報や知識の普及啓発、地域の自主防災組織の強化などにより、災害に強い地域社会づくりを進める。
4. 災害に強い都市基盤の整備	公共建築物や橋りょう・下水道の耐震化を実施するとともに、民間の住宅や特定建築物(注)3.の耐震化や、大地震や大雨で被害が想定されるがけ地等の土地について必要な対策を進める。

(注)1.広域的な連携:大震災においては、災害時応援協定にもとづき、被災地への支援物資の送付や、職員の派遣を行っている。

(注)2.業務継続計画(BCP):大規模な災害等が発生し、人員、物資、情報、ライフライン等が限られる状況下において、優先すべき重要な業務を継続あるいは最短時間で復旧させるために、平常時において資源の準備や対応方針、手段等を取り決めておく計画。

(注)3.特定建築物:建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条に定められている幼稚園・保育所等の避難弱者の利用する建築物、病院・百貨店・工場等の多数の者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの、一定の数量以上の危険物を取り扱う建築物、一定の高さを超える緊急輸送道路沿いの建築物等。

(市資料より作成)

また、船橋市実施計画では、次のように「非常時への備えのあるまち」の実現に向けた重点事業が明示されている。

項 目	構 成 事 業
地域防災計画の改定	地域防災計画改定事業
各種 BCP の策定	災害時における業務継続計画(BCP)等策定事業 健康危機対応に備えた業務継続計画(BCP)策定事業 下水道BCPの策定[特別会計]
福祉と防災の拠点づくり	国家公務員船橋体育センター跡地の活用事業 防災備蓄整備事業 非常時活動拠点整備事業
災害時要援護者対策の充実	災害時要援護者対策事業

項 目	構 成 事 業
公共施設の耐震化	小学校耐震改修事業 中学校耐震改修事業 保育所耐震整備事業 運動公園整備事業 下水道整備事業(地震・長寿命化対策)[特別会計] 橋りょう維持・耐震化事業 橋りょう整備事業
民間建築物の耐震化の促進	耐震診断助成事業 住宅耐震改修助成事業
放射線量等の監視	公園施設等放射能対策事業 廃棄物等の放射性物質測定事業 下水汚泥の放射性物質測定事業[特別会計] 農産物放射性物質検査事業 給食食材放射線量等検査事業

(市資料より作成)

(4) 分野別計画の関連施策と主な取り組み及び事業

後期基本計画の分野別計画で記載されている内容のうち、「非常時への備えのあるまち」に関連する分野と施策の関連は次のとおりとなる。

分野別計画		施策名称
第1章	「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち	1-1-2-4:健康危機管理の強化
第2章	いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち	2-1-2-1:公園緑地の整備 2-3-1-1:防災意識・災害対応力の向上 2-3-1-2:防災体制の充実 2-3-1-3:都市防災機能の向上 2-3-1-4:治水対策の推進 2-3-3-1:火災予防体制の充実 2-3-3-2:消防力の充実 2-3-3-3:救急体制の充実
第3章	文化を育み「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち	3-3-2-3:教育環境の整備
第6章	新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち	6-1-2-1:多様な媒体による市民に対する情報提供 6-4-1-2:市民サービスの向上及び地域情報化の推進
第7章	計画の推進にあたって	7-1-2-1:行政組織の適正化と人材の育成

(注) 施策名称における番号は、分野別計画における章番号 - 政策番号 - 基本施策番号 - 施策番号を意味している。

(市資料より作成)

また各施策には、「主な取り組み」が列挙されており、実施計画ではこれに対応する事業が「計画事業」と「その他の主要な事業」という区分で整理されている。その概要は次のとおりである。

施策名称	主な取り組み	事業
	(危機管理に限定)	
健康危機管理の強化	・食中毒予防対策の推進 ・感染症・食中毒検査業務の充実 ・施設等における集団感染予防の推進 ・結核予防対策の推進 ・健康危機対応に備えた業務継続計画(BCP)の策定	【計画事業】 ・健康危機対応に備えた業務継続計画(BCP)策定事業 【その他の主要な事業】 ・食品衛生指導事業 ・保健所検査機器整備事業 ・感染症予防事業 ・結核予防事業
公園緑地の整備	・公園緑地の整備 ・防災公園の整備	【計画事業】 ・都市公園整備事業 ・運動公園整備事業 【その他の主要な事業】 ・既設公園整備事業 ・公園施設等放射能対策事業
防災意識・災害対応力の向上	・自主防災組織の強化と充実 ・総合防災訓練の実施 ・中学生向け防災学習の実施 ・職員の防災士資格の取得促進	【その他の主要な事業】 ・地域防災リーダー養成事業 ・総合防災訓練の実施 ・中学生の防災学習事業
防災体制の充実	・「船橋市地域防災計画」等の改定と適時修正 ・災害時応援協定締結の促進 ・帰宅困難者対策の推進 ・小・中学校、公民館等の避難所予定施設の耐震化推進 ・災害時要援護者対策の充実 ・防災備蓄の充実 ・公園等における防災機能の充実 ・災害時における業務継続計画(BCP)の策定	【計画事業】 ・地域防災計画改定事業 ・災害備蓄整備事業 ・防災ラジオ配布事業 ・災害時における業務継続計画(BCP)等策定事業 ・下水道 BCP の策定[特別会計] ・非常時活動拠点整備事業(行田多目的広場整備事業) 【その他の主要な事業】 ・災害時応援協定締結事業 ・帰宅困難者対策事業 ・「市有建築物の耐震化整備プログラム」の進行管理 ・災害時要援護者対策事業 ・既設公園整備事業

施策名称	主な取り組み	事業
	(危機管理に限定)	
都市防災機能の向上	・ 公共建築物の耐震化推進 ・ 民間の住宅及び特定建築物の耐震化促進 ・ 落橋防止(橋りょう耐震化)の推進 ・ 下水道施設の耐震化の推進	【計画事業】 ・ 運動公園整備事業 ・ 耐震診断助成事業 ・ 橋りょう維持・耐震化事業 ・ 下水道整備事業(地震・長寿命化対策)[特別会計] ・ 護岸改修事業 ・ 急傾斜地崩壊対策事業 【その他の主要な事業】 ・ 住宅耐震改修助成事業 ・ がけ地対策事業
治水対策の推進	・ 河川の改修 ・ 下水道による雨水管の整備 ・ 雨水貯留浸透施設の整備 ・ 河川排水路の維持管理 ・ 海老川調整池の整備(県事業)	【計画事業】 ・ 準用河川整備事業 ・ 下水道整備事業(雨水対策)[特別会計] 【その他の主要な事業】 ・ 普通河川整備事業 ・ 雨水流出抑制対策事業 ・ 排水路等整備事業
火災予防体制の充実	・ 防火安全対策の推進 ・ 危険物施設安全対策の強化 ・ 火災原因調査体制の強化 ・ 防火意識の高揚と広報広聴の推進	【その他の主要な事業】 ・ 予防機器整備事業 ・ 危険物施設安全対策事業 ・ 火災原因調査事業
消防力の充実	・ 消防庁舎等の整備 ・ 消防車両、水利の整備 ・ 消防団の活性化 ・ 消防救急デジタル無線の整備 ・ 消防指令業務共同運用	【計画事業】 ・ 常備消防車両整備事業 ・ 消防水利整備事業 ・ 消防救急デジタル無線整備事業 【その他の主要な事業】 ・ 消防庁舎等整備事業 ・ 消防団活動支援事業 ・ 消防指令業務共同運用事業
救急体制の充実	・ 救急業務の高度化の推進 ・ メディカルコントロール体制の充実 ・ 医療機関との連携による救急搬送の円滑化 ・ 市民の命を守るための各種救急講演会の開催 ・ 救急車の適正利用の推進	【その他の主要な事業】 ・ ドクターカー運行事業 ・ メディカルコントロール体制整備事業 ・ 災害時における防災無線の運用

施策名称	主な取り組み	事業
	(危機管理に限定)	
教育環境の整備	・安全・安心・快適な施設づくりの推進 ・安全を確保する体制づくりの推進	【計画事業】 ・小学校耐震改修事業 ・中学校耐震改修事業 ・特別支援学校耐震改修事業 ・市立高等学校耐震改修事業 【その他の主要な事業】 ・給食食材放射線量等検査事業 ・安全教育推進事業 ・防犯機器整備事業
多様な媒体による市民に対する情報提供	・広報紙のほか、ホームページなど多様な媒体による広報活動の充実	【その他の主要な事業】 ・広報紙発行事業 ・市民便利帳全戸配布事業
市民サービスの向上及び地域情報化の推進	・情報セキュリティ対策の向上	【その他の主要な事業】 ・安全・安心メール管理事業
行政組織の適正化と人材の育成	・全庁的な危機管理機能の強化	【計画事業】 ・業務継続計画(BCP)の策定支援事業

(市資料より作成)

３．監査対象の概要

監査対象となる財務に関する事務は、２（３）及び（４）において特定された各事業のうち、主として平成 23 年度までに開始している事業を中心として選定した。ただし、平成 24 年度より開始した事業についても、危機管理の観点から重要と判断した場合は、事業の途中経過までを監査対象としている。

なお、市の後期基本計画及び実施計画では危機管理の範疇に含まれていないが、近年、社会問題化している情報漏洩や情報システムのウィルス感染、組織外部からのサイバーテロ等を勘案して、市の情報管理体制も危機管理に係る財務に関する事務として監査対象とする必要があると考えた。

また、監査上は、各事業を担当する部局の特徴を踏まえ、「災害対策」、「消防体制」、「健康危機管理」、「情報管理」の４つに大別し、各部局が実施する財務の事務を監査する方法を採用している。

監査の結果による指摘及び意見は、その指摘内容に応じて「合規性」、「有効性」、「効率性」、「経済性」に区分されるが、危機管理の特性を踏まえ、各指摘及び意見が、危機の発生前・発生時・発生後のいずれの時点において問題となる事項であるかを合わせて表記することとした。

危機管理は、危機の発生前・発生時・発生後の各時点において、事務の執行上重視すべき視点があると考ええる。この視点は、各事務の執行について、現状の課題の認識と改善に向けた方向性を示す「指針」になり、「合規性」、「有効性」、「効率性」、「経済性」と合わせて明示することにより、より有益な監査結果報告になると考えた。

重視すべき視点を要約すると次のとおりとなる。

時 点	重視すべき視点
危機発生前	・ 危機発生により生じる様々なリスクを想定し、損失、被害を回避又は最小化するための予防・対策を遅滞なく網羅的、持続的に行うこと
危機発生時	・ 危機をいち早く察知、周知し、危機に備えた施策を想定どおりに実行すること ・ 想定外の事象が生じた場合も柔軟かつ迅速に対応すること ・ 損失、被害を回避又は最小限に止めること
危機発生後	・ 行政機能の素早い回復と持続 ・ 被った物的、金銭的損失の適切な補填 ・ 危機管理体制の課題の認識と改善策の検討

各指摘及び意見は、必ずしも一定時点のみに結びつくとは限らず、複数の時点に関連する事項もある。例えば、危機発生後において認識された課題は教訓となり、通常、次の危機に備えて発生前の新たな予防・対策の実施へ繋がるので、発生後に関する結果及び意見が、同時に発生前のそれにも該当する可能性がある。よって、複数の時点に関連する指摘及び意見も考えられる。

なお、指摘及び意見には、重視すべき視点に直接の関連性を持たない事項もある。これらについては、各時点を明示していない。

．監査の結果における指摘及び意見

１．災害対策

（１）対象部局

市長公室		危機管理課及び防災室(注)
建設局	下水道部	下水道河川計画課
		下水道建設課
		下水道施設課
		下水道河川管理課
		河川整備課
建設局	建築部	建築課
		公共建築物保全課

(注) 平成 24 年 4 月 1 日より防災課から危機管理課に名称を変更している。監査対象年度は平成 23 年度であるが、当監査結果報告書では危機管理課と記載する。また、危機管理課防災室は以下「防災室」という。

（２）災害対策の概要

災害対策の概要

ア．分掌事務(危機管理課及び防災室のみ抜粋)

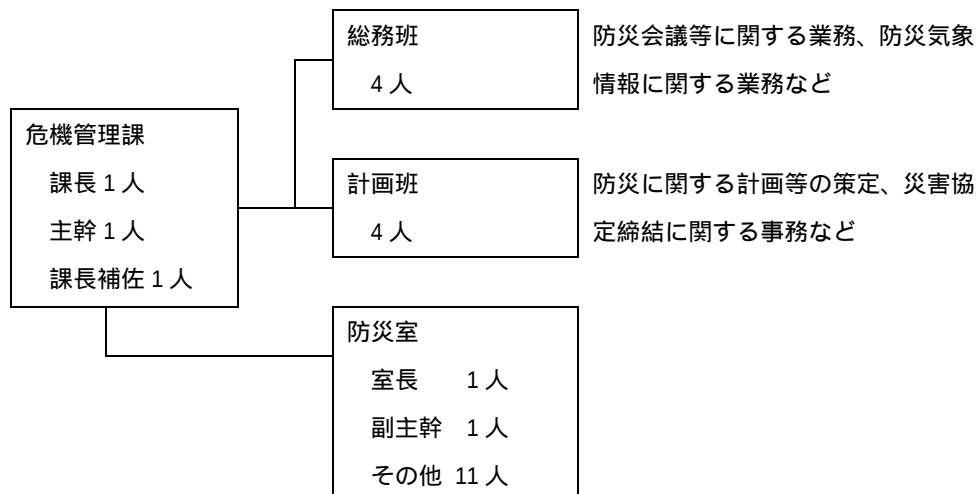
危機管理課	・ 危機管理の総括に関すること。 ・ 業務継続計画の総括に関すること。 ・ 地域防災計画及び水防計画に関すること。 ・ 防災会議に関すること。 ・ 災害対策本部に関すること。 ・ 防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 危機管理及び防災の調査、研究等に関すること。 ・ 自衛隊に関すること。 ・ 渇水対策に関すること。 ・ 災害に強い安全なまちづくりに関すること。 ・ 国民保護計画に関すること。 ・ 国民保護協議会に関すること。 ・ 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。
防災室	・ 防災設備、備蓄物品等の管理に関すること。 ・ 防災行政無線に関すること。 ・ 防災知識の普及に関すること。 ・ 自主防災組織の育成に関すること。

(市資料より)

放射性物質への対応に係る事務の概要については、「(５) 指摘及び意見 放

放射性物質について ア.放射性物質への対応について」を参照。

イ．組織図（危機管理課（防災室を含む）のみ抜粋）



(市資料より作成)

関係法令・規則等の一覧

防災に関する主な関係法令・条例・規則等は以下のとおりである。

ア．災害対策基本法、災害救助法、津波対策の推進に関する法律

イ．船橋市災害対策本部条例、船橋市防災会議条例

ウ．船橋市災害医療活動研究委員会設置要綱、船橋市防災会議運営要領、船橋市防災 MCA 無線管理運用規程、船橋市防災 MCA 無線携帯型無線機運用要領

決算数値の推移（旧防災課）

ア．歳入の推移

(単位:千円)

科目				平成 21 年度	22 年度	23 年度
款	項	目	節			
50	10	05	03 被災地支援費負担金	-	-	2,603
60	20	05	05 総務管理費委託金	229	224	69
65	10	10	25 災害救助費県負担金	-	-	6,220
	15	10	10 総務管理費県補助金	-	2,935	-
90	35	35	20 雑入	1,500	-	-
合計				1,729	3,159	8,892

(市資料より)

平成 23 年度の被災地支援費負担金及び災害救助費県負担金の内容は、大震災発生に伴う支援に対する経費精算である。

イ．歳出の推移

(単位:千円)

科目					平成		
款	項	目	節	細節	21 年度	22 年度	23 年度
15	10	10	9	20 普通旅費	140	117	80
				30 特別旅費	-	2	2,806
			11	10 消耗品費	-	1,033	92
				20 燃料費	-	-	62
				30 食料費	-	709	767
				90 医薬材料費	-	-	-
			12	10 通信運搬費	-	901	395
			14	30 その他使用料及び賃借料	-	-	2
			19	10 負担金	100	50	75
			26	26 寄付金	-	3,000	-
		65	1	20 委員報酬	137	98	117
				99 職員手当等	385	3,029	3,192
				10 報償金	586	1,325	1,653
				20 普通旅費	17	33	62
			11	10 消耗品	15,692	5,719	17,282
				10 消耗品(明許)	885	-	-
				20 燃料費	249	11	20
				30 食料費	7,064	2,089	10,289
				40 印刷製本費	326	3	543
				51 電気料	286	247	246
				53 水道料	11	11	11
				61 施設修繕料	149	289	395
				62 その他修繕費	4,150	9,714	8,658
				90 医療材料費	369	589	498
			12	10 通信運搬費	1,518	13,900	14,537
				42 その他手数料	7,609	8,243	12,486
				60 自動車損害賠償責任保険料	49	22	46
				70 その他保険料	569	569	-
			13	10 一般委託料	4,462	11,477	10,773
			14	10 土地借上料	360	360	360
			15	00 工事請負費	12,007	3,017	22,598

科目					平成		
款	項	目	節	細節	21 年度	22 年度	23 年度
			15	00 工事請負費(明許)	3,080	4,935	4,510
			16	00 原材料費	420	661	483
			18	20 機械器具費	576	1,195	3,699
				20 機械器具費(明許)	108,742	-	-
				40 自動車購入費	1,501	-	-
				60 その他備品購入費	20,865	6,323	99,870
			19	10 負担金	1,437	1,810	2,045
				20 補助金	8,657	8,157	8,651
			22	10 補償金	-	-	-
			27	10 自動車重量税	113	30	75
		75	9	30 特別旅費	5	5	5
			11	10 消耗品費	108	210	56
				40 印刷製本費	106	-	-
			19	10 負担金	8	8	7
合計					202,738	89,891	227,446

(市資料より)

「15(総務費) 10(総務管理費) 65(防災対策費)」のうち、平成 21 年度及び平成 23 年度の「11(需要費) 10(消耗品費)」の主な内容は毛布や防水シート等の避難所用備蓄品である。「11(需要費) 30(食料費)」の主な内容はクラッカー、アルファ米、粉ミルク等の防災用備蓄品である。「12(役務費) 10(通信運搬費)」は防災 MCA 無線の使用料であり、平成 22 年度以降は防災 MCA 無線の大量設置に伴い通信費が増加している。「15(工事請負費) 00(工事請負費)」の平成 23 年度の主な内容は防災行政無線固定系子局受信設置交換に係る費用である。また、「18(備品購入費) 20(機械器具費)」の平成 21 年度は防災 MCA 無線の購入に係る費用である。「18(備品購入費) 60(その他備品購入費)」の平成 23 年度の主な内容は照明機や発電機の購入である。「19(負担金補助及び交付金) 20(補助金)」の内容は自主防災組織に対する補助金である。

人件費の推移

災害対策に関連する部局のうち、最も中心的な役割を担っているのは危機管理課である。同課の平成 21 年度から平成 23 年度の職員人件費及び分析数値の推移は次のとおりである。なお、この数値は危機管理課の前身である旧防災課の数値である。

(表中の記載に関する留意事項：全部局共通)

- ・職員を、常勤職員、再任用職員、非常勤職員、臨時職員に区分して表示している。
- ・1人当たり平均人件費、1人当たり年間残業時間は、それぞれ人件費総額、総残業時間を職員数で除した数値である。なお、下表「1人当たり年間残業時間」は管理職を除く職員数により計算している。
- ・人件費に含まれる各種手当金額を内数として記載している。手当については、主に特殊勤務手当、時間外手当を分析対象としており、期末手当、勤勉手当、地域手当等は全て「その他の手当」として集計している。なお、再任用職員、非常勤職員、臨時職員については実支給があった手当のみを表示している。
- ・時間外手当の計算方法は次のとおりである。

(給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額×12月)÷{(1週間の勤務時間×52週)-(祝日法による休日及び年末年始の休日(週休日と重複する日を除く)×1日あたりの正規の勤務時間)}

下線部分は平成23年度のみ

住居手当、初任給調整手当、又は特殊勤務手当(規則で定めるものに限る。)の支給を受ける職員については、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額にこれらの手当の月額の合計額を加算する(平成23年度の住居手当については、5000円が上限)。

(市資料より)

- ・臨時職員については、職員数の代わりに年間雇用人月を採用した。年間雇用人月とは、臨時職員を雇用した月数を意味する。例えば、2人の臨時職員を3ヵ月雇用した場合は、6月と計算される。

なお、年間雇用人月には職員の病休、産育休に伴う代替として雇用された臨時職員の人月はカウントされていない。そのため、1人月当たり平均人件費は算定していない。

危機管理課 常勤職員

(単位:千円)

項 目	平成 21 年度	22 年度	23 年度
職員数(年度末時点) (人)	12	13	18
人件費総額	112,128	126,696	167,159
(うち特殊勤務手当)	(-)	(-)	(-)
(うち時間外手当)	(10,153)	(16,776)	(30,927)
(うち休日勤務手当)	(249)	(205)	(821)
(うち夜間手当)	(-)	(82)	(144)

項 目	平成 21 年度	22 年度	23 年度
(うちその他の手当)	(34,570)	(34,717)	(43,341)
1 人当たり平均人件費 (年間)	9,344	9,745	9,286
総残業時間 (時間)	3,910	5,492	8,639
1 人当たり年間残業時間 (時間)	488.76	549.24	651.96

(市資料より)

平成 23 年度は大震災の対応等により職員数は増加しており、それに伴う人件費総額は増加している。また、総残業時間の増加により 1 人当たり年間残業時間も増加している。

危機管理課 再任用職員

(単位:千円)

項 目	平成 21 年度	22 年度	23 年度
職員数(年度末時点) (人)	4	4	4
人件費総額	10,249	10,439	10,665
(うちその他の手当)	(2,682)	(2,834)	(3,068)
1 人当たり平均人件費 (年間)	2,562	2,609	2,666
総残業時間 (時間)	-	-	-

(市資料より)

危機管理課 臨時職員

(単位:千円)

項 目	平成 21 年度	22 年度	23 年度
年間雇用入月 (入月)	8	8	8
人件費総額	895	929	945
(うちその他の手当)	(59)	(80)	(80)
総残業時間 (時間)	-	-	-

(市資料より)

指標の推移

指標名		算出方法	
防災士資格の取得者数		平成 21 年度からの累計	
平成 21 年度	22 年度	23 年度	
3 人	13 人	23 人	
千葉県: なし 柏市: なし	千葉県: なし 柏市: なし	千葉県: なし 柏市: なし	

(市資料より)

10 年間で市職員 100 人の防災士資格取得を目標にしている。防災士については、
「(5) 指摘及び意見 防災士について」参照。

指標名		算出方法
自主防災組織結成率		結成町・自治会 / 全町・自治会
平成 21 年度	22 年度	23 年度
55.0%	55.8%	55.6%
千葉市： 66.3%	千葉市： 66.2%	千葉市： 66.8%
柏市： 75.7%	柏市： 76.9%	柏市： 76.9%

(市資料より)

市の町会・自治会の自主防災組織結成率 70%を目標にしている。

自主防災組織の結成促進や活性化を目的として、地域防災リーダー養成講座を開催している。

指標名		算出方法
防災行政無線固定系子局再整備数		新型で再整備した総数
平成 21 年度	22 年度	23 年度
3 基	3 基	10 基
千葉市： 0 基	千葉市： 0 基	千葉市： 0 基
柏市： 38 基	柏市： 38 基	柏市： 38 基

(市資料より)

防災行政無線のうち旧型受信機 89 基について、後期基本計画期間中にすべて新型に交換することを目標にしている。

(3) 監査の要点

防災体制に係る事務の合规性について

防災体制に係る事務の執行が関連する法令、条例、規則等に従い適切に実施されているか。

防災体制に係る事務の有効性、効率性、経済性について

防災体制に係る事務の執行が有効性、効率性、経済性を考慮して実施されているか。

放射性物質への対応に係る事務の合规性について

放射性物質への対応に係る事務の執行が関連する法令、条例、規則等に従い適切に実施されているか。

放射性物質への対応に係る事務の有効性、効率性及び経済性について

放射性物質への対応に係る事務の執行が有効性、効率性及び経済性を考慮して実施されているか。

(4) 監査手続

防災体制に関連する法令及び条例並びに規則等を把握し、事務の執行に問題点がないかを検討した。

災害時応援協定一覧表より協定書につき、サンプルで市から協定書を入手し、協定内容を確認した。主に災害発生前・災害発生時・災害発生後に協定書に定めている事項を適切に実施しているか、特に近年発生した大震災時及びその後の対応についても確認した。

船橋市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)を入手し、その記載内容を確認した。なお、地域防災計画は平成 25 年 1 月に改定されている。

防災体制に係る組織体制を把握し、有効性、効率性に問題がないかを検討した。

防災体制に係る業務体制を把握し、有効性、経済性に問題がないかを検討した。

防災備品(防災 MCA 無線)及び備蓄品について現場視察を行い、現物の保管状況を確認するとともに管理体制を検討した。

重要と判断した事項に限定して、歳入・歳出項目に関する担当者への質問を実施した。

人件費に係る管理体制及び管理帳票の記載状況を確認した。

業務委託、物品購入の各契約事務につき、平成 21 年度から平成 23 年度の過去 3 年分の落札状況等を分析し、一部関係書類の閲覧、担当者への質問を実施した。

その他必要と判断される項目について、各担当課へ質問を実施するとともに、必要な資料を入手し調査を行った。

放射性物質への対応について、市の分掌体制を確認・把握する。

放射性物質の対応に当たって守るべき法令及び条例等を確認する。

放射性物質の対応に当たる部課の組織体制を確認する。

市の放射性物質の測定状況を確認する。

放射性物質の除去に係る方針及び放射線量の高い場所に対する市の措置状況を確認する。

市民及び報道機関への放射性物質に係る情報提供体制を確認する。

放射性物質への対応に係る費用と請求手続きを検討する。

で把握した費用のうち、サンプルベースで契約に係る書類及び支出に係る書類を閲覧する。

(5) 指摘及び意見

危機管理課の体制について（危機発生前）

【事実の概要】

市の組織改編により、平成 24 年度から市長公室危機管理課と防災室が新設され、旧防災課の従来の業務を継承するとともに危機管理体制の強化が図られている。

防災室は消防指令センター内に設置されており、危機管理課と物理的に分離されている。しかし、これによって次のような業務上の支障が生じていると同課は認識している。

ア．情報の共有化

防災行政無線や防災 MCA 無線、千葉県防災情報システムなど、情報を収集伝達するための機器類が防災室に置かれているため、情報の共有にタイムラグが生じる。

防災室に入った情報を電話や FAX など、別途、危機管理課へ連絡しなければならない。

イ．業務の進捗状況、職員の勤務状況や健康状態

これらについては、課を統括する課長が常に把握しておくことが必要だが、防災室が離れていることにより、難しい状況にある。（なお、防災室は室長(管理職)が統括し、適宜、課長に状況を報告している。）

【意見】

危機管理課は、災害等の危機に対する適時適切な対応を行う使命がある。ア.の支障に関しては、現在、業務遂行上の重大な課題は認識されていないが、災害等の情報を同時に共有し危機管理業務の有効性を高めるために、支障の現状認識とその解消を適切に行う必要があると考える。

また、イ.の支障に関しては、危機管理課が託された広範囲の危機管理業務を限られた職員によって計画通りに遂行していく使命があることから、今後、適切な改善を施していく必要があると考える。

危機管理課の時間外勤務について（危機発生後）

【事実の概要】

危機管理課(旧防災課)の平成 23 年度時間外勤務総時間数は 8,639 時間であり、常勤職員 1 人当たり年間残業時間数は 651 時間となっており、過年度と比較して大幅に増加している。これは、旧防災課において大震災による様々な関係業務が増加したためである。

平成 24 年度は、組織改編により危機管理課の新設と防災室による旧防災課業務の継承によって事業の円滑化を推進するとともに、事務改善等により時間外勤務の軽

減を図っているところであるが、平成 24 年度 9 月までの職員別時間外勤務時間を見ると分かるように、職員間の個人差があり、事務改善や業務量の平準化に課題が生じている。また、9 月までの半年間における常勤職員 1 人当たり時間外勤務平均時間は 330 時間と、平成 23 年度に匹敵する状態となっており、時間外勤務の抑制に歯止めが掛かっていないことが分かる。このような状況は、経済性の観点から見ると決して好ましい状況とは言えない。

危機管理課は、大震災後、市の防災計画の見直しや、備蓄の増強、情報伝達体制の強化、防災訓練等、災害に備えた対策強化業務が増大しているほか、新たな業務として、帰宅困難者対策、放射能対策なども担当しており、業務の負荷が増大の一途を辿っている状況である。

このような状況下で、同課の職員配置見直しや業務量の平準化により時間外勤務を抑制するには一定の限界があると考えられる。この状況が常態化すると、危機管理課の適切な業務運営に支障が生じる可能性もある。

平成 24 年度 9 月までの職員別時間外勤務時間と 1 人当たり平均時間

室・班名	職員	時間外勤務時間	室・班名	職員	時間外勤務時間
総務班	A	315	防災室	I	613
"	B	170	"	J	548
"	C	138	"	K	194
"	D	246	"	L	504
計画班	E	417	"	M	489
"	F	342	"	N	287
"	G	323	"	O	131
"	H	237	合計		4,954
			1 人当たり平均		330

(市資料より作成)

【意見】

危機管理課の時間外勤務を抑制するためには、職員の業務量を低減する方策が必要であると考ええる。

例えば、業務の内容に応じて関連他部局との連携や他部局への業務の部分的移譲という方策が考えられる。その一例として、業務継続計画の策定が挙げられる。現在、危機管理課は同計画について総務部との連携を図っているが、この他にも連携によって危機管理課に集中する負荷を軽減し、同課の業務を経済的に遂行できるものが無いかを今一度点検する必要があると考ええる。

また、業務の一部を外部に委託することによって、危機管理課職員の業務量を軽減し、時間外勤務を削減する方策が考えられる。この方策では、時間外勤務手当の削減額が委託費を上回るかどうかを分析する必要がある。分析の結果、委託により経済性が図れると判断される業務がある場合は、積極的に当該業務の委託を検討すべきであるとする。

災害時の応援協定について

市は、地震・風水害等の大規模災害が発生した時に、迅速に応急対応を行えるよう、他の行政機関、各種事業者(民間企業)、団体等と応援協定を締結している。協定内容としては、応急活動等の相互応援のほか、水・食料・他生活必需品の物資供給、救援物資等の輸送業務、医療救護活動等があげられる。

また、津波における一時避難施設として、民間施設との協定を締結している。さらに、帰宅困難者支援施設として、駅周辺及び主要幹線道路沿線のホテル等と帰宅困難者の一時受入れに関する協定を締結している。

具体的な災害時応援協定締結状況(平成 24 年 10 月 31 日現在)は以下のとおりである。

協定先一覧(行政)

No	協定等名称	協定先名	協力項目・供給物資	締結日	更新日	自動更新条項
1	覚書 (船橋防災センター臨時離着陸場使用)	建設省関東地方建設局 (現 国土交通省関東地方整備局) 関東技術事務所	ヘリポート 使用	H12/3/1	-	×
2	中核市災害相互応援協定	中核市各市	応急活動等 相互応援協定	H15/9/1	H23/5/2	×
3	災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定	東葛飾地域 9 市	応急活動等 相互応援	S50/7/24	-	×
4	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する協定	千葉県内市町村間	応急活動等 相互応援	H8/2/23	-	×
5	災害時における相互応援に関する協定	神奈川県横須賀市		H8/5/28	-	×
6		埼玉県川口市		H8/6/21	-	×
7	船橋市防災資機材の使用及び管理に関する協定書	陸上自衛隊習志野駐屯地	防災資機材管理 等	H8/2/29	-	○
8	全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	全国中央卸売市場協会	被災都市の住民に供する生鮮食料品の提供・搬送	H20/9/1	H24/9/1	×

No	協定等名称	協定先名	協力項目・ 供給物資	締結日	更新日	自動 更新 条項
9	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局(事務取扱い:同局首都国道事務所)	災害時における 関東地方整備局 から市町村への TEC- FORCE (注)情報連絡 員の派遣	H23/1/17	-	×
10	災害時の相互応援に関する協定	石油基地自治体協議会加盟団体	応急活動等相 互応援	H23/7/12	-	×
11	災害時における相互協力に関する協定書	船橋警察署	応急活動等相 互協力	H24/6/6	-	×
12		船橋東警察署		H24/10/5	-	×

(注) TEC-FORCE(Technical Emergency Control Force)...国土交通省等が設置している緊急災害対策派遣隊

(市資料より作成)

協定先一覧(民間)

No	協定等名称	協定先名	協力項目・ 供給物資	締結日	更新日	自動 更新 条項
1	災害時における物資の供給に関する協定書	ユアサ・フナシヨク株	米穀・パン類	S53/12/25	-	○
2	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	生活協同組合ちばコープ	水・食料・他生 活必需品	H8/3/26	-	×
3	災害時における物資の供給に関する協定書	(社)京葉食品コンビナート協議会	水・食料・他生 活必需品	H8/9/13	-	○
4	災害時における燃料の供給に関する協定書	(社)千葉県 LP ガス協会船橋支部	プロパンガス・ 灯油・設備器 具	H7/3/15	-	○
5	災害時における救助物資等の輸送業務に関する協定書	赤帽首都圏軽自動車 運送協同組合千葉県支部	輸送業務	H11/3/19	-	○
6	災害時における船橋市内郵便局、船橋市間の協力に関する覚書	船橋郵便局	応急活動	H9/10/15	-	×
7	災害時の医療救護活動に関する協定書	(社)船橋市医師会	医療救護活動 等	S60/4/1	H17/4/1	○
8	災害時における医療活動の協力に関わる協定書	(社)船橋歯科医師会		H8/8/26	H17/4/1	○
9		(一社)船橋薬剤師会			H17/4/1	○
10	災害時における接骨師会の協力に関わる協定書	(社)千葉県接骨師会船橋支部		H8/4/12	H17/4/1	○
11	災害時における医療活動の協力に関わる協定書	(公社)千葉県看護協会		H9/8/7	H17/4/1	○
12	災害時の応急措置に関する覚書	船橋造園協同組合	災害応急復旧 活動等	H17/3/23	-	○
13		船橋市電設協力会			-	○
14		船橋市上下水道管工事 協同組合			-	○

No	協定等名称	協定先名	協力項目・ 供給物資	締結日	更新日	自動 更新 条項
15	災害時における救助物資等の輸 送業務に関する協定書	千葉県トラック協会船橋支部	救助物資等の 輸送業務	H17/3/23	-	○
16	災害時における支援協力協定書	全日本冠婚葬祭互助協会	災害時の支援 協力	H17/5/1	-	○
17	災害救助犬の出動に関する協定 書	全国災害救助犬協会 (特定非営利活動法人)	災害時の災害 救助犬の出動 等	H17/12/1	-	○
18	災害時における放送要請に関す る協定書	千葉テレビ放送(株)	災害時の緊急 放送等		-	○
19		(株)ベイエフエム			-	○
20		(株)JCN 船橋習志野 (旧 船橋ケーブルネットワーク(株))			-	○
21	災害時における車両燃料等の供 給及び徒歩帰宅者支援に関する 協定書	千葉県石油協同組合船橋支部	災害時車両燃 料(ガソリン等)の 供給、徒歩帰 宅者支援		-	○
22	災害時の応急措置に関する覚書	千葉土建一般労働組合 船橋支部	災害応急復旧 活動等	H18/5/2	-	○
23	災害時における一時避難場所及 び集積場所の使用に関する協定 書	三井不動産(株)、 (株)よみうりランド	避難場所及び 集積場所使用	H20/12/1	-	○
24	災害時の応急措置に関する覚書	船橋市建設業協同組合	応急活動	H21/5/25	-	○
25	災害時における応急対策業務に 関する協定書	船橋測量調査協力会	応急活動	H23/12/14	-	○
26	災害時における物資の供給等に関 する協定書	(株)マミーマート	水・食料・他生	H24/1/20	-	○
27		イオンリテール(株)	活必需品	H24/3/25	-	○
28		石井食品(株)	食料他	H24/5/23	-	○
29		(株)イトーヨーカ堂	水・食料・他生 活必需品	H24/10/31	-	○
30		(株)そごう・西武 西武船橋店			-	○
31		(株)東武百貨店 船橋店			-	○

(市資料より作成)

協定先一覧(避難施設 民間)

No	協定等名称	協定先名	協力項目・ 供給物資	締結日	更新日	自動 更新 条項
1	津波における一時避 難施設としての使用に 関する協定	トライネット・ロジスティクス(株) 市川船橋支店 市川東浜流通センター	津波警報発令 時の一時避難 受入れ	H24/4/5	-	○
2		アイシーエクスプレス(株) 京葉物流センター			-	○
3		(一財)千葉港湾福利厚生協会 京葉港湾労働者福祉センター			-	○

No	協定等名称	協定先名	協力項目・ 供給物資	締結日	更新日	自動 更新 条項
4		東亜建設工業(株) 東亜建設工業船橋寮			-	○
5		三井不動産(株) 三井ショッピングパーク ららぽーと TOKYO-BAY		H24/7/9	-	○
6		イケア・ジャパン(株) イケア船橋店			-	○
7		リテールスクウェアマネージメント(有) ビビット南船橋			-	○
8		(株)コナミスポーツ&ライフ コナミスポーツクラブ 船橋			-	○
9		ダイバレスライフシティ船橋管理組合 ダイバレスライフシティ船橋			-	○
10		ワンダーヘイシティSAZAN 管理組合 ワンダーヘイシティSAZAN			-	○
11	災害発生時における 帰宅困難者支援に関 する協定	船橋グランドホテル(株)	帰宅困難者の 一時受入れ	H24/5/23	-	○
12		石井食品(株)			-	○
13		セミナーハウス クロスウェーブ 船橋			-	○
14		(株)桜エージェンシー サンクランドホテル船橋			-	○
15		(株)鶴長観光 船橋第一ホテル レックスイン船橋			-	○
16		(株)ティップネス船橋店			-	○
17	災害時における施設 の使用及び物資集積 場所の使用に関する 協定	(株)よみうりランド 船橋競馬場	避難者の屋外 での一時的な 受入れ及び支 援物資等の集 積場所	H24/10/1	-	○

(市資料より作成)

協定先一覧(避難施設 県立学校)

No	協定等名称	協定先名	協力項目・ 供給物資	締結日	更新日	自動 更新 条項
1	災害時における避難 所等の施設利用等に 関する協定	県立船橋高等学校 体育館、セミナーハウス、屋外運動場	災害時におけ る避難所、一 時避難場所の 提供	H24/8/15	-	○
2		東葉高等学校 体育館(体育科教官室を除く)及び隣接す る屋外運動場		H24/10/16	-	○

(市資料より作成)

ア．協定書の適切な締結及び更新について（危機発生前）

【事実の概要】

この 協定先一覧 は、地域防災計画の資料編に「資料 13-1 協定締結先一覧」として記載されている。また、地域防災計画「第 2 部 地震災害対策編 第 2 章 応急対策計画 第 1 節 応急活動体制 第 7 応援の要請」に他市町村・指定地方公共機関等への要請として、応援協定が記載されているほか、それぞれの対策に係る応援協定締結の推進が記載されている。

【意見】

応援協定の締結先及び応援協定内容は、地域防災計画と整合した形で行われる必要があると考える。地域防災計画に応援協定の必要性が記載されていないが、協定先一覧 になく、未締結と考えられるものが以下のとおり見受けられた。

相手先	求められる協定内容
県水道局	応援協定の締結と役割分担の取り決め、応援体制の確保
し尿回収・搬送業者等	避難場所等し尿の回収・搬送
保護・収容施設	放浪ペット・家畜の保護・収容体制整備
供給業者	遺体安置場所の遺体袋や遺体保存のためのドライアイスの確保
船橋市漁業協同組合	津波災害等によって海に流された遺体の搜索
船橋競馬場	受入れた救援物資等を集積場所から各避難所等に配布する際の中継物流施設 食料品の集積場所

(市資料より作成)

上記協定の締結見込みについて市の担当者に質問したところ、現在推進中であり、船橋競馬場については平成 24 年 11 月に協定締結済みという回答を得た。また県水道局について、市は役割分担等についての書面を取り交わしている。

なお、地域防災計画で必要性を検討した協定については、その協定締結状況を網羅的に把握する必要があると考えるため留意されたい。

また、「災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結した帰宅困難者支援施設は水やトイレ、休憩場所等を提供し、帰宅困難者への支援を行うことになっているが、現在の協定先は主に主要道路沿いのホテル等である。主要道路沿いに多くあるコンビニエンス・ストアやファミリーレストランが協定先に入っていない理由を市の担当者に確認したところ、コンビニエンス・ストアやファストフード店、居酒屋、ファミリーレストラン等については、千葉県が構成員となっている九都県市が災害時帰宅支援ステーションとして協定を結んでいるとの回答

を得た。

また、避難場所等に指定していながら、平成 24 年 10 月時点で協定が未締結となっている避難場所等指定施設は以下のとおりである。

指定施設名称	避難所区分
県立薬園台高校	一時避難場所
県立船橋東高校	一時避難場所
県立船橋啓明高校	一時避難場所
県立船橋芝山高校	一時避難場所
県立船橋二和高校	一時避難場所
県立船橋古和釜高校	一時避難場所
県立船橋法典高校	一時避難場所
県立船橋北高校	一時避難場所
旧県立船橋旭高校	一時避難場所
日本大学理工学部	一時避難場所
東邦大学	一時避難場所
県立行田公園	広域避難場所
県民の森	広域避難場所
陸上自衛隊習志野演習場	広域避難場所
中山競馬場	広域避難場所
船橋大神宮	一時避難場所
船橋オートレース場正面駐車場	一時避難場所
NTT 船橋グラウンド	一時避難場所

(市資料より作成)

未締結の理由と締結予定について、市の担当者に質問したところ、当初書面にて許諾を得ているため、一時避難場所としているとの回答を得た。上記施設は避難場所として市のホームページにも掲載されているため、避難所等として今後も指定をするのであれば、早急な協定の締結が望まれる。

【事実の概要】

協定先一覧 の締結日及び更新日を見ると分かるように、相当期間経過しているものが見受けられる。協定期間について具体的な期間を定め、自動継続条項がある協定書は問題ないと考えられるが、協定期間自体が記載されていない協定書も散見される。また、協定書の相手先の中には市町村合併や組織変更によって、

既に存在していない市町村、部署等も含まれている。

このように協定期間自体が記載されていない協定書や相手先がすでに存在しない協定書が現在も法的に有効かどうかについて、市の担当者に確認したところ、市の法務担当からは、市町村合併時の地方自治法の条文の解釈上、法的には有効であるとの回答を得た。

【意見】

仮に協定書自体が法的に有効であったとしても、最も古い協定書ではすでに締結日(あるいは最終更新日)から 35 年以上経過しているものがあり、その内容が現状に適合しているかを十分検討する必要があると考える。

また、協定期間の記載がなく、自動継続条項のない協定書についても、これらを記載しないことに特に合理的な理由がないのであれば、記載することを検討されたい。特に法的に問題なければ、改訂時に記載することも考えられる。

以上により、地域防災計画と整合した協定先及び協定内容での災害時応援協定を締結することが望まれる。一部はすでに実行しているが、既存の協定書の内容も大震災の影響を加味して協定書の締結先を再検討するだけでなく、現在締結中の協定書の内容について確認し、適切な更新を行うことを検討されたい。

現在の相互応援協定の締結先は、中核市及び東葛地域、千葉県内の市町村のほか、神奈川県横須賀市と埼玉県川口市となっているが当該 2 市以外の追加の協定を結ぶ必要があるのかなどについても確認することが望ましい。

また、協定書の締結漏れがないように、締結の進捗状況については、市として網羅的に把握する必要があると考える。

イ．情報（資料）の交換について（危機発生前）

【事実の概要】

協定先一覧(行政) 「No.2 中核市災害相互応援協定」、「No.3 災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定」、「No.4 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する協定」及び「No.5 災害時における相互応援に関する協定」においては、協定に基づく応援の円滑化を目的として、情報(資料)の交換に関する条項がそれぞれ定められている。

具体的には以下のとおりである。

(資料の交換)

第 6 条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年 1 回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(「中核市災害相互応援協定」より)

市の担当者に当該地域防災計画等の資料の入手について確認したところ、実際は年 1 回ではなく、当該地域防災計画改訂時に掲載しているホームページの URL を相互に通知することで代替していた。また、入手した他市の当該地域防災計画等の活用状況について、市の担当者に質問したところ、市の地域防災計画の改訂時の参考に行っているとの回答を得た。

【意見】

当該地域防災計画等の入手方式が紙文書であるか、URL であるかは、単なる入手方式の相違であるため、定期的に入手しているのであれば、特に問題とはならないと考える。しかし、現状は入手した他市の当該地域防災計画の活用の問題があると考えられる。

そもそも協定市が参考資料を相互に交換する目的は、中核市災害相互応援協定第 6 条に規定されているとおり協定に基づく応援の円滑化であるため、少なくとも当該目的に対する検討が必要であると考えられる。

また、現在他市の当該地域防災計画は、市の防災計画改訂時の参考として活用しているが、参考程度にとどまらず、他市の当該地域防災計画等の内容を詳細に検討し、現在の市のものと比較・検討・考察を行うことによって、市の地域防災計画へより有効にフィードバックすることが望まれる。

ウ．経費の精算について（危機発生後）

【事実の概要】

協定先一覧(行政) 「No.2 中核市災害相互応援協定」及び「No.4 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する協定」について、大震災時の応援実績の有無を確認したところ、いわき市、郡山市、盛岡市に救援物資を送付、浦安市に液状化による道路、下水道の応急復旧のために市職員を派遣したとの回答を得た。

両協定書はそれぞれ応援に要した経費の取扱いにつき条文で定めているため、当該経費の精算の有無について確認したところ、浦安市については、応援職員の超過勤務手当及び旅費を経費として精算しているが、いわき市、郡山市、盛岡市は人道的配慮から「中核市災害相互応援協定実施細目」(以下「実施細目」という。)第 5 条を準用して、請求していないとの回答を得た。

【意見】

「No.2 中核市災害相互応援協定」は第 4 条において応援経費について次のように定めている。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

また、経費精算をしていない根拠として市の担当者が準用した実施細目第5条の内容は以下のとおりである。

(その他)

第5条 この実施細目により難しい事項及び実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して決めるものとする。

上記第5条はいわゆる包括条項といわれる条文であるが、一方で経費等の負担は実施細目第2条に以下のように定められている。

(経費等の負担)

第2条 協定第1条第1号から第3号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市(以下「応援要請市」という。)の負担とし、その他の経費は応援した市(以下「応援市」という。)の負担とする。

- (1) 協定第1条第1号及び第2号に掲げる食料等の購入費及び輸送費
- (2) 協定第1条第3号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
2. 協定第1条第4号の応援(以下「応援業務」という。)に要する経費の負担については、次のとおりとする。
 - (1) 応援業務に従事した職員(以下「応援職員」という。)の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請市の負担とする。
 - (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。
 - (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市の往復の途中において生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間の協議して定める
3. 応援職員は...以下 略

上記実施細目第2条は、第1項及び第2項第1号から第3号で経費の負担について詳細を定めている。また同条第2項第4号は第1号から第3号に定めのない経費については協議して決めるという包括条項である。

したがって、中核市災害相互応援協定の第 4 条に規定する経費の負担については、実施細目第 2 条に明記されており、実施細目第 5 条の包括条項が適用される余地はないと考えられる。

なお、市の担当者からは中核市市長会会長である岐阜市長より、平成 24 年 3 月 14 日に「東北地方太平洋沖地震における災害応援活動について」という文書が電子メールにより送付されたとの説明を受けた。その文書を確認したところ、「応援経費の負担について、協定第 4 条に基づき「中核市災害相互応援協定実施細目」において定めてありますが、応援市の負担としていただかざるを得ないと考えます」との記載があり、経費負担を実施しないという中核市市長会の意向を確認した（ただし、当該文書以外に経費負担についての稟議等の文書は見受けられなかった）。

したがって、経費の負担についての市の判断には一定の合理性が認められるが、いずれにしても、実際の災害発生時に締結した協定が無効となる運用がなされるのであれば、協定自体が無意味となる恐れがあるため、今一度内容を検討すべきであるとする。

なお、当該経費については災害救助法第 35 条に基づいて千葉県に請求し、精算されている。実施細目に定められた内容とは一致しないが、その理由を確認したところ厚生労働省の発出した通知「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について」に従っているとの回答を得ている。

エ．陸上自衛隊習志野駐屯地との協定書について（危機発生前/発生後）

【事実の概要】

協定先一覧(行政) 「No.7 船橋市防災資機材の使用及び管理に関する協定書」において、市は陸上自衛隊習志野駐屯地(以下「自衛隊」という。)と、災害救助用として市が購入した防災資機材(以下「資機材」という。)の使用及び管理に関し、協定を締結している。

当該協定書は第 4 条において、資機材の使用手続等を以下のように定めている。

(資機材の使用基準及び手続)

第 4 条 乙は、災害派遣及びその訓練等に資機材を使用するものとする。この際、船橋市地域の災害のみならず他の地域で発生した災害対処にも使用出来るものとする。

2 乙は、資機材を使用した場合は、使用後、次の事項を通知するものとする。

- (1) 使用資機材及び数量
- (2) 故障資機材及び数量
- (3) 修理・補充を要する資機材及び数量
- (4) その他、必要と思われる事項

市の担当者からは、資機材を訓練時に使用したという通知は今までに一度も自衛隊から受領していないとの説明を受けた。

【意見】

訓練時に資機材を使用していないかどうかを自衛隊に確認し、使用していた場合は当該協定書に基づいて適切に通知するよう依頼すべきであるとする。

【事実の概要】

先の大震災で、自衛隊は福島県における災害派遣時に当該資機材を使用している。その際の通知を確認したところ、以下の事実を確認した。

- 1) 通知日が平成 24 年 1 月 16 日であり、相当な期間が経過している
- 2) 通知に記載している資機材名称が、市が自衛隊に使用を委託した資機材名称と一致していない
- 3) 通知には使用資機材のみ記載しており、故障資機材、修理・補充を要する資機材は記載されていない

【意見】

通知日の経過について

当該協定書第 4 条第 2 項に記載の通知のタイミングは「使用後」としか記載がないこと、大震災が「千年に一度の未曾有の震災」であったことを考慮すると、多少の通知の遅れは容認できるとの考えもある。しかし、後述するように市は資機材の故障、修理・補充といった重要な情報を適時に把握し対応しなければならない点を勘案すると、このような通知の遅延は問題であるとする。

今後は通知の遅延が生じないように、当該協定書第 4 条第 2 項において具体的な通知期限を明記するなどの対応が必要であるとする。

【指摘】

資機材名称の不一致について

市担当者の回答をもとに、自衛隊による使用資機材の通知内容と市の委託資機材一覧表との照合を行った。その結果は以下のとおりである。

使用通知上の名称		対応する市の委託資機材名称
	エンジンカッター替刃(非金属)	エンジンカッター替刃(コンクリート・鉄用共)
	エンジンカッター替刃(金属)	
	チェンソー替刃	チェンソー(スチール社製 0250-40)
	エンジンカッタースターターロープ	エンジンカッター(スチール社製 TS510AV SP 型)

使用通知上の名称		対応する市の委託資機材名称
	チェーンソー・スターターロープ	チェーンソー(スチール社製 0250-40)
	プラグ	チェーンソー(スチール社製 0250-40) エンジンカッター(スチール社製 TS510AV SP 型)

(市資料より作成)

と は、区分の仕方が異なるが、内容はほぼ同一であると考えられる。しかし は、通知が「替刃＝消耗品」であるのに対し、委託資機材は「チェーンソー＝備品」であることから、両者が同一であるとは言い難い。 、 及び についても同様である。このように、通知上の名称と委託資機材名称は一致していなかった。また、通常、資機材を使用する際に、消耗品のみを使用するという事は考えられず、備品であるチェーンソーやエンジンカッター自体も当然使用すると考えられるが、それらは通知上に記載されていなかった。

使用資機材の通知は、正確な使用状況を把握するために委託資機材名称に合致して報告される必要がある。また、当該協定書第 4 条第 2 項に従い、チェーンソーやエンジンカッターを含め、使用資機材を全て正確に通知しなければならない。

【意見】

故障資機材、修理・補充を要する資機材の記載について

市の財産管理という観点からは、当該協定書第 4 条第 2 項第 1 号により資機材の使用そのものの通知が重要であることは言うまでも無いが、更に危機管理の観点からは、当該協定書第 4 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に定める故障資機材、修理・補充を要する資機材を適時・適切に市に通知することも重要であると考ええる。

自衛隊からの通知は、上記のように使用資機材だけが記載されており、故障資機材、修理・補充を要する資機材の有無については何も記載されていなかった。故障資機材等の記載が無いというのは、該当事項が無いという事か、それとも通知を失念しているという事かが判別できなかった。仮に故障資機材等があるにもかかわらず通知が失念されていたとすれば、危機管理上は重要な問題となることから、今後は、通知上で故障資機材等の有無を明確に記載すべきであると考ええる。

また、現在の当該協定書は、資機材の使用後に故障資機材等を通知するよう規定しているが、市は故障等の情報を適時に把握する必要があるので、資機材の使用の有無にかかわらず、速やかに故障等の情報を入手できるように当該協定書の規定を見直す必要があると考ええる。

防災訓練について

市は災害対策基本法及び地域防災計画に基づき、市に影響を及ぼす大地震が発生

した場合及び大規模地震対策特別措置法による警戒宣言発令(東海地震)等を想定した防災訓練を実施している。具体的には、市民、市及び防災関係機関が一体となって、迅速かつ的確な災害応急対策や相互の連絡協調体制の確立並びに市民一人一人の防災意識の高揚と防災行動力の向上を図り、災害に強い安全なまちづくりを確立することを目的として、総合防災訓練等を実施している。

総合防災訓練の具体的な訓練の内容は以下のとおりである。

1) 実施時期

原則として毎年防災の日(9月1日)または、防災週間中。

2) 実施方法

市総合防災訓練実施要綱を定め実施する。

3) 参加機関

市、市民、自治会・自主防災組織、小・中学校、幼稚園、保育園、市消防局・消防団、警察署、医師会、防災関係機関、民間協力団体等。

4) 訓練内容

-) 予知対応型訓練(非常招集訓練、本部運営訓練、情報伝達訓練)
-) 発生対応型訓練(非常対策本部設置訓練、通信訓練、情報収集訓練、広報訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、救出救助訓練、救援物資輸送訓練、応急給水訓練、炊出し訓練、避難所運営訓練)
-) 津波避難訓練(情報収集訓練、広報訓練、避難誘導訓練)

なお、) 津波避難訓練は平成 24 年度より実施している。

また、当該訓練終了後に「市総合防災訓練に関するアンケート」(以下「アンケート」という。)を実施している。

ア．アンケート結果の分析等の実施と文書化、適切なフィードバックについて(危機発生前)

【事実の概要】

市は防災訓練終了時に市民から集めたアンケートの回答内容を集計している。当該アンケート結果の活用方法を、市の担当者に質問したところ、「次回の訓練に考慮」ととどまるとの回答を得た。

【意見】

アンケートを実施するのであれば、その結果を集計するだけでなく、その分析のみならず、アンケートに記載されている市民の要望への対応についての検討結果及び検討過程を文書化し、次回の訓練に適切にフィードバックを行うことが望

まれる。

なお、当初は様々な要因によって、対応不可能であった市民からの要望が、その後の状況変化によって対応可能となる可能性もあるため、その検討結果及び過程を文書化し、適切に引き継いでいくことが必要であると考ええる。

また、地域防災計画においては、訓練終了後に反省会を開催し、改善策を検討するとの記載があるが、当該反省会の内容も文書化して次回の訓練への適切なフィードバックが望まれる。

イ．訓練長期不参加の町会・自治会及び不参加理由の把握について（危機発生前）

【事実の概要】

市では、総合防災訓練のほかに、自主防災組織、町会・自治会、学校、事業所等を単位とする訓練及び複数の組織の連合による訓練と警察署、消防局・署、消防団等の協力をもとに実施する、地区防災訓練が行われている。

地区防災訓練は年 1 回ではなく、原則として要請により随時実施しており、平成 23 年度に実施された地区防災訓練は 165 回程度であると市の担当者より説明を受けた。

市は町会・自治会に年に 1 度の総合防災訓練に参加するように通知を行っており、参加した町会・自治会の名称及び参加人数等を把握している。

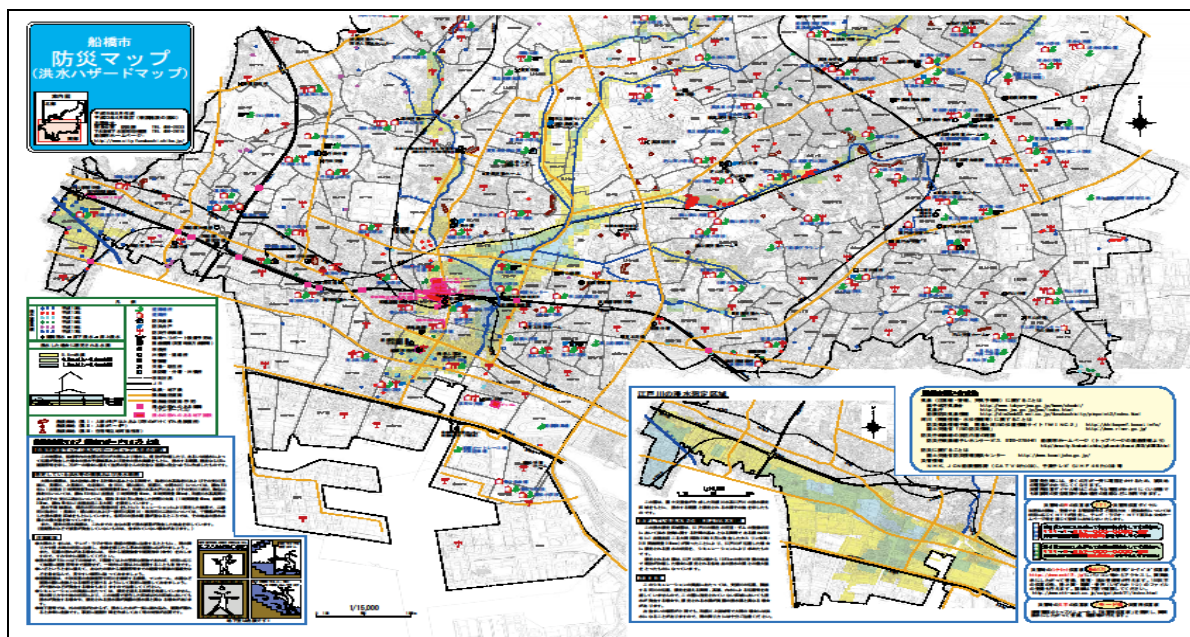
【意見】

防災においては、市民が「自分たちの身の安全は自分で守る」という意識を持ち、平常時から防災に備えるために自助への取り組みを行うほか、地域での共助により地域防災力を向上することが肝要である。

したがって、町会・自治会については、年に 1 度の総合防災訓練か、随時実施可能な地区防災訓練の実施が望まれる。そこで総合防災訓練及び地区防災訓練に参加している町会・自治会について、その参加履歴を記録し、長期間にわたりどの訓練にも参加していない町会・自治会について把握することが必要であると考ええる。さらに、そのような長期訓練不参加の町会・自治会を把握し、その不参加理由を調査することも重要である。単に市民の防災意識が高くないことから長期間不参加となっている町会・自治会については、広報活動の強化等によって強く参加を促すことによって対応することが考えられる。また、高齢化等の事情により参加したくてもできない町会・自治会については、住民に災害時要援護者がいる可能性もあるため、事前に把握しておくことは有用であると考ええる。

防災マップ及び地区別防災カルテについて

市は船橋市内の主要な河川が大雨により増水し、堤防が決壊したり、あるいは越水によって氾濫が発生した場合の浸水予想結果及び過去の浸水実績をもとに、浸水する範囲、程度ならびに避難所等を示し、万が一に備えて市民の安全な避難に役立つように「防災マップ(洪水ハザードマップ)」を作成している。



(参考:「防災マップ(南部)」 市ホームページより)

防災マップが洪水のみに限定している情報であるのに対し、市は、大規模地震や台風等の風水害が発生した際の市域の災害危険性分布を専門的かつ総合的に解析し、市の防災対策の現況及び市を取り巻く社会環境等も踏まえた地域防災計画の抜本的な修正に資するために、平成 22 年度に「船橋市防災アセスメント調査及び地区別防災カルテ作成業務」を実施した。

その成果として市は、地域がもつ特性や防災施設、危険性などの基礎的な情報を市民と共有することを目的として「船橋市地区別防災カルテ」(以下「地区別防災カルテ」という。)を作成している。

市では様々な計画において広く大きな市域を 5 区分、10 区分、24 区分のコミュニティ(地区)に分けており、当該地区別防災カルテでは最も詳細な 24 区分を採用している。

具体的な区分は以下のとおりである。



番号	地区名	各地区を構成する町丁目
1	宮本	宮本1～9丁目、市場1～5丁目、東船橋1～7丁目、東町、駿河台1～2丁目
2	横町	本町3丁目、横町1～3丁目、浜町1～3丁目、若松1～3丁目、日の出1～2丁目、西船橋1～3丁目、佐野1～2丁目、潮見町、高根町
3	本町	本町1～2丁目、本町4～7丁目
4	海神	南本町、海神1～6丁目、海神町2～3丁目、海神町東1丁目、海神町西1丁目、海神町南1丁目、南海神1～2丁目
5	葛飾	山野町、印内町、葛飾町2丁目、本郷町、古作町、古作1～4丁目、西船橋1～7丁目、印内1～3丁目、東中山1～2丁目
6	中山	二子町、本中山1～7丁目
7	塚田	旭町、行田町、行田1～3丁目、山手1～3丁目、北本町1～2丁目、前貝塚町、旭町1～6丁目
8	法典	丸山1～5丁目、上山町1～3丁目、馬込町、馬込西1～3丁目、藤原1～8丁目
9	夏見	夏見1～7丁目、夏見町2丁目、夏見台1～6丁目、米ヶ崎町
10	高根・金杉	高根町、金杉町、金杉1～9丁目、金杉台1～2丁目、緑台1～2丁目
11	二和	二和東1～6丁目、二和西1～6丁目
12	三咲	三咲町、三咲1～9丁目、南三咲1～4丁目
13	八木が谷	八木が谷町、咲が丘1～4丁目、みやぎ台1～4丁目、八木が谷1～5丁目、高野台1～5丁目
14	前原	前原東1～6丁目、前原西1～8丁目、中野木1～2丁目
15	二宮・飯山橋	二宮1～2丁目、飯山橋町1～3丁目、滝台町、滝台1～2丁目
16	幕田台	幕田台1～6丁目、幕田台町1丁目、七林町
17	三山・田喜野井	三山1～9丁目、田喜野井1～7丁目、習志野1～5丁目
18	高根台	高根台1～6丁目
19	新高根・芝山	芝山1～7丁目、新高根1～6丁目、高根台7丁目
20	松が丘	松が丘1～5丁目
21	大穴	大穴町、大穴南1～5丁目、大穴北1～8丁目
22	習志野台	習志野台1～8丁目、西習志野1～4丁目、習志野台4丁目（住居表示実施外）
23	豊直	小瀬町、小野田町、大神保町、神保町、車方町、鈴身町、豊直町、金堀町、橋が山町、古和室町
24	坪井	坪井町、坪井東1～6丁目、坪井西1～2丁目

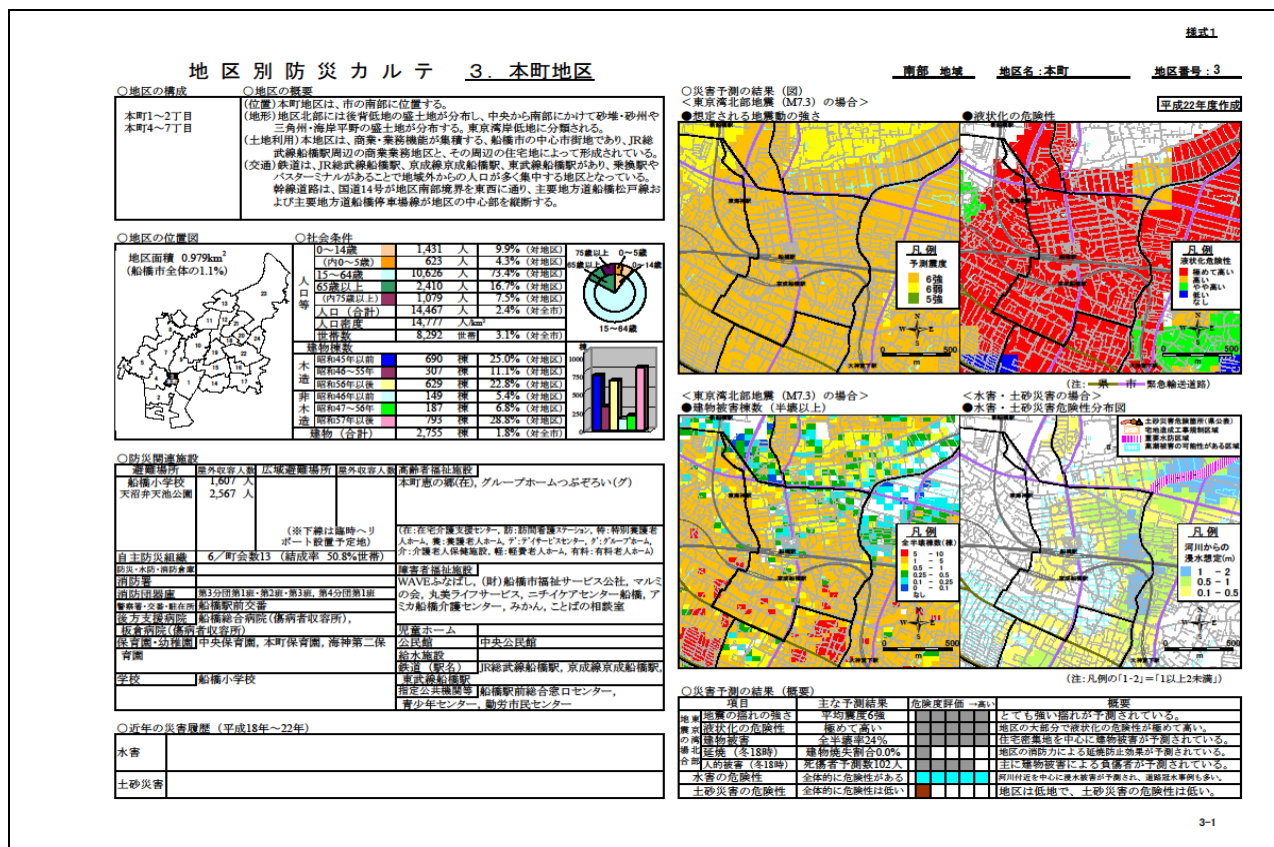
(参考:「船橋市地区別防災カルテ」より)

各地区の地区別防災カルテは様式 1 から様式 7 で構成されており、主な内容は以下のとおりである。

様式	記載項目
1	地区の構成・概要・位置図、社会条件、防災関連施設、近年の災害履歴、災害予想の結果(図)、防災予測の結果(概要)
2	防災関連施設分布図、防災関連施設凡例、地震被害想定結果、防災上の課題
3	地震危険性分布図(想定震度)
4	地震危険性分布図(液状化)
5	地震危険性分布図(建物被害)
6	水害・土砂災害危険性分布図
7	避難場所、広域避難場所、避難所一覧

(参考:「船橋市地区別防災カルテ」より)

具体的な地区別防災カルテは以下のとおりである。



(参考: 地区別防災カルテ 3.本町地区 様式1)

ア. 防災マップの直近情報について(危機発生前)

【事実の概要】

防災マップは平成19年8月に作成され、その後は施設名称等の修正のみを行い、浸水被害実績等は平成17年のデータが最新となっている。

【意見】

防災マップの浸水被害情報の更新が平成17年で止まっている理由を市の担当者に確認したところ、最新情報は地区別防災カルテにて公表しているためとの回答を得た。

しかし、防災マップが区域を北部・南部に2分割されているのに対し、地区別防災カルテは24区域に分割されていること、防災カルテの記載内容は洪水に限らず他の災害も合わせて記載されていること等から、洪水被害情報のみの明瞭性及び一貫性という意味では防災マップの方が有用であると考えられる。

したがって、防災マップでの被害情報更新についても検討されたい。

イ．周知性について（危機発生前）

【事実の概要】

防災マップは平成 19 年度に市の全世帯に配布を行ったが、現在の入手方法は以下のとおりである。

- ）市ホームページでの閲覧(データの取り出し可能)
- ）転入者に対して市役所・出張所等窓口で配布

また、地区別防災カルテは全世帯の配布等は実施しておらず、現在の入手方法は以下のとおりである。

- ）市ホームページでの閲覧(データの取り出し可能)
- ）防災室(消防指令センター4 階)での閲覧
- ）行政資料室(市役所 11 階)での閲覧
- ）各図書館での閲覧

【意見】

市のホームページでの閲覧及びデータの取り出しは、IT に対してある程度の知識が必要であり、パソコンの保有やネットワーク環境の整備が必要となる。したがって、現在の地区別防災カルテの周知性は必ずしも十分であるとは言えないと考える。

また、市の施設や図書館での閲覧についても、市民の来訪を前提としているという点では同様のことが言える。

なお、地区別防災カルテの Q&A「地区別防災カルテについて 防災・減災を地域の皆様と共に実現するために」の「問 5 地区別防災カルテの入手方法は？」において、地区別防災カルテは「市域の全コミュニティーをまとめるとページ数も大変に多く」、また、「変更や修正への対応が困難であること」を理由として、「冊子として製本し全戸配布することは難しい状況である」と記載している。

しかし、市域の全地区をまとめるとページ数が多いのであれば、全地区をまとめて冊子にする必要はなく、地区ごとに印刷して該当する地区に配布することも考えられる。

地区ごとであれば、地区別防災カルテは各様式 1 枚ずつ計 7 枚であるため、決してページ数が多いとは言えないと考える。また、変更や修正についても対応が困難であるほど頻繁に実施されている訳でもなく、さらに変更した地区の、変更した箇所のみ配布すれば、配布量も多くはならないと考えられる。

したがって、定期的に地区単位でプリントアウトした防災マップ及び防災カルテを町内会等に配布し、周知を図る等の施策が望まれる。

ウ．在住外国人への対応について（危機発生前）

【事実の概要】

防災マップや地区別防災カルテの市在住外国人への対応について、市の担当者に質問したところ、船橋市国際交流協会が「多言語防災ガイド&マップ」(以下「多言語ガイド」という。)を作成しているとの回答を得た。なお、当該多言語ガイドは、外国人登録をしている全世帯への配布(作成時のみ)や、市役所の外国人登録窓口での備え置きによって周知を図っているとの説明を受けた。また、多言語ガイドの作成にあたり、市の危機管理課は監修という形で関与している。

その他、市は「ふなばし市民便利帳」の英語版と中国語版を作成し、その中でも防災情報を記載している。しかし、当該防災情報の具体的な内容は地震への備えや避難場所名一覧のみで、災害履歴や避難所の地図等はなく、災害情報としては限定的である。

また、船橋市国際交流協会は上記のほか、「船橋在住の外国人のための避難所一覧」(英語版、スペイン語版、中国語版、ハングル版)を作成している。そして市が大きな災害に見舞われた際や他の地域で災害が発生したときに、被災地などでの外国人の支援を目的としたボランティアである「災害時外国人サポーター」について市と共催で養成講座を開催している。

また当該災害時外国人サポーター向けに「災害時外国人支援ハンドブック」を作成し、配布している。

しかし多言語ガイドとは異なり、「船橋在住の外国人のための避難所一覧」及び「災害時外国人支援ハンドブック」について、市は特段関与していない。

【意見】

多言語ガイドを確認したところ、防災マップの内容が8ヶ国語(地図の記載は英語のみ)で記載されており、非常に有用であると考ええる。また、旧防災課が監修作業に関わっているため、その内容も信頼性が高いものとなっている。

しかし、多言語ガイドは平成20年1月に発行して以来、一度も更新がなされていない。よって、記載してある避難所等の名称や施設名称の「(建設中)」との記載が現実とは異なっていることから、適切な更新が望まれる。

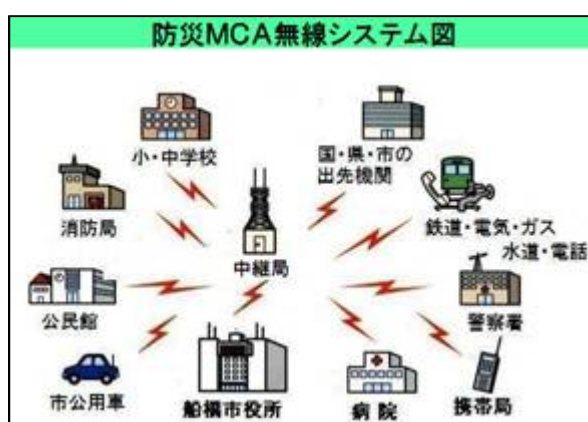
なお、「船橋在住の外国人のための避難所一覧」について避難所名等が更新されていないため、こちらも更新を行うことが望ましい。

また、「船橋在住の外国人のための避難所一覧」及び「災害時外国人支援ハンドブック」についても、その信頼性の確保のために監修等による市の関与を検討されたい。

防災備品（防災 MCA 無線）について

防災 MCA(Multi Channel Access)無線とは、一定数の周波数を多数の利用者が共同で利用する MCA 方式を採用した業務用無線である。当該無線の特徴は以下のとおりである。

- ・複数の周波数を多数の利用者が効率よく使えること、
- ・混信に強く、クリアな音質であること、
- ・同報(一斉送信機能)
- ・グループ通信機能



(市ホームページより)

防災 MCA 無線は陸上移動通信分野(運輸・物流業務、バス運行業務、タクシー等)において幅広く利用されており、他の地方公共団体においても防災ネットワーク構築、大規模災害時等における災害復旧活動に利用されている。

市では防災備品として防災 MCA 無線を以下のとおり保有している。

局種	台数
指令	5
半固定	254
車載	157
携帯	79
合計	495

(市の資料より)



(防災 MCA 無線:指令)



(防災 MCA 無線:携帯)

(ともに平成 24 年 11 月 22 日撮影)

防災 MCA 無線の管理状況について、市の担当者への質問及び設置場所への現場視察を実施し、管理状況を確認したところ、以下の事項が見受けられた。

ア．防災 MCA 無線の配置について（危機発生前）

【事実の概要】

市の現在の防災 MCA 無線の配置状況は以下のとおりである(平成 24 年 10 月 31 日現在)。

配置表

	指令	半固定	車載	携帯	計
災害対策本部(防災室)	5	-	-	-	5
本部長(市長用)	-	-	-	1	1
本部長車用(市長車用)	-	-	-	1	1
副本部長(副市長)	-	-	-	2	2
本部長付	-	-	-	4	4
本部員	-	-	-	30	30
市長公室	-	2	5	21	28
総務部(職員課)	-	1	-	-	1
企画財政部(管財課)集中管理	-	2	76	-	78
市民生活部	-	10	7	-	17
健康部(北部保健センター)	-	1	-	-	1
保健所	-	1	-	-	1
福祉サービス部	-	5	2	-	7

	指令	半固定	車載	携帯	計
子育て支援部(27 施設)	-	28	1	-	29
環境部	-	7	18	-	25
経済部	-	2	-	-	2
中央卸売市場	-	1	1	-	2
建設局(技術管理課)	-	-	-	1	1
都市整備部	-	2	5	-	7
道路部	-	2	20	-	22
下水道部	-	6	10	2	18
建築部(宅地課)	-	1	-	-	1
消防	-	6	-	1	7
管理部(管理課)	-	-	-	1	1
学校教育部(学務課)	-	1	-	-	1
生涯学習部	-	7	1	-	8
公民館(23 施設)	-	23	8	-	31
市立小学校(54 施設)	-	54	-	10	64
市立中学校(24 施設)	-	27	-	3	30
高等学校(11 施設)	-	11	-	-	11
特別支援学校(3 施設)	-	3	3	1	7
大学(3 施設)	-	3	-	-	3
防災関係機関(6 施設)	-	6	-	-	6
公共機関(5 施設)	-	5	-	-	5
救急医療(18 施設)	-	18	-	1	19
交通機関(6 施設)	-	6	-	-	6
関連機関(13 施設)	-	13	-	-	13
合計	5	254	157	79	495

(市資料より作成)

上表に関して市の具体的な配置方針を確認したところ、各避難所や公用車、自衛隊、警察、ライフライン事業者、主要鉄道駅、病院、大型商業施設等を設置場所に行っているとの回答を得た。

【意見】

防災 MCA 無線をより有効に活用するためにはその配置にも十分留意する必要がある。したがって、各避難所や公用車、自衛隊、警察、ライフライン事業者、主要鉄道駅、病院、大型商業施設等に防災 MCA 無線を設置するという市の方針には

一定の合理性がある。

しかし、実際に避難所に指定されていても防災 MCA 無線がない施設があり、必ずしも防災 MCA 無線の設置施設が当該方針と整合していない。

具体的には以下のとおりである。

）宿泊可能避難所に指定されながら、防災 MCA 無線の設置のない施設

指定施設名称	屋内収容人員(人)
東葉高等学校	1,090
北部公民館	343
二和公民館	632

）福祉避難所に指定されながら、防災 MCA 無線の設置のない施設

指定施設名称
北老人福祉センター
南老人福祉センター

）帰宅困難者支援施設に指定されながら、防災 MCA 無線の設置がない施設

指定施設名称
船橋グランドホテル(株)
石井食品(株)
セミナーハウスクロスウェーブ船橋
サングランドホテル船橋
船橋第一ホテル
レックスイン船橋
(株)ティップネス船橋店

）津波一時避難施設に指定されながら、防災 MCA 無線の設置がない施設

指定施設名称	受入可能人数(人)
トライネット・ロジスティクス(株)市川船橋支店 市川東浜流通センター	9,250
アイシーエクスプレス(株)京葉物流センター	安全に避難が可能な人数
京葉港湾労働者福祉センター	216
東亜建設工業(株)船橋寮	425
イケア・ジャパン(株)イケア船橋店	5,107
リテールスクウェアマネジメント(有) ビビット南船橋	10,000
(株)コナミ コナミスポーツクラブ 船橋	2,300
ダイハレスライヴシティ船橋	2,000
ワンダー・ヘイシティ SAZAN	1,280

市の担当者からは、これらの施設については、現在防災 MCA 無線の設置を予定しているとの回答を得た。いずれにしても、地域防災計画と整合した防災 MCA 無線の設置について、留意されたい。

なお、)の上 4 つの指定施設においては、平成 24 年 10 月 31 日時点で、携帯 MCA 無線の貸出しを行っているとの回答を得た。つまり、配置表は、実際に貸出し中となっている携帯 MCA が反映されていないことになる。

市では防災 MCA 無線の管理台帳上、当該貸出し分の設置場所も把握しているが、防災 MCA 無線の設置場所に年に 1 回配布している「船橋市防災 MCA 無線 取扱説明書 無線番号表」(以下「無線番号表」という。)には当該貸出し分が反映されていない。

無線番号表は防災 MCA 無線の配備場所間での交信を行う上で重要な情報であり、防災 MCA 無線の実際の配置や呼出番号が無線番号表の記載と異なっていると、災害発生時に必要な相手先に繋がらない可能性がある。また本来は防災 MCA 無線の貸出しが行われており、連絡可能な相手先が、当該無線番号表に記載されていないため、災害時に他の利用者が連絡できないと思いこんでしまう危険性も考えられる。

したがって、配置表及び無線番号表は、貸出しがなされた場合も実態に合わせて記載する必要があると考える。

イ．備品台帳の記載について（危機発生前）

【事実の概要】

防災 MCA 無線は船橋市財務規則(以下「財務規則」という。)第 187 条第 1 項第 1 号に定められた「備品」にあたるため、市は財務規則第 208 条第 1 項第 1 号に定められた「備品台帳」を記帳している。

【意見】

実際の備品台帳を確認したところ、「財務規則第 83 号様式の 1(その 1)」に定める様式を満たしており、記載内容に特段の問題はなかった。

また備品台帳の記載方法については、手引き等は作成されていないが、会計課歳出係より備品台帳の記入例が公表されている。当該記入例を確認したところ、現在の備品台帳の記入方法は当該記入例と整合している。したがって、防災 MCA 無線に関する備品台帳の様式及び記入方法は規定上特に問題がないと判断した。

しかし、備品台帳の目的の 1 つは、備品現物の適切な管理であることを鑑みると、それぞれの備品を購入時にまとめて記入している現在の記帳方法は望ましい

とは言い難い。なぜなら備品がまとめて記帳されているため、現物との照合が事実上困難となっているからである。実際、危機管理課においても現物有高は表計算ソフトによって管理している。

したがって、現物との照合可能な備品台帳を整備するため、現在の備品台帳の記帳の方法を個別に現物と照合可能な方法に改正するか、備品台帳そのものを現物照合可能となるようにシステム化等も含めて対応を検討すべきであるとする。

ウ．防災 MCA 無線の保管責任及び貸出しについて（危機発生前）

【事実の概要】

防災 MCA 無線の所管は防災室であるが、「ア．防災 MCA 無線の配置について」に記載のとおり、防災 MCA 無線現物は防災室以外の市の他部署のみならず、民間も含めた様々な場所に設置・保管されている。物品の保管区分及び使用責任については、財務規則第 203 条に、以下のように規定されている。

(物品の使用区分及び保管責任等)

第 203 条 物品をその使用状況に応じて、次に掲げるとおりに区分する。

(1) 専用物品 特定の職員に相当期間継続使用させる物品

(2) 供用物品 不特定の職員又は直接公共の用に供するため共同使用する物品

2 専用物品は、その物品を専用する者が、供用物品は、その物品を主管する課長が保管の責任を有するものとする。

3 物品出納員は、その所管に属する物品について所管換え(物品を所管する課長間において物品の所管を移し換えることをいう。)をしたときは、物品保管転換報告書(第 79 号様式)により会計管理者に報告しなければならない。

【意見】

防災 MCA 無線は、上記の専用物品と供用物品のいずれに該当するかという質問を行ったところ、特に明確には定義されていないとの回答を得た。

したがって、防災 MCA 無線を適切に上記財務規則第 203 条の区分に沿って定義する必要があるとする。

また、防災 MCA 無線自体は防災のための重要な備品であるため、その管理は専用者ではなく、防災の専門家である防災室が行うことには、一定の合理性があるとする。

なお、現在防災 MCA 無線については「船橋市防災 MCA 無線管理運用規程」(以下「運用規程」という。)及び「船橋市防災 MCA 無線携帯型無線機運用要領」(以下「運用要領」が定められている。運用規程においては、総括管理者を船橋市市長公室長とし、管理責任者を船橋市市長公室危機管理課長とし、各無線局に運用責任者を置くことを定めている。また運用要領においては、無線の配備等について

定めているが、運用規程及び運用要領ともに防災 MCA 無線の現物管理そのものについては特段定めていない。

したがって、防災 MCA 無線が現物管理を厳正に行うために、運用規程等の文書への明文化及び財務規則の見直し等も含めて検討されたい。

【事実の概要】

防災 MCA 無線は市の施設のみならず、民間施設にも設置されている。当該民間施設の設置については、財務規則第 204 条に以下の内容が定められている。

(物品の貸出)

第 204 条 職員以外の者から物品の借用申込みがあったときは、法令に定めるものを除くほか、課長は、その使用目的、品目、数量及び期間を検討のうえ貸出しの適否を決定し、貸出しするときは、物品借用書(第 80 号様式)を提供させなければならない。

また貸与した物品については、財務規則第 208 条第 1 項第 6 号に「物品貸与簿」(第 83 号様式の 6)の記帳が定められている。

防災 MCA 無線の民間への設置に際して、設置先から、上記財務規則第 204 条が定める物品借用書を受領していない。また、物品貸与簿の記帳も実施していない。

当該理由について市の担当者に質問したところ、不明であるとの回答を得た。

【意見】

防災 MCA 無線が物品である以上、上記財務規則の適用範囲となるため、財務規則を順守した事務の執行が必要である。ただし防災 MCA 無線が防災備品であることから、一般の物品とは異なる取り扱いをする必要性も否定できないが、その場合は、前述したとおり、財務規則の見直し等についても検討されたい。

備蓄品及び資機材について

市は防災室のある船橋市消防指令センターのほか、避難場所として指定されている公民館や小学校、中学校、防災倉庫に備蓄品を保管している。

備蓄品の出納については、防災室において表計算ソフトによる管理台帳(「施設毎備蓄一覧」)が作成されている。

当該施設毎備蓄一覧は、施設毎の備蓄品について、品名と数量、期限(賞味期限)を記載している。また参考情報を備考欄に記載している。

ア．保管状況及び残高管理について(危機発生前)

【事実の概要】

市の備蓄品の保管状況を確認するため、現場視察を実施した。

具体的にはサンプルで抽出した以下の保管場所に往査し、備蓄品の保管状況を視察するとともに、施設毎備蓄一覧と保管されている備蓄品の現物の照合を実施した。

現場視察実施場所

区分	保管場所名
防災室	船橋市消防指令センター
公民館	中央公民館
防災倉庫	芝山防災倉庫
小学校	田喜野井小学校
中学校	前原中学校
高等学校	市立船橋高等学校
外部倉庫	(株)シェアール東日本物流市川物流センター
	陸上自衛隊習志野駐屯地備蓄倉庫

上記保管場所のうち、防災室保有分については、船橋市消防指令センターの 4 階の廊下に以下のように保管されていた。



(船橋市消防指令センター 4F 廊下にて平成 24 年 11 月 12 日撮影)

船橋市消防指令センターの入り口は施錠されておらず、エレベーターを降りてすぐの場所に、このような状態で備蓄品は積み上げられている。防災室は廊下を通った奥にあるため、部外者による盗難が可能な状態である。

【意見】

備蓄品は市の財産であるため、その管理は適切に行う必要がある。また、備蓄品の保管が適切に実施されていないければ、災害時に必要な備蓄品の保有が出来なくなり、備蓄品本来の目的を果たせなくなるリスクがある。したがって、施錠できる場所に適切に保管する必要があると考える。

なお、その他の現場視察場所において、それぞれの担当者等に質問したところ、次の写真のように倉庫や空き教室等にて保管し、施錠を実施しているとの回答を得ている。



(市立船橋高等学校にて平成 24 年 11 月 12 日撮影)

【事実の概要】

施設毎備蓄一覧に記載されている数量と現物について照合したところ、不一致となっている備蓄品が見受けられた。

当該不一致については、主に以下の理由により生じているとの回答を市担当者より得た。

- ）イベント等で使用した備蓄品が適時に払出記帳されていないこと
- ）納品した備蓄品が適時に受入記帳されていないこと
- ）各部署に送付した備蓄品が適時に払出記帳されていないこと

【意見】

市の担当者から、施設毎備蓄一覧は備蓄品を管理する台帳であり、施設毎の備蓄品の数量及び賞味期限等を管理することを目的として表計算ソフトにて記帳し

ているとの説明を受けた。

当該目的を達成するためには、施設毎備蓄一覧は現物管理台帳として必ず現物の動きと一致させなければならない。したがって、備蓄品現物の出納に合わせた厳格な受払記帳を行うべきであるとする。

【事実の概要】

備蓄品のうち、1年以内に賞味期限が到来する備蓄品については、防災室にて保管し、防災イベント等が行われた際に廃棄せず有効利用する「利活品」として活用すると、市の担当者から説明を受けた。しかし、当該利活品の取扱いについて、特に規程等はなく、帳簿等による残高管理も行っていない。

【意見】

1年以内に賞味期限が到来する備蓄品をそのまま廃棄することなく、防災イベント等にて有効活用すること自体は、特段問題ないとする。しかし、利活品が、通常の備蓄品と同じ場所に保管されていて、一見区別がつかないこと、利活品の取扱いについて規程がなく、また帳簿等による残高管理も行っていないことから、流用等の不正の温床となる可能性が否定できない。

したがって、利活品について通常の備蓄品と保管場所を変えるか、一目で区別できるような工夫を行う必要があるとする。また、利活品の取扱いについてルールを定め、受け払い記帳や定期的な現物実査等を行う適切な残高管理を実施すべきであるとする。

【事実の概要】

市は(株)ジェイアール東日本物流市川物流センター(以下「JR 倉庫」という。)と、「防災備蓄用飲料水の運搬・保管業務契約書」を取り交わし、備蓄用飲料水の倉庫への運搬と保管を委託している。具体的な保管状況は以下のとおりである。



(JR 倉庫にて平成 24 年 11 月 12 日撮影)

市の担当者は、平成 24 年 4 月及び 5 月に備蓄用飲料の JR 倉庫への搬入作業には立ち会っているが、その後定期的な現物実査を実施していない。また、JR 倉庫から保管証明等を受領していない。

【意見】

JR 倉庫と締結した契約書第 8 条(業務の監督)に、「発注者(市)は受注者(JR 倉庫)に対し、必要があると認めるときは、いつでも業務の実施状況について報告を求め、又は発注者の職員に実地に調査させることが出来る」と定められている。当該備蓄用飲料は市の財産であることから、その管理は適正に実施される必要がある。

したがって、少なくとも年に 1 度は当該契約書第 8 条に基づき、市の職員による実地調査を実施するか、JR 倉庫から保管証明を受領すべきであるとする。

【事実の概要】

市は「災害時の応援協定について エ．陸上自衛隊習志野駐屯地との協定書について」に記載のとおり、自衛隊と「船橋市防災資機材の使用及び管理に関する協定書」を締結している。当該協定書では、防災資機材の使用及び保管を自衛隊に委託しているが、第 8 条(保管場所及び管理責任)において、防災資機材の管理責任が市にあることを定めている。市は当該資機材について、自衛隊から協定に基づく使用通知は受けているものの、定期的な現物実査を実施していない。



(陸上自衛隊習志野駐屯地 防災資機材倉庫にて平成 24 年 11 月 12 日撮影)

【意見】

当該資機材は市の財産であり、管理責任が市にあることから、適切な管理を行う必要がある。なお、市の担当者からは平成 24 年 3 月に資機材の納入に立ち会った際に、保管している資機材の現物実査を実施したとの回答を得ている。しかし、納入時だけでなく定期的な実施が必要である。

よって、JR 倉庫と同様に少なくとも年に 1 度は当該協定書第 8 条に基づき、市の職員による実地調査を実施するか、自衛隊から保管証明を受領すべきであると考ええる。

イ．備蓄品及び資機材の財務規則上の位置付けについて（危機発生前）

【事実の概要】

財務規則第 187 条は物品を以下のように分類している。

(物品の分類)

第 187 条 物品は、次の各号に掲げるところにより整理し、その分類は、別表第 9 に定めるところによる。

- (1) 備品 その性質又は形上を変えることなく比較的長期にわたり継続使用できる物、飼育する動物(消耗品として区分する動物を除く。)及び形状は消耗品に属するものであっても標本又は陳列品として長期間保管すべき物
- (2) 消耗品 1 回又は短期間の使用によって消費する物、使用により消耗又は損傷しやすく比較的短期間に再度の用に供しえなくなる物、飼育する小動物、報償費又はこれに類する経費によって購入した物品で譲与又は配布を目的とする物及び試験、研究又は実験材料として使用する物

(3) 原材料品 工事、工作、加工等のために消費する原料又は素材

備蓄品及び資機材は、財務規則上特に取扱いはないため、物品として、備品、消耗品、原材料品のいずれかに該当するかが不明確である。

また、財務規則第 208 条にて、備品は「備品台帳又は備品管理カード」、消耗品は「消耗品出納簿」、原材料品は「原材料出納簿」の記帳が定められているが、現在、備蓄品は備品と消耗品、原材料品に区分してそれぞれで記帳されている。

さらに、財務規則第 210 条では、物品出納員等が毎年使用中の物品の保管状況を調査しなければならない旨を定めているが、市の担当者からは、備蓄品については現状更新時に残高を確認しているだけであり、定期的な現物実査は実施していないとの回答を得ている。

【意見】

備蓄品の品目をみるに、クラッカーやアルファ米などの保存食、飲料水、生活用品等は消耗品に、簡易トイレやカセットガスボンベ式発電機、車いす等は備品に該当すると考えられる。よって、財務規則第 187 条をそのまま当てはめれば、前者は消耗品として消耗品出納簿、後者は備品として備品台帳にて管理することになり、別管理となる。備蓄品の管理は当該費目を消耗品と備品に区分することだけではなく、どの施設にどの費目の備蓄品がどれだけあるのかを賞味期限も含めて管理することが重要であると考え。これは、資機材についても同様である。実際に防災室で表計算ソフトにて作成している施設毎備蓄一覧は当該目的で作成されている。

したがって、備蓄品及び資機材については財務規則の物品とは異なる扱いとした方が合理的であるとも考えられるため、その扱いについて検討されたい。

なお、資機材の自衛隊への使用委託が「防災備品(防災 MCA 無線)についてウ・防災 MCA 無線の保管責任及び貸出しについて」においても記載した、物品の貸出しに該当するかについても検討が必要であると考え。

いずれにしても必要であれば、財務規則の見直し等についても検討されたい。

ウ．備蓄品の適切な整備について（危機発生前）

【事実の概要】

市は地域防災計画において備蓄体制の整備について記載している。

備蓄品の整備目標については、企業等とあらかじめ協定を締結し、災害時に必

要な物資を調達する流通備蓄や、国や他の自治体などからの救援物資が到達するまでの期間を 3 日間として、その間、家屋の全壊、焼失により避難する住民の必要数量に、帰宅困難により一時的に避難する者の必要数量(1 日分)を計上した数量としている。地域防災計画に記載している具体的な備蓄目標及び平成 24 年 8 月 1 日現在の備蓄数は以下のとおりである。

備蓄目標及び現在の備蓄数（平成 24 年 8 月 1 日現在）						
備蓄目標 避難者3日分、 帰宅困難者1日分 ※1			単位	配布基準	現在備蓄数 ※4	達成率
食 料 品 ・ 水 ※2	クラッカー等	215,651	食	一人3食/日	96,240	45%
	離乳食	4,234	食	一人3食/日	3,320	78%
	粉ミルク	95,904	g	一人135g/日	141,100	147%
	飲料水※4	222,000	ℓ	一人3ℓ/日	75,912	34%
生 活 必 需 品 ※3	毛布	28,000	枚	一人1枚	34,409	123%
	乳児用紙おむつ	22,555	枚	一人8枚/日	20,175	89%
	大人用紙おむつ	4,706	枚	一人6枚/日	5,360	114%
	生理用品	41,884	枚	一人8枚/日 (4週に1回換算)	25,824	62%

※1 平成22年防災アセスメント調査、平成22年国勢調査により算出。全壊・焼失による避難者 23,000 人、帰宅困難者 5,000 人（東日本発生時）の想定による。

※2 クラッカー等は3歳以上、離乳食は1、2歳、粉ミルクは0歳を対象。

※3 乳児用おむつは0～3歳、大人用紙おむつは65歳以上かつ要援護3以上（H24年4月現在）。生理用品は10～55歳の女性のみで、4週に1回使用することを想定。

※4 飲料水は備蓄品のみを記載しており、給水タンクや防災井戸は含まない。

(市資料より)

具体的な備蓄品の内容としては、緊急用食料、生活必需品及びその他の応急対策用資機材等、緊急に調達することが困難と予想されるものである。

また、備蓄品の保管場所については、防災倉庫及び 3 ヶ所の公園にあるコンテナ倉庫、市立小・中学校及び特別支援学校(82 校)の余裕教室等に保管している。

具体的な保管場所については、以下のとおりである。

備蓄品(食料品・生活必需品・その他の備蓄資機材)保管場所

(平成 24 年 8 月 1 日現在)

区分		場所数
学校	小学校	54
	中学校	27
	高等学校	1
	特別支援学校	1
倉庫	防災倉庫	7
	コンテナ倉庫	3
	馬込霊園倉庫	1
	西浦倉庫	1
その他	公民館	5
	勤労市民センター	1
	南部清掃工場	1
	一宮少年の家	1
	防災室	1
外部倉庫	JR 倉庫	1
合計		105

(市資料より作成)

また、市は備蓄品目一覧として、避難所(小学校)及び避難所(公民館)に備蓄する品目と数量を以下のように定めている。

【避難所】学校

No	項目	品目	数量	備考
1	保存食	クラッカー	630 食	1 箱 70 食
2		アルファ米	250 食	1 箱 50 食
3	飲料水	飲料水 2L(ペットボトル)	126 本	1 箱 6 本
4		飲料水 500ml(ペットボトル)	192 本	1 箱 24 本
5	乳幼児用品	粉ミルク(850g)	2 缶	
6		離乳食(しらす・鶏肉)	40 食	1 箱 2 食
7		哺乳瓶	4 本	
8		哺乳瓶消毒用液	1 本	
9		紙おむつ(赤ちゃん用)	270 枚	1 箱 54 枚
10	生活用品	ポリタンク(20L)	10 個	
11		ウォータータンク(10L)(折りたたみ式)	60 個	
12		ごみ袋(45L)	400 枚	1 箱 400 枚
13		防水シート	100 枚	

No	項目	品目	数量	備考
14		ワンタッチパーテーション	1 組	
15		簡易トイレ	6 基	
16		毛布	360 枚	1 箱 10 枚
17		固形燃料	108 個	
18		紙コップ	250 個	
19		紙おむつ(大人用)	100 枚	1 箱 20 枚
20		生理用品	256 枚	1 箱 64 枚
21	情報収集 ・ 照明用品	手回し充電式非常用多機能ラジオ	1 台	
22		電池式懐中電灯	1 台	
23		カセットガスボンベ式発電機	2 基	
24		カセットガスボンベ(別途保管)	48 本	1 箱 24 本
25		バルーン型 LED 照明機	2 基	
26		コードリール	2 台	
27		キャンドルランタン	20 本	
28	搬送用品	避難用背負いひも	1 本	
29		コンビネーションストレッチャー	1 台	
30		車椅子	1 台	
31		折りたたみリヤカー	1 台	
32	その他	避難場所看板	1 本	
33		救護所看板	1 本	

(市資料より)

【避難所】公民館等

No	項目	品目	数量	備考
1	保存食	ユニフーズ(要援護者用)	400 食	
2	飲料水	飲料水 2L(ペットボトル)	126 本	1 箱 6 本
3	乳幼児用品	粉ミルク(850g)	2 缶	
4		離乳食(しらす・鶏肉)	40 食	1 箱 2 食
5		哺乳瓶消毒用液	1 本	
6		哺乳瓶	4 本	
7		紙おむつ(赤ちゃん用)	162 枚	1 箱 54 枚
8	生活用品	毛布	200 枚	
9		紙おむつ(大人用)	60 枚	1 箱 20 枚
10	情報収集 ・ 照明用品	カセットガスボンベ式発電機	1 基	
11		バルーン型 LED 照明機	1 基	
12		カセットガスボンベ(別途保管)	24 本	1 箱 24 本
13		コードリール	1 台	

(市資料より)

また、災害時医薬備蓄品一覧として、小学校応急救護所及び中学校医療備蓄災害医療応急処置隊用医療資材として、以下のような品目と数量を定めている。

小学校応急救護所 / 中学校医療備蓄 医療器具(1号ケース)

区分	品名	規格	単位	数量	滅菌
外科用品	止血鉗子	コッハル、ヘアソ 14 cm各 4 本	本	8	○
	止血鉗子	モスキート(有鉤・無鉤) 12 cm各 4 本	本	8	○
	外科剪刀	(両鈍反・片尖直) 14 cm各 2 本	本	4	○
	ピンセット	(有鉤・無鉤) 13 cm各 5 本	本	10	○
	マッチョー待針器	16 cm	本	2	○
	メスホルダー	No.3	本	2	○
	替刃メス	No.15 100 枚入	箱	1	○
	替刃メス	No.11 100 枚入	箱	1	○
	消息子	18 cm	本	1	○
	縫合糸 ナイロン	3-0 40 cm 100 本入	袋	2	○
	縫合糸 ナイロン	3-0 40 cm 100 本入	袋	2	○
	縫合針	外科強弯弾 1.3.5 各 2 袋	袋	6	○
	縫合針	外科弱弯弾 1.3.5 各 2 袋	袋	6	○
	ケース	21 × 15 × 4 cm	組	3	○
	消毒用トレイ	21 × 15 × 4 cm	枚	5	○
注射用具	注射器	デイスカ 5cc 22G 付	本	20	○
	注射器	デイスカ 10cc 22G 付	本	10	○
	注射器	デイスカ 20cc 針なし	本	15	○
	注射針	21G,23G 各 10 本	本	20	○
	駆血帯	井の内式	個	2	
	輸血セット	標準タイプ	セット	10	○
	留置針	18G	本	5	○
	留置針	22G	本	10	○
	留置針	24G	本	5	○
補助用具	絆創膏	1.2 cm 24 巻入	箱	1	
	四角巾	穴あき、デイスカ 90 cm × 90 cm	枚	4	○
	手術用手袋	No.7,7.5 各 5 双	双	10	○
	鉗子立	ステンレス	個	2	
	救急剪刀	2060ES	本	2	

(市資料より)

小学校応急救護所 / 中学校医療備蓄 医療器具(2号ケース)

区分	品名	規格	単位	数量	滅菌
外科用品	血圧計	メーター式(ケース入)	個	1	
	聴診器	Wヘッド	個	1	
	打診器	ティラー式	本	1	
	ペンライト	瞳孔ゲージ付(アルカリ単3電池)	本	2	
	体温計	デジタル表示式	本	2	
	照明付舌圧子	舌圧子・耳・細部用(電池式)	本	2	
	舌圧子	ステンレス	枚	10	○
	ハイドスティック	開口器	本	2	○
蘇生用具	手動式蘇生器	バッグ・マスク(成人用)	本	20	
	吸引器	手動式	本	10	
	気管内チューブ	5,6,7,8mm 各1本	本	15	○
	サクシヨカテール	12,18 Fr 各2本	本	20	○
	ネートソカテール	12,14,16Fr 各1本	個	2	○
	喉頭鏡	マッキントッシュ(成人用)(電池式)	セット	10	
補助用具	ボールペン	黒	本	2	
	サインペン	黒、赤、各1本	本	2	
	メモ用紙	白	冊	2	
	トリアージタグ	標準仕様品	枚	50	
	連絡カード(旧規格)	救急用 基本的に使用せず	枚	30	
	選別バンド(旧規格)	赤、黄、緑各10枚 基本的に使用せず	枚	30	
補助用具	滅菌ガーゼ	7.5 cm × 7.5 cm 10枚	箱	5	○
	滅菌三角巾	ロール状 (大)	個	2	○
	診察用手袋	ラテックス 100枚	箱	1	

(市資料より)

小学校応急救護所 / 中学校医療備蓄 医療器具(3号ケース)

区分	品名	規格	単位	数量
消毒液	ビビテン液	5% 500ml	本	2
	消毒用アルコール	500ml	本	2
	ホビヨドン液	500ml	本	2
麻酔・止血剤	キシロカイン	1% 100ml	箱	1
	キシロカインゼリー	30ml × 5	箱	1
昇圧剤	ホスミン	0.1% 1ml 20A	箱	1
	ラテックG	500ml	本	10
	生理食塩水	500ml	本	2

(市資料より)

小学校応急救護所 / 中学校医療備蓄 医療器具(段ボール箱に別途収納)

区分	品名	規格	単位	数量
補助	カット綿	500g	包	1
骨折用具	消毒用アルコール	大	本	10
	ホビヨソ液	小	本	10
	キシロカイン	2,8,10 号 各 1 箱	箱	3
	キシロカインゼリー	弾性包帯 7.5 cm × 4.5m	箱	2
	ホスミン	弾性包帯 10 cm × 4.5m	箱	2
他	ラテック G	メッシュベスト	枚	9

(市資料より)

【意見】

現場視察時に入手した施設毎の備蓄品の管理台帳である「施設毎備蓄一覧」において、施設毎の備蓄品の品目及び数量に統一感がなかったため、市の担当者に備蓄品の保管場所ごとの保管品目、保管数量について市で定めている基準を質問したところ、現在は保管場所ごとに定まった保管品目や保管数量が備蓄されている訳ではないが、地域防災計画によって備蓄体制の整備を推進しているとの回答を得た。

実際の備蓄状況は前掲の「備蓄目標及び現在の備蓄数(平成 24 年 8 月 1 日現在)」のとおりであり、例えば飲料水が達成率 34%に対して粉ミルクが達成率 147%と、品目ごとの達成率に大きな乖離が生じている状況である。現在市は備蓄品目一覧として「避難所(学校)」と「避難所(公民館等)」において、標準となる備蓄品の品目及び数量を定めており、防災倉庫が未整備の市立高校や公民館などの避難所に対しても順次備蓄を行う方針である。

そこで、備蓄体制の整備を進めるにあたって、留意すべきことは以下のとおりであると考えます。

まず、備蓄品の保管場所であるが、市の指定している避難施設と整合させる必要があると考えます。現在の備蓄品の保管場所のうち、小学校及び中学校、市立高校はそのまま宿泊可能避難所として指定されているため、特に問題ない。しかし公民館は宿泊可能施設として 26 施設が指定されているのに対して、現在備蓄品の保管場所となっている公民館は 5 施設にとどまっている。また、勤労市民センターは備蓄品の保管場所となっているが、総合体育館(船橋アリーナ)や青少年会館、武道センター等は備蓄品が未保管となっているため、今後の備蓄が望まれる。

なお、福祉避難所となっている老人福祉センターや、帰宅困難者支援施設、津波一時避難施設についても備蓄品の保管場所としての検討を行われたい。

また、備蓄品の保管場所については、単に避難所となっている施設をそのまま備蓄品の保管場所とするのではなく、防災倉庫や水防倉庫等からの備蓄品の輸送

や物流状況も確認し、より効率的な備蓄品の保管場所を決定することが望まれる。

次に備蓄品目であるが、現在市で定めている「避難所(学校)」や「避難所(公民館等)」の備蓄品目について、その選定における方針について市の担当者に確認したところ、食料品・生活必需品・その他の備蓄資機材については、緊急に調達することが困難であると予想されるもの、緊急用救急医療・医薬品については、医師会・薬剤師会と協議の上定めているとの回答を得た。

ただ、実際に「避難所(学校)」と「避難所(公民館等)」を見るに、「避難所(学校)」の保存食がクラッカー及びアルファ米で大人向けであるのに対し、「避難所(公民館等)」はユニフォーム(要援護者用)となっているが、公民館に避難する市民が要援護者だけとは限らず、学校にも要援護者が避難することも考えられる。また、生活用品も「避難所(学校)」が、11品目あるのに対して、「避難所(公民館)」が毛布と紙おむつだけとなっている。宿泊可能避難所の屋内収容規模は「避難所(学校)」が「避難所(公民館等)」よりも大きいため、保管数量が「避難所(学校)」の方が多くなることは合理的であるが、備蓄品目は収容規模との関連性は比較的薄いと思われるため、その妥当性を検討する必要があると考える。

また、先の大震災は3月に発生しているが、電気やガス等が通らず、避難所等の寒さ対策が問題となった。また逆に真夏に被災した際には暑さ対策が必要となると考えられる。現在の備蓄品目の中には、当該季節的な品目が見られないため、寒さ対策用に携帯カイロ、暑さ対策用にウチワ等の備蓄を検討されたい。

なお、防災倉庫や水防倉庫等の備蓄品目は現在検討中であるとの回答を得ているが、各避難所に保管予定の標準的な備蓄品の品目及び輸送・物流等を考慮して決定すべきであると考ええる。

最後に備蓄数量であるが、前掲のとおり標準数量は決まっているものの、より合理的にその数量を定める必要があると考える。具体的には、備蓄品の保管場所が宿泊可能避難所となっている場合は避難所の屋内収容人員、帰宅困難者支援施設や津波一時避難施設については受入可能人数等に基づき、必要数量を保管する必要があると考える。

例えば、「避難所(学校)」と「避難所(公民館等)」の宿泊可能避難所の屋内収容人員は以下のような開きが見受けられるが、現状ではいずれも標準数量の備蓄となっているので、その適否を再度検討されたい。

区分	最大屋内収容人員		最少屋内収容人員	
	施設名	人員数	施設名	人員数
学校	市立船橋高校	8,225	県立船橋高校	845
公民館等	中央公民館	1,981	青少年センター	201

(市資料より)

また、単純に屋内収容人員比率で備蓄数量を定めるのではなく、防災倉庫や水防倉庫等からの備蓄品の輸送や物流状況も確認し、より効率的な備蓄品の保管数量を決定することが望まれる。

なお、防災倉庫や水防倉庫等の標準的な備蓄数量は、備蓄品目と同様、現在検討中であるとの回答を得ているが、各避難所に保管予定の備蓄品の数量及び輸送・物流等を考慮して決定すべきであるとする。

さらに、防災倉庫等や避難所等の備蓄品の品目及び数量を合算すると市全体の目標数値を満たしていることも把握する必要があるため、市の保有する備蓄品目と備蓄数量の総量についての網羅的な把握に留意されたい。

津波対策について（危機発生前）

【事実の概要】

市は過去の津波遡上記録や現状の地形、千葉県が平成 24 年 4 月 28 日に公表した津波浸水予測(以下「津波予測」という。)、内閣府が同年 8 月 29 日に公表した南海トラフ巨大地震想定等(以下「南海トラフ想定」という。)等を勘案して、以下のとおり津波対策を実施している。

防災施設の整備

市の津波や高潮を防ぐ施設としては、国や千葉県により護岸や防潮堤、水門等が整備されている。



【護岸】

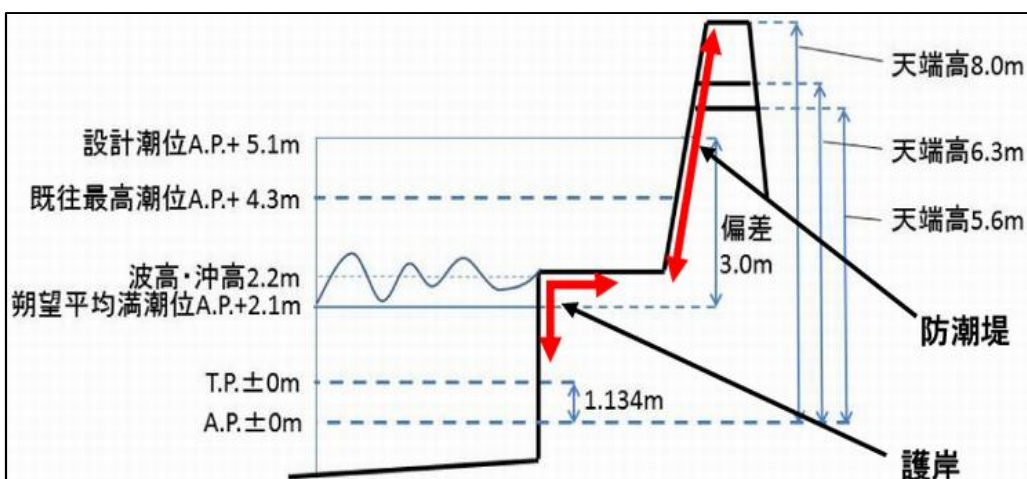


【防潮堤】

(市ホームページより)



【水門】（市ホームページより）



T.P(東京湾平均海面)	海拔・標高。特にことわりがない場合、津波到達高や潮位は一般的に T.P で示されています。A.P0m と T.P0m では T.P0m の方が高い位置にあり、T.P=A.P+1.132m となります。
A.P(荒川工事基準面)	荒川・中川・多摩川水系等の工事基準はこの数値を基に作られます。
朔望平均満潮位	朔望(新月及び満月)の日から5日以内に現れる各月の最高満潮面の平均値
既往最高潮位	潮位の観測開始から現在までに記録された最高の潮位
護岸	河岸や河川の堤防が流れによって崩壊するのを防いだり、あるいは海岸において波浪や高波、津波によって地盤や堤防が浸食されるのを防ぐため、地盤の表面や堤防の斜面を覆って保護する構造物
防潮堤	津波や高潮、台風などの大波から被害を防ぐ堤防のこと。船橋市の防潮堤の高さは一番低いところで A.P 約 5.6m になっておりますので、朔望平均満潮位からは約 3.5m の潮位変動の余裕があります。

【市の護岸防潮堤図】（市ホームページより）

千葉県の津波予測及び内閣府の南海トラフ想定についての市の見解及び対応は以下のとおりである。

津波予測・・・その予測が護岸・防潮堤・水門等の施設が全て機能した場合と、全く機能しなかった場合(もしくは存在しない場合)の結果が予測されており、市はこのような両極端の予測ではなく、液状化等により施設の一部が損壊した場合などを想定した現実的な浸水予測の実施を千葉県に求めている。

南海トラフ想定...市に約 3 メートルの津波が発生し、市南部まで浸水するとしているが、護岸・防潮堤の一番低い箇所は A.P5.6 メートル、満潮時の朔望平均水面は 2.1 メートルとなっているため、約 3.5 メートルの潮位変動に耐えられる設計となっている。したがって、護岸・防潮堤・水門が正常に機能した場合に被害はほぼ無いと考えている。市は内閣府に対して当該市の見解と異なる浸水想定結果となっていることを質問し、回答待ちとなっている。

(市ホームページより)

以上により、現在のところ市は護岸・防潮堤・水門が正常に機能すれば津波の被害はほぼ無いと考えている。しかし地震等によって当該施設が正常に機能しない可能性もあるため、国や千葉県に対し、有効性に問題のある施設について改修、補強等を行うよう要請している。

津波一時避難施設の指定

津波警報発令時に緊急避難所として公共施設 8 箇所、民間施設 10 箇所を津波一時避難施設として指定している(平成 24 年 10 月 31 日現在)。具体的な指定施設は以下のとおりである。

公共施設

番号	施設名	受入可能人数
	船橋市 市庁舎	3,687 人
	湊町小学校	1,483 人
	南本町小学校	1,518 人
	若松小学校	1,447 人
	湊中学校	1,566 人
	若松中学校	1,519 人
	南部清掃工場 管理棟	725 人
	ふなばし海浜公園 余熱棟	1,250 人

民間施設

番号	施設名	受入可能人数
	トライネット・ロジスティクス(株) 市川船橋支店市川東浜流通センター	9,245 人
	アイシーエクスプレス(株)京葉物流センター	安全に避難受け入れ可能 と同社が判断する人数
	京葉港湾労働者福祉センター	216 人
	東亜建設工業船橋寮	425 人
	三井ショッピングパークららぽーと TOKYO-BAY	18,769 人
	イケア船橋店	5,107 人
	ビビット南船橋	10,000 人
	コナミスポーツクラブ 船橋	2,300 人
	ダイハツライフシティ船橋	最大 2,000 人
	ワンダーバースシティ SAZAN	1,280 人

(市資料より)

上記民間施設との間には「津波時における一時避難施設としての協定」を締結している。具体的な締結先については、「災害時の応援協定について」を参照されたい。

【意見】

津波予測や南海トラフ想定について、千葉県や内閣府の回答があった場合、また更新があった場合、新たな調査結果等が公表された場合は適時に市の実施している津波対策に反映させる必要があると考える。

また、津波一時避難施設についても市は「津波一時避難施設指定基準」を定め、公共施設や民間施設のうち、当該基準に適合する施設の指定を進めているが、こちらも回答や更新、新たな調査結果等への適時の対応につき、留意されたい。

なお、その他の津波避難対策としては標高を示す看板を市役所や小学校等の市有施設の前等に設置することが挙げられる。これは日頃から地域の標高を意識し、いざという時の避難に役立てることができるため有用である。

また、防潮堤等が整備されていない地域等を中心に高台等への避難を行うための津波避難経路を示す看板の設置も挙げられる。

これらは他の市町村でも一般的に採用されている対策であるため、市での採用を検討されたい。

防災士について（危機発生前）

【事実の概要】

防災士とは、自助・互助・協働を原則として、かつ、公助との連携充実に努めて、社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、さらに、そのために十分な意識・知識・技能を有する者で、特定非営利活動法人「日本防災士機構」の防災士認証規準に基づいて認定された者をいう。

市は、大規模災害発生時に防災活動を迅速かつ的確に行うことができる専門的知識を身につける人材を確保するため、平成 22 年度から 10 年計画で 100 人の防災士の養成を目指している。

現状値 (H23 年度)	目標値 (H32 年度)	備考
23 人	100 人	市の計画に基づき新たに防災士の資格を取得した職員の数で平成 21 年度から集計
目標設定の 考え方	毎年 10 人ずつ防災士資格を取得することにより達成できる人数を目標値として設定した。	

(市資料より)

当該防災士について、具体的な活用方法を市の担当者に質問したところ、地域防災計画の見直しにおける意見の聴取や、災害発生時の職場での初期行動を協議する場に参加を依頼する予定であるとの回答を得た。

【意見】

防災士は民間資格であり、特別な権限や義務を持つものではない。しかし、防災に関する一定レベルの知識と技術、意欲を持って、減災と防災に実効ある大きな役割を果たして活躍することで、地域や職場において価値ある存在として高い評価と価値が持たれることが期待されることは確かである。

したがって、防災士の養成を目的とする市の方針自体は問題ないとする。ただし、有資格者を増やすことが目的とならないよう、より効果的な活用方法を検討することが望まれる。地域防災計画を見るに、防災士の記載は上記の目標設定にとどまっているのが現状である。そこで、防災士がその有する知識と技術を効果的に発揮できるような仕組みを作ることが重要であるとする。具体的な活用方法としては、「日本防災士機構」や「日本防災士会」などの業界団体との連携を強化すること、近隣市町村に限らず、民間を含めて防災士を減災や防災に活用している団体を調査し、情報交換を行う等が考えられるため、検討されたい。

耐震化計画の進捗について(危機発生前)

【事実の概要】

震災発生による被害の状況は、建築物倒壊、火災、津波等様々なものがある。このうち、建築物倒壊については、危機発生前の対応によりその被害が軽減できるものであるため、国、地方公共団体においても全国的に取り組むべき課題であるとし、法律及び計画等を策定している。

国は、平成 7 年 10 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を制定し、その後の耐震化を浸透させるため、平成 17 年 10 月に同法の一部を改正している。千葉県ではこれを受け平成 19 年 3 月に「千葉県耐震改修促進計画」を策定し、市においても平成 20 年 5 月に「船橋市耐震改修促進計画」を策定した。船橋市耐震改修促進計画は、平成 27 年度を目標に、市有建築物及び住宅・特定建築物等の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標値の設定、目標値を達成するための必要な施策を定めている。

また、市では船橋市耐震改修促進計画に掲げた方針に基づき、より実効性のある具体的な整備計画を定めるため、平成 21 年 1 月に「市有建築物の耐震化整備プログラム」を策定している。

市としては、庁舎、病院、学校等の市建築物の耐震化を 2 期に区分し対応を図るものとし、平成 23 年度までを「第 1 期」、平成 24 年度以降を「第 2 期」と定めている。なお、各期における耐震化の方針は以下のとおりである。

【船橋市耐震改修促進計画における耐震化の方針】

(第 1 期:平成 23 年度まで)	(第 2 期:平成 24 年度以降)
耐震診断については概ね全ての施設(注)1.を診断し、耐震性を把握するものとします。 整備対象施設は、原則として構造耐震指標値(Is 値)(注)2.が著しく低く(注)3.、地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊の可能性が高い建築物とします。	整備対象施設は、原則として構造耐震指標値(Is 値)が低く(注)4.、地震の震動及び衝撃に対して崩壊又は倒壊の危険性がある建築物とします。

(注)1. 市有建築物の耐震化整備プログラムでは、原則として木造以外の構造で延べ床面積が 200 m² 以上、2 階建以上の建築物を対象としている。

(注)2. 構造耐震指標値(Is 値)とは、地震の震動及び衝撃に対し建物が安全かどうかを示す指標である。Is 値 0.3 未満は地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高く、Is 値が 0.3 以上 0.6 未満は地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるとされている。

(注)3. 市有建築物の耐震化整備プログラムでは、Is 値 0.3 未満の建築物を対象とする旨が定められている。

(注)4. 市有建築物の耐震化整備プログラムでは、Is 値 0.6 未満の建築物を対象とする旨が定められている。

(市資料より作成)

市では市有建築物の耐震化の状況を把握するために、毎年「耐震化整備状況及び整備時期リスト」を作成している。市有建築物の耐震化進捗状況を確認するために、市が策定した計画と最新の耐震化整備状況及び整備時期リスト(平成 24 年 5 月現在)の比較を実施したところ、以下の事項が発見された。

- ・ 耐震診断に関しては、対象となる全ての市有建築物で終了している。
- ・ 第 1 期において、Is 値が 0.3 未満の建築物の耐震化整備が終了する計画であったが、終了していないものが 8 物件存在する。
- ・ 第 2 期において耐震化整備すべき市有建築物は 196 物件あるが、その優先順位の方針が定められていない。

なお、第 1 期における耐震化整備を計画していたものの未了となった 8 物件について市担当者に理由の説明を求めたところ、平成 23 年度に耐震化診断が完了し、Is 値が 0.3 未満と判明したため、現実的に耐震工事が間に合わない物件や、建替えに係る建設用地の選定や地権者との協議に日数を要した物件があったためとの回答を得た。なお、当該 8 物件については、現在継続して耐震化整備の対応中である旨の回答を得ている。

【意見】

Is 値 0.3 未満の建築物については、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する可能性が高いと認識されているために、早期に耐震化整備の対応を図る必要があると考えられる。

また、第 1 期に耐震化診断が終了したことにより、耐震化が必要な物件数が確定したため、平成 24 年度以降の第 2 期の詳細な方針を決定する事が望ましい。

耐震化工事に係る手順書について（危機発生前）

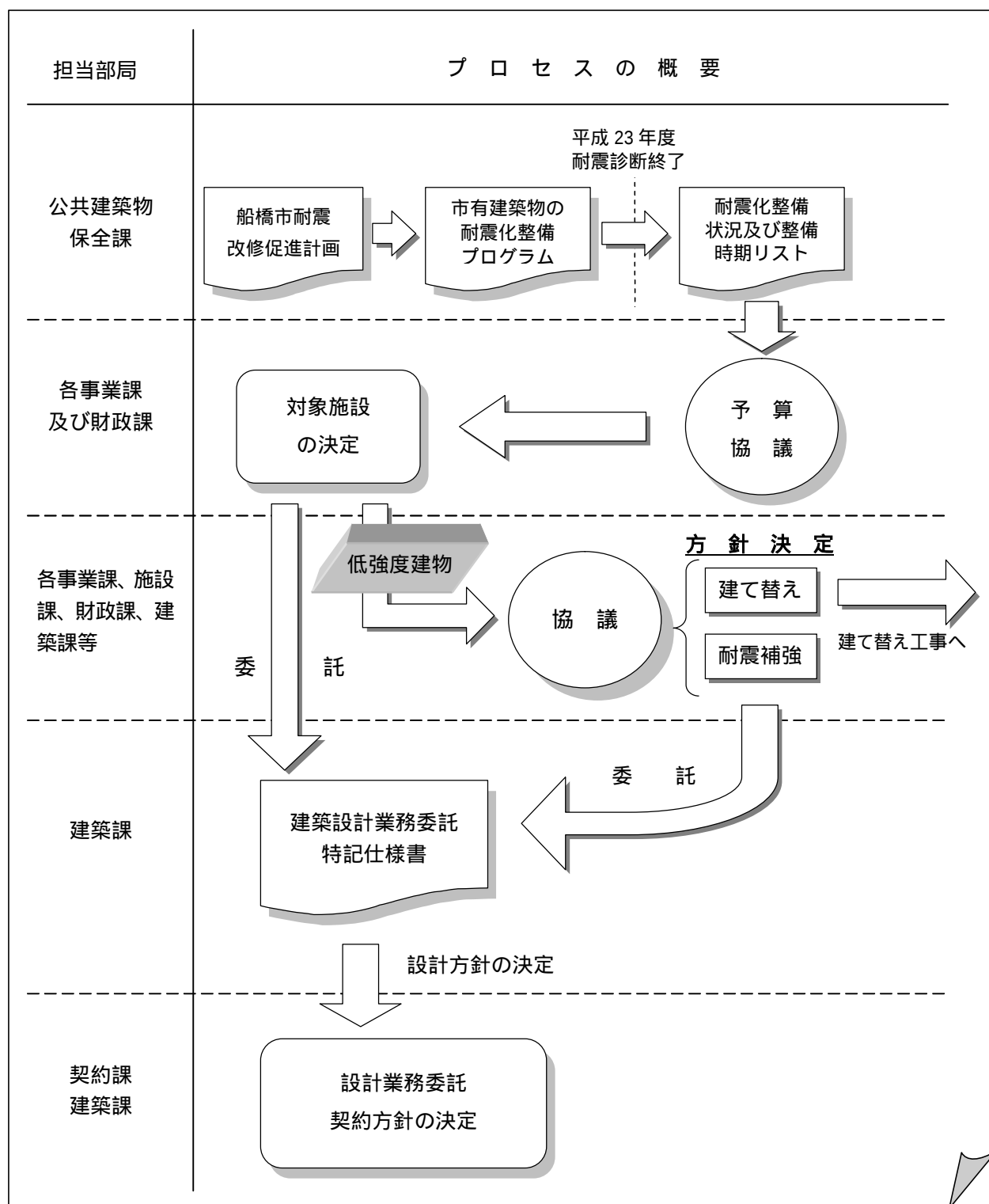
【事実の概要】

公共建築物の耐震化工事に関しては、複数の部局が関与して事業方針を決定し実行されている。工事契約に至るまでの主要なプロセスは次のとおりである。

プロセス	主な内容	担当部局
1. 耐震計画等	船橋市耐震改修促進計画(平成 20 年 5 月策定) 市有建築物の耐震化整備プログラム(平成 21 年 1 月策定)	公共建築物保全課
2. 耐震化整備方針の決定	公共建築物の耐震診断を平成 23 年度までに終え、その結果を踏まえて耐震化整備状況及び整備時期リスト(平成 24 年 5 月 10 日現在)を整備した。	公共建築物保全課

プロセス	主な内容	担当部局
3. 予算協議	耐震化整備状況及び整備時期リストに基づき、該当施設を所管する事業課と企画財政部財政課が予算協議を行い、対象施設を決定する。	各事業課及び財政課
4. 設計業務の委託	予算協議の結果に基づき、該当施設を所管する事業課が建設局建築部建築課に設計業務を委託する。	各事業課及び建築課
5. 耐震工事の設計仕様書作成	事業課からの依頼に基づき、建築課が「建築設計業務委託特記仕様書」によって設計方針を決定する。 なお耐震レベルが低い低強度建物については、そのまま耐震補強する、又は取り壊して建て替える、という方針のいずれかを選択する必要がある。この選択については、公共施設のファシリティマネジメントの観点からも検討が必要となるため、所管の事業課、管理部施設課、財政課、建築課等が必要に応じて協議し、方針を決定している。	各事業課、施設課、財政課、建築課等
6. 設計、工事契約事務	建築課作成の「建築設計業務委託特記仕様書」に基づき、設計業務の委託契約事務を実施する。	契約課、建築課

このプロセスを図式化すると次のようになる。



このように耐震化工事は、複数の部局が関与し重要な判断を伴うプロセスが存在しているが、現状では一連のプロセスに係る各部局の業務分担や手順等を示した実施要綱等が存在していない。特に、5．耐震工事の設計仕様書作成における低強度

建物に対する方針の決定は極めて重要な判断を伴うプロセスであり、その判断過程の良否が事後的に検証されなければならないケースが今後発生する可能性もある。

現在、建築課では重要な判断を伴う耐震化工事に関して、インフォーマルな文書ではあるが、「中間報告書」という判断過程を記録した書類を残している。また、学校施設においては管理部施設課との意見交換記録を残すなど、判断過程を適切に記録として残しているが、これらはあくまで個々の施設の状況に応じて随時残された文書であり、その記録が該当する工事全てに残されているか(網羅性)、検討内容・記載内容が適切か(正確性)を検証するために必要な実施要綱等がないために、監査上は耐震工事に関する事務の合規性を確認することはできなかった。

【意見】

耐震化工事に関する事業は、

事業費が高額である。

複数の部局が関与する事業である。

重要な判断過程があり、事後的検証のために公式の文書を記録しておく必要がある。

といった特徴があることから、各部局の業務分担や手順等を示した実施要綱を制定し、適切に運用していく必要があると考える。

耐震化工事契約単位について

【事実の概要】

公共建築物の耐震化工事は、各施設単位で工事契約が締結されている。

市には契約単位に関する具体的な方針や規定等がない。現状は工事の設計担当課が個々の工事の規模等を勘案して、適正なロットを設定して工事を発注している。

平成 27 年度までに耐震化の完了を予定している学校施設に関して、工事契約が各施設単位で設定されている理由を建築課に確認したところ、次のような回答を得た。

建築課の回答

まず学校は夏休みに解体工事を集中させるという特徴がある。また、各学校施設の特徴や耐震レベルにより、そのまま校舎内で授業を継続しつつ工事を同時並行に行うか、もしくは別途プレハブを建設して工事を行うかという工法の違いが生じるので、現状は各学校施設単位で設計、工事を行っている。

この回答には合理性があると考えられた。

なお、このような理由がある一方で、建築課からは「平成 24 年度屋内運動場耐震補強工事の執行方針として」という文書が契約課に提出されており、工事内容や予算枠が同一で建物形状が類似する屋内運動場耐震補強工事の一部につき、2 校まとめて工事を発注する方針が採用されている。

これにより平成 24 年度の小学校 16 校、中学校 8 校の計 24 校の屋内運動場耐震補強工事を 12 工事に集約して実施しており、下表のように工事費用が総額で 1,318 千円削減されたという報告が行われていた。

(単位:千円)

学 校 名	一般管理費 軽減額
行田西小学校・塚田小学校	115
古和釜小学校・二和小学校	63
行田東小学校・西海神小学校	132
八栄小学校・飯山満南小学校	105
八木が谷小学校・三咲小学校	168
大穴小学校・大穴北小学校	147
飯山満小学校・小栗原小学校	126
前原小学校・芝山東小学校	84
船橋中学校・二宮中学校	36
前原中学校・習志野台中学校	90
八木が谷中学校・宮本中学校	105
海神中学校・高根台中学校	147
合 計	1,318

(市資料より作成)

【意見】

耐震化工事に係る事業費は多額になることから、経済性の観点より工事費の削減策をより一層検討する必要があると考える。

一例としては、上記のように工事契約単位の方針を柔軟に変更することによって、工事費用の削減が図れたという事実があることから、今後実施される耐震化工事について、設計段階から複数の施設をまとめて業務委託・工事契約ができないかという視点に立ち検討を行う方法が考えられる。

事業費の削減が見込めるという検討結果が出た場合は、積極的に契約単位の見直しを行い、当該事業の経済性向上を図っていく必要があると考える。

非構造部材の耐震化について（危機発生前）

【事実の概要】

非構造部材とは、構造設計の主な対象となる構造体ではなく、天井や外壁(外装材)など、構造体と区別した部材を指し、広義には照明器具、窓ガラス、書棚等を含める事がある。

学校施設、公民館等の市有建築物は災害時には地域住民等の避難所となることから、その耐震化は重要なものであり、市有建築物の構造体の耐震化については「耐震化計画の進捗について」で述べたとおりの対応が図られている。

しかし、近年発生した大規模な地震では天井材の落下等による被害が発生しており、非構造部材の耐震化についても、その必要性が高まっている状況である。市における、非構造部材の耐震化計画について質問を実施したところ、関係省庁から非構造部材の耐震化方針が明確に示されていないため、現在のところ、市として対応を定める事が難しく、また、非構造部材の耐震化に係る取りまとめ部局が定められていないのが現状であるとの回答を得た。

【意見】

非構造部材の耐震化について、関係省庁からの基準等が明確に定まった段階で、市としての非構造部材の耐震化方針を定め、構造体の耐震化同様に震災に備えた対応を図る事が危機管理の観点から望ましいと考えられる。また、各部局との連携を図るために、市としての取りまとめ部局を定める必要があると考える。

エレベーターの地震時管制運転装置について（危機発生前）

【事実の概要】

市は地震発生によるエレベーター停止の対策として、市施設のエレベーターに対して、地震時管制運転装置の調査を実施している。

地震時管制運転装置とは、地震を感知すると最寄りの階まで自動で進んで止まり、ドアを開放してくれる機能であり、地震時の閉じ込め防止に有効な装置である。

なお、地震時管制運転装置は、平成 21 年 9 月 28 日に設置が義務付けられているため、それ以降に設置されたエレベーターについては、全て備わっている。

市の実施した調査によると、地震時管制運転装置の設置が未対応となっている施設は以下のとおりである。

建物名	台数	停止階
西船橋出張所	1	1～3F
特別養護老人ホーム朋松苑	2	1～3F
社会福祉会館	1	1～3F

建物名	台数	停止階
消防局中央消防署合同庁舎	1	1～5F
消防指令センター・職員研修所複合建築物	1	1～6F
東消防署 前原分署	1	1～3F
西部消防保健センター	1	1～5F
飛ノ台史跡公園博物館(海神中学校西校舎)	1	1～4F
看護専門学校 校舎	1	1～4F
高根台公民館、高根台出張所等複合建築物	1	1～4F
西部公民館・本中山児童ホーム等複合建築物	1	B1～3F
総合教育センター・視聴覚センター複合建築物	2	1～7F
福祉ビル	1	1～5F

(注) 停止階が2F以下のエレベーターは上表の記載対象から除いている。

改修計画のあるエレベーター及び工事中のエレベーターは上表の記載対象から除いている。

(市資料より作成)

【意見】

上記施設の地震時管制運転装置の対応方針について、市の担当者に確認したところ、エレベーターを現行基準に適合させる改修は、多額の費用を要することから、基準に適合のためだけの改修工事を単独で実施するのではなく、エレベーターの老朽化等で全面的に改修が必要になったときにあわせて改修を行い、現行基準に適合させる方針であるとの回答を得た。また、平成24年度に作成中の公共建築物保全計画において、30年の更新時期を迎えたエレベーターについては、その時点の基準に適合した改修を実施し、それまでの間は定期的に適正な点検・補修等をおこない、不具合が生じないように管理する方針であるとの説明を受けた。

しかし、施設の中には公共建築物保全計画上、改修時期が長期となる場合があること、それまでの間に定期的な点検・補修等をおこなったとしても、地震時管制運転装置そのものを設置していなければ、地震時の閉じ込めリスクは回避できないことを勘案すると、予算的な制約はあるものの、早期の対応が望まれる。

したがって、地震時のエレベーターの使用を避けるように通知や指導を徹底するとともに、エレベーター搭乗時に地震に遭う可能性も否定できないため、少なくとも市有施設のエレベーターに対しては地震時管制運転装置の設置が望ましい。

また、市の担当者によると上記資料は所管課からの報告を基に作成しており、現時点では中間段階の資料であるとの回答も得た。したがって、現在、市有施設の地震時管制運転装置に関する市の対応状況は、網羅的かつ正確に把握されていないと言える。

つまり資料の作成方法も所管課からの報告を基に作成しているため、所管課からの報告間違いや報告漏れを公共建築物保全課が確認できない状況となっている。

市有施設のエレベーターに対しての地震時管制運転装置の対応状況として、市全体として網羅的に把握し、対応していくことが望まれる。

また、市有施設のエレベーターでの事例はないものの、国土交通省の集計によると、大震災で宮城、秋田、東京など 15 都道県で少なくとも約 200 台のエレベーターが突然停止するなどして人が閉じ込められたが、地震発生翌日正午までには全員救出されている。今後も地震などでエレベーターが広域で停止するなど、エレベーター内に長時間閉じ込められる可能性もあるため、非常用飲料水や非常用食料、携帯簡易トイレや救急用品、毛布、ライト付多機能ラジオ等を備蓄した、いわゆるエレベーター用の防災キャビネット等についても設置を検討されたい。

契約の危険負担条項について（危機発生前）

【事実の概要】

危険負担とは、たとえば建物等の売買契約で、契約の成立後、双方の責任が及ばない原因(地震や落雷等の天災等)によって、その建物等が滅失した場合に、売主と買主のどちらがその損害を負担するか、といった問題に対する契約上の条項である。

当該危険負担については民法第 534 条等に買主(建物等の引渡しを請求できる債権者)が建物等の滅失についての損害を負担しなければならない旨が定められている。

（債権者の危険負担）

第 534 条 特定物に関する物権の設定又は移転を双務契約の目的とした場合において、その物が債務者の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、その滅失又は損傷は、債権者の負担に帰する。

2 不特定物に関する契約については、第 401 条第 2 項の規定によりその物が確定した時から、前項の規定を適用する。

（参考）

（種類債権）

第 401 条 債権の目的物を種類のみで指定した場合において、法律行為の性質又は当事者の意思によってその品質を定めることができないときは、債務者は、中等の品質を有する物を給付しなければならない。

2 前項の場合において、債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了し、又は債権者の同意を得てその給付すべき物を指定したときは、以後その物を債権の目的物とする。

しかし、このような民法上の取り決めは買主にとって負担が大きいため、買主の負

担を是正するために契約書によって危険負担の特約を規定することが契約実務の現場では一般的に行われている。

市は地震等の災害により発生する損害を最小化するために、この危険負担については適切に対応する必要があると考えられる。そこで、民法第 534 条の特定物に関する物権の設定又は移転に係る契約に該当すると考えられる工事請負契約に関する危険負担の対応について市の担当者に確認した。

現在、市の標準契約書のうち工事請負契約書は、平成 22 年 7 月に改正された国土交通省の公共工事標準請負委託契約約款を参考にして作成されている。当該契約書第 29 条及び第 50 条では、次のような定めがある。

(不可抗力による損害)

第 29 条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 50 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(～中略～)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(～中略～)のうち請負代金の 1/100 を超える額を負担しなければならない。

～以下省略～

(火災保険等)

第 50 条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

～以下省略～

上記第 50 条による保険契約について、市の資料の一部を確認したところ、災害等による損失補償として保険金が支払われるのは、「火災、爆発、落雷、台風、高潮、洪水、豪雪」等により損害が生じた場合と明記されている。しかし、一方で、保険

金が支払われない場合として、「戦争、テロ行為、地震」等により損害が生じた場合が明記されている。したがって、保険契約により、あらゆる損害が補填される訳ではなく、その結果として、当該契約書第 29 条に基づき市が不可抗力による損害を負担する可能性もあることが確認された。なお、市担当者からは、各損害保険会社の保険契約は、ほぼ同様の条件となっているとの回答を得た。

一方、市の標準契約書のうち、業務委託契約書や物品供給契約書については、不可抗力による損害に係る明確な定めが無かった。市は、これらの契約については、民法第 534 条の特定物に関する物権の設定又は移転に係る契約には該当しないため、債権者である市側に危険負担のリスクは無いと認識している。

この結果を他市と比較するため、各地方自治体ホームページ等で公表されている物品契約の標準契約書を確認したところ、契約書上で危険負担の定めがある例が確認された。

参考例として、千葉県佐倉市ホームページで公表されている標準契約書書式の物品類売買契約書における該当箇所を例示する。

（所有権の移転、引渡し及び危険負担）

第8条 物品の所有権は、検査に合格したとき、又は前条第2 項の協議が成立したときに、売渡人から買受人に移転し、同時にその物品は、買受人に対し引き渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、すべて売渡人の負担とする。

（天災その他不可抗力による契約内容の変更）

第13条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変によりこの契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、買受人又は売渡人は相手方と協議の上、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。

物品が民法上の特定物に該当するか否か、また危険負担が債権者、債務者のいずれに帰属するかという点は、個々の取引状況により解釈が異なる可能性があり、物品であるが故に、常に民法上特定物には該当せず、市が危険を負担しないとまでは言い切れないと考える。

上記契約書第 8 条の定めは、まさにこのような物品売買の実務上の解釈で生じるトラブルを回避する目的で、予め物品の所有権の移転時期、危険負担の帰属主体を明確にしていると考えられる。

さらに、同契約書第 13 条では、不可抗力等により契約内容が著しく不適当な状況になった場合に、契約内容の変更を協議できる旨を定め、当事者間での信義誠実な解決を可能としている。

【意見】

工事請負契約書については、市が危険を負担するとともに、受注者側による保険契約の締結によって負担額を最小化する対応が図られているが、地震等に起因する損害については、なお市が危険負担のリスクを負っている状況である。

市の危険負担を最小化するという観点からは、工事請負契約書上で、地震等に起因する損害を第 29 条の適用対象としない旨の定めを置く方法も考えられる。しかし、その場合は、不可抗力による損害のリスクを工事請負業者側に一方的に負わせて工事を発注することになり、工事請負業者の健全な発展と工事施工の適正化を阻害しかねない。

少なくとも現状においては、市が地震等による損害のうち請負代金の百分の一を超える額について危険を負担している状態にあるため、市は今後このリスクに対しどのように対応すべきかを議論し、方針を決定したうえで適切な対応を図る必要があると考える。

また、物品供給契約書では、物品売買の危険負担に係る実務上のトラブルを回避するために、佐倉市等の例を参考にして、契約書上で物品の所有権の移転時期、危険負担の帰属主体を明確にし、同時に契約当事者間の協議による解決が可能となる定めを置くのが望ましいと考える。なお、業務委託契約においても、物品や高額な資産の納品を伴う契約があることから、業務委託契約書において同様の対応を図ることが望ましいと考える。

防災物品購入契約の指名競争入札について（危機発生前）

【事実の概要】

危機管理課の防災物品の購入契約(指名競争入札分)について平成 21 年度から平成 23 年度の 3 年分について、内容を確認したところ、以下の契約が見受けられた。

No	年度	件名	業者名	契約金額 (千円)	契約日
1	23	災害用カセットガス発電機 他(中部地区)	星野総合商事(株)	18,171	H23/12/28
2		災害用カセットガス発電機 他(東部地区)	(株)清水商会	22,446	
3		災害用カセットガス発電機 他(南部地区)	(有)金親商店	15,141	
4		災害用カセットガス発電機 他(北部地区)	船山(株)	18,099	
5		災害用カセットガス発電機 他(西部地区)	大成産業(株)	13,868	H24/1/6

No	年 度	件名	業者名	契約金額 (千円)	契約日
6	21	船橋市防災 MCA 無線機一式(南部地区)	(有)大木無線電気	17,148	H21/8/7
7		船橋市防災 MCA 無線機一式(西部地区)	エーエス・ジ(株)	7,924	
8		船橋市防災 MCA 無線機一式(東部地区)	竹森電設(株)	12,016	
9		船橋市防災 MCA 無線機一式(北部地区)	(株)岩田電気工業	11,985	
10		船橋市防災 MCA 無線機一式(本庁舎等)	(株)和幸電気工業	18,772	
11		船橋市防災 MCA 無線機一式(中部地区)	北総電機産業(株)	11,655	
12		船橋市防災 MCA 無線機一式(本庁舎等軽型無線)	(株)船橋電気工事	18,151	

【意見】

地区に分けて入札を実施している理由について、市担当者に質問したところ、平成 21 年度については、当時、地域振興を目的とする政策的判断により、多くの中小企業へ発注する機会を増やしたためであるとの回答を得た。また、平成 23 年度については、災害時においてもメンテナンス及び修理などに複数の業者が対応できる体制が必要であること、特に需要の高い災害用機器であるため、その調達にかかる事業者負担が過大であることとの回答を得た。

平成 23 年度について言うと、1 番目の理由は事業者の規模の問題であり、大きな業者であれば人員は多いため、むしろ窓口が一本化するメリットもあると考える。

また 2 番目の理由については、市は業者数社から口頭で確認した程度であり、実際に負担が過大となるかどうか、一括で対応する業者が全くないかどうかまでは確認していなかった。

また、市の担当者に質問したところ、購入した防災物品は同一のものであるとの回答を得た。

仮に購入する物品に特殊性や希少性がなく、購入物品の規格が同一であれば、まとめて入札した方が契約金額を下げる事が可能であると考えられるので、今後、同様の防災物品購入契約を行う際には、上記の 1 番目及び 2 番目の理由について、今一度その判断及び確認方法の妥当性を考慮し、契約方法を検討されたい。

放射性物質について

ア．放射性物質への対応について（危機発生後）

【事実の概要】

平成 23 年 3 月 11 日、東京電力(株)(以下「東京電力」という。)福島第一原子力発電所においては震度 6 強の地震を観測した。その後同発電所を襲った津波による浸水により、原子炉等の冷却機能が失われ、水素爆発が発生するなど、大量の放射性物質が放出される甚大な事故となった。放射性物質は市域でも観測され、

月日の経過にしたがって、その実態が明らかになるなかで、市もその対応に追われている。

放射性物質に関連する問題は、その影響が及ぼす分野及び部課が多岐にわたり、かつ具体的な対応が必要となる。このため、市は市長、副市長、全部長及び関係各課長で構成される「船橋市放射能対策会議」を中心に、部課間の情報共有を図りながら各部課が対応している。

本会議では、放射性物質に関連する情報の収集及び共有化を図り、市の放射性物質に対する取り組みを検討・決定している。市の放射性物質に関連する取り組みと所管部課をまとめると次の表のとおりであり、その範囲及び所管部課は広範囲に渡っている。

	項目		所管部課	概要
1	放射能対策会議の開催		市長公室危機管理課	放射性物質に関連する取り組みの取りまとめ
2	放射線量の測定	大気及び土壌等	環境部環境保全課	市内 17 施設での継続的な放射線量の測定及び土壌中の放射性物質検査
			学校教育部 保健体育課 学務課	市立学校 84 カ所で測定 幼稚園 45 カ所で測定
			子育て支援部 保育課 児童育成課 療育支援課	保育園 67 カ所で測定 児童ホーム 11 カ所、放課後ルーム 3 カ所で測定 療育施設 1 カ所で測定
			生涯学習部 生涯スポーツ課 青少年課	運動公園等(24 カ所)で測定 青少年キャンプ場等(4 カ所)で測定
			都市整備部公園 緑地課(注)1.	公園 722 カ所で測定
			道路部道路管理課	全市立小学校の通学路の集水枡(約 22,000 カ所)の測定
			下水道部下水道 河川管理課	多目的調整池(3 カ所)の測定
3	放射性物質検査	焼却灰	環境部北部清掃工場及び南部清掃工場	市内 2 カ所の清掃工場における焼却灰等を測定
		下水道汚泥及びし尿	下水道部下水道施設課 環境部環境衛生課	西浦下水処理場及び高瀬下水処理場から出る下水道汚泥を測定 し尿を処理する西浦処理場から出る繊維汚泥及び脱 水汚泥を測定
		農産物	経済部農水産課	国や県が調査していない農産物及び農地の土壌の放射性物質検査

	項目	所管部課	概要
	学校給食	学校教育部保健 体育課	給食の献立で使用頻度の高い食材の放射性物質検査を実施
	保育園給食	子育て支援部保 育課	同上
	水道	市長公室及び子 育て支援部等	千葉県水道局の測定結果の提供及び乳児のいる家庭への飲料水の配布
4	放射線の低減化	環境部環境保全 課を除く「2 放射 線量の測定」を実 施した各施設所 管課	比較的高い線量が測定された箇所及び国が局所的に高い線量を示すとした箇所の清掃等(幼稚園については各園で実施)
5	放射能対策の啓発	経済部消費生活 課	食の安全についての消費者講座の開催
6	放射線測定器の貸出し	環境部環境保全 課	放射線測定器 40 台を無料で貸出し
7	放射性物質対策に要した費用の集計	企画財政部財政 課及び下水道部 下水道施設課	一般会計及び下水道事業特別会計について費用を集計
8	上記費用の請求	各所管課	7 で集計した費用を東京電力に請求、折衝
9	要望書の提出	市長公室危機管 理課	放射線対策に関する要望書を市及び近隣 6 市(注)2.の連名で千葉県知事に提出 放射線量の被曝基準値設定等に関する緊急要望書を千葉県市長会と千葉県町村会の連名で文部科学大臣に提出 放射線対策に要した費用を補償するよう要望書を市及び近隣 5 市(注)3.の連名で東京電力(株)に提出
10	2～7 に関する取り組み状況の周知	各所管課	市ホームページ及び市広報紙等で公表

(注)1. 平成 24 年 4 月 1 日よりみどり管理課から公園緑地課に名称を変更している。

(注)2. 千葉市、市川市、習志野市、市原市、八千代市及び浦安市

(注)3. 千葉市、市川市、習志野市、市原市及び八千代市

(市資料より作成)

【意見】

現在のところ市内において空間放射線量の高い地点があるなどの問題はなく、また、放射性物質を巡る喫緊に対応すべき課題は認識されていない。しかし、放射線量及び放射性物質の量は日々刻々と変化するものであることから、今後も継続的に測定することが重要であると考え。市はこれからも継続して放射線量等を測定するとともに、測定結果を定期的に市民に公表していくことが望まれる。

また、測定の結果、基準値を超える放射線量及び放射性物質が検出された場合には、適時に低減化対策の実施や出荷自粛の周知といった措置を採ることが重要

であるとする。

イ．放射性物質対応に要した費用の集計誤りについて（危機発生後）

【事実の概要】

西浦下水処理場における脱水汚泥の処理に関連する費用の算定において、次の誤りが発見された。

(単位:千円)

	誤(a)	正(b)	差額(a - b)
平成 23 年 11 月分汚泥処分及び運搬費用	2,296	2,140	+ 156

この誤りについては、下水道施設課の説明によると計算式の誤りによるものであり、東京電力との折衝過程において既に認識されているとのことである。

【指摘】

差額はわずかであり、また、東京電力との折衝過程において既に認識されている事項ではあるが、本来は提出前に発見して修正すべき事項である。東京電力に対する放射性物質対応に要した費用の請求については今後も続くことから、東京電力への請求に際しては細心の注意を払うことが必要である。

ウ．放射性物質対応に要した費用について（危機発生後）

【事実の概要】

市は放射性物質対応に要した費用を一般会計と下水道事業特別会計に分けて集計している。このうち、一般会計では震災特別交付税の申請に関連して企画財政部財政課が集計方法及び集計上の留意点を関連部署に発出している。平成 23 年度では、市は事故発生時から平成 24 年 3 月 31 日までに支出した放射性物質測定費用や低減化対策費用等を集計し、同年 5 月 31 日に東京電力に請求している。当該請求に対しては同年 7 月 6 日付で東京電力から準備が整い次第、機会を改めて今後のスケジュールなどについて説明する旨の回答を得ている。

一方、下水道事業特別会計においては、下水道部下水道施設課が集計している。下水道施設課は、東京電力作成の「下水道事業に対するご請求手続きについて」を基に、放射性物質の測定費用、汚泥の埋立費用等を集計している。平成 23 年度における費用の集計期間は、東京電力からの依頼に従い、事故発生時から平成 23 年 11 月 30 日までに計上した費用を集計し、平成 24 年 2 月 9 日に東京電力に請求している。これについては、現在東京電力との間で支払い金額等についての交渉を行っている。

一般会計における事故発生時から同年 3 月 31 日までに計上した項目及び金額等は次のとおりである。

項目	事業名	所管部課	金額(千円)
放射線量測定費	大気汚染防止対策費	環境部環境保全課	3,339
	西浦下水処理場し尿処理費	環境部環境保全課	420
	放射性物質検査委託事業費	経済部農水産課	780
	道路橋りょう総務諸経費	道路部道路管理課	66
	学校給食管理費	学校教育部保健体育課	992
小計			5,597
放射線量測定機器 購入費	大気汚染機器整備費	環境部環境保全課	5,476
小計			5,476
放射線量低減化対 策費	保育所運営費	子育て支援部保育課	563
	保育所施設管理費	子育て支援部保育課	311
	道路維持諸経費	道路部道路管理課	5,754
	道路管理費	道路部道路管理課	39
	道路補修諸経費	道路部道路管理課	92
	公園施設管理課	都市整備部公園緑地課(注)	2,066
	児童遊園施設管理費	都市整備部公園緑地課	125
	緑地管理費	都市整備部公園緑地課	65
	既設公園施設整備費	都市整備部公園緑地課	32,543
	アンデルセン公園整備費	都市整備部公園緑地課	26,207
	排水路管理費	下水道部下水道河川管理課	8,718
	法典公園管理費	生涯学習部生涯スポーツ課	658
小計			77,141
焼却灰等処理関係 費	北部清掃工場塵芥処理費	環境部北部清掃工場	4,111
	南部清掃工場塵芥処理費	環境部南部清掃工場	25,526
小計			29,637
その他	災害救助諸経費	福祉サービス部地域福祉課	2,553
	保育所運営費	子育て支援部保育課	321
	防災推進諸経費	市長公室危機管理課防災室	278
	文書管理費	総務部総務課	369
	臨時職員の人件費等	環境部環境保全課	2,986
	大気汚染防止対策費	環境部環境保全課	284
	保健衛生総務諸経費	環境部環境保全課	34
	農業振興諸経費	経済部農水産課	194
小計			7,019
合計			124,870

(注) 平成 24 年 4 月 1 日よりみどり管理課から公園緑地課に名称を変更している。また、組織改正により、

総務部行政管理課の一部が総務部総務課になっている。

(市資料より作成)

次に、下水道事業特別会計における事故発生時から平成 23 年 11 月 30 日までに計上した項目及び金額等は次のとおりである。

項目	金額(千円)
汚泥等の放射線測定費	873
汚泥等の埋立費用(増額分)(注)	46,921
下水処理で生じた副次産物の運搬や保管に要した費用(脱臭剤費用)	74
管理型処分場状況確認のための公用車ガソリン代及び通行料金代	12
上記項目に係る下水道事業者職員人件費等	5,166
合計	53,046

(注) 事故により、従来とは別の委託先に汚泥等の埋立を依頼することとなったことから、従来の費用と比較して増額した分を算定している。

(市資料より作成)

【意見】

放射性物質対応に要した費用については、今後も当該費用が相当程度の年数に渡り発生することが予想される。また、当該費用に係る東京電力からの支払いについても相当程度の期間を要するものと考えられる。この結果、市では時間の経過とともに人事異動による請求業務に関連する担当者の交代が生じることが想定される。この場合、担当者の交代による請求業務引き継ぎが円滑に行われなければ、請求する費用の範囲が担当者によって異なったり、請求額に誤りが生じる可能性がある。

そのため、かかる業務の引き継ぎを円滑に行うことが重要となる。平成 23 年度においては、上記のとおり企画財政部財政課が放射性物質対応を含む震災対応に要した支出の調査を実施しており、各部課に調査を依頼するに当たり、集計ファイルを作成している他、留意事項を伝えている。今後も同様の調査が見込まれることから、適切に費用を集計できるような体制を持続し、各年度の資料等の管理も徹底していくことが重要であると考えます。

次に、放射性物質対応に要した費用は、今後東京電力との交渉を経て支払い金額が確定することになる。当該費用は、確定した時点で金銭の給付を目的とする市の権利になると考えられることから、船橋市債権管理条例第 2 条第 1 項第 1 号に定められている「市の債権」に該当すると考える。支払い金額の確定までには相当程度の期間を要するものと考えられるが、市は確定後に同条例に従った管理

を行っていくことが重要であることに留意すべきと考える。

２．消防体制

（１）対象部局

消防局(総務課、予防課、警防課)、消防署

（２）消防体制の概要

消防体制の概要

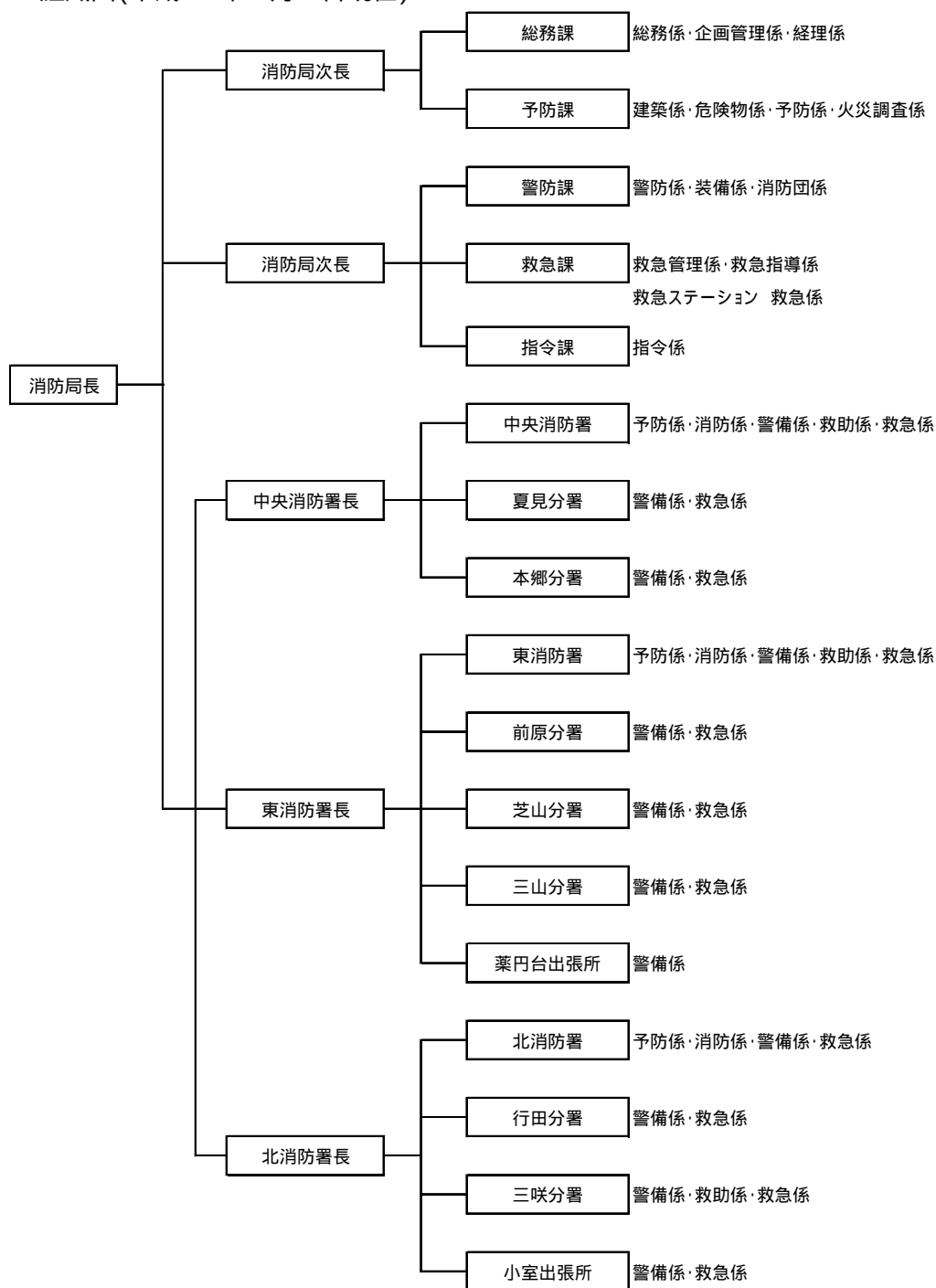
・分掌事務(抜粋)

消防局	総務課	・ 事務の改善に関すること。 ・ 職員の任免、分限、賞罰、服務その他の身分に関すること。 ・ 職員の教育及び研修に関すること。 ・ 組織に関すること。 ・ 局の総合的な計画の策定に関すること。 ・ 庁舎及び消防施設の維持管理に関すること。 ・ 予算、決算及び会計に関すること。
	予防課	・ 建築物の許可等の同意に関すること。 ・ 消防用設備等の設置指導に関すること。 ・ 危険物製造所等の規制に関すること。 ・ 危険物の流出等の事故の原因調査に関すること。 ・ 防火査察及び違反処理に関すること。 ・ 消防広報及び広聴に関すること。 ・ 火災の原因の究明及び損害の調査に関すること。 ・ 火災の報告及び統計に関すること。 ・ 自衛消防協会に関すること。 ・ 幼年少年婦人防火委員会に関すること。
	警防課	・ 消防戦術の研究及び消防部隊の運用計画に関すること。 ・ 宅地開発事業の指導に関すること。 ・ 特殊災害の消防活動対策に関すること。 ・ 消防機器及び装備品の維持管理に関すること。 ・ 消防車両及び水利の整備に関すること。 ・ 消防団員の任免、分限、賞罰、服務その他の身分に関すること。 ・ 消防団の庶務に関すること。
消防署		・ 防火対象物の立入検査に関すること。 ・ 救助業務に関すること。 ・ 自衛消防組織等の消防訓練に関すること。 ・ 災害の警戒及び防ぎよに関すること。 ・ 救急業務に関すること。 ・ 分署及び出張所との連絡に関すること。

(消防年報より)

(注) 消防局は、上記の他、救急課及び指令課の合計５課により構成されるが、救急課及び指令課は今回の監査の対象外であるため、上記には記載していない。

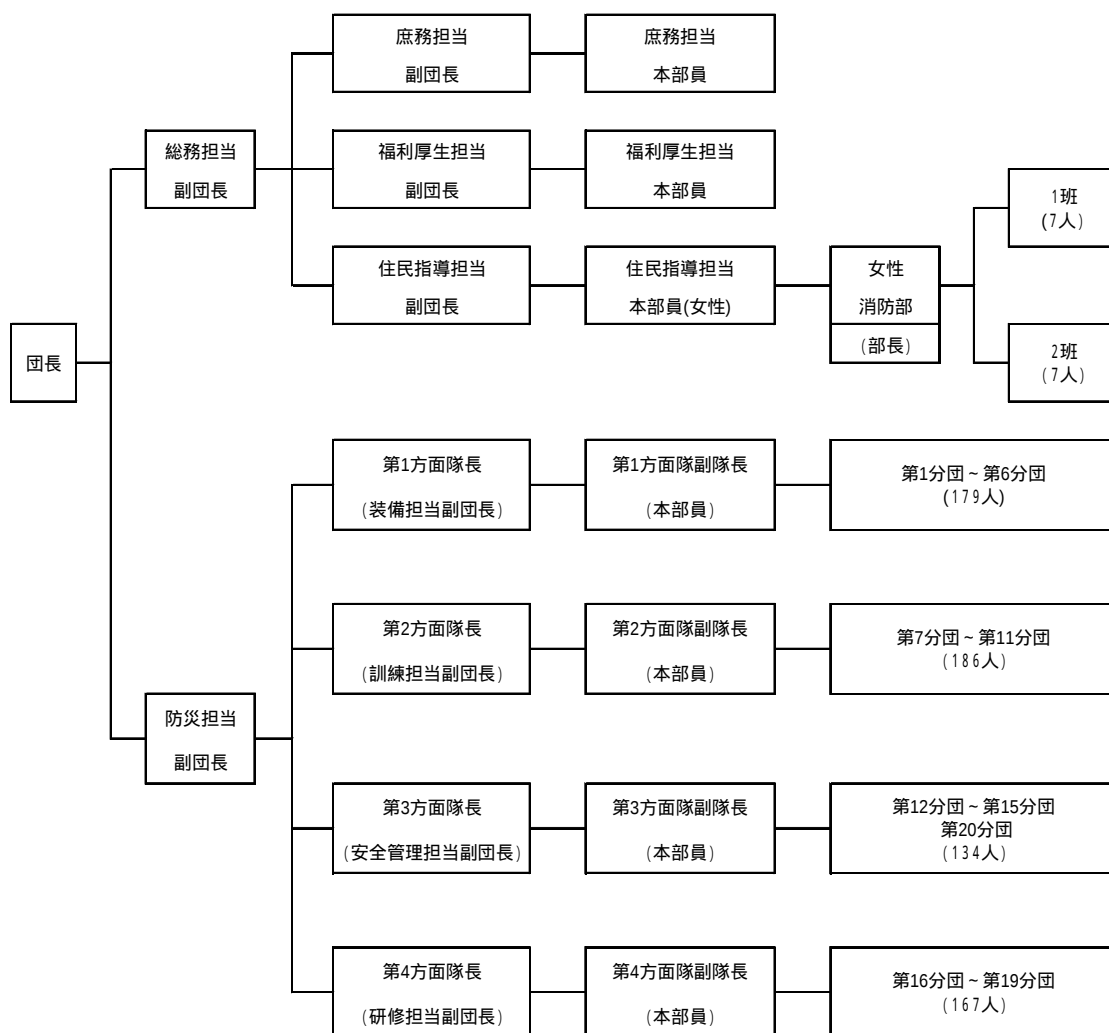
・組織図(平成 24 年 4 月 1 日現在)



(消防年報より)

消防局は、平成 24 年 4 月 1 日現在、5 課 3 署 7 分署 2 出張所 1 ステーションで組織され、消防職員数は 610 人(再任用 13 人含む)で構成される。消防職員は消防事務に従事する地方公務員であり、身分取扱い等については、地方公務員法が適用される(消防組織法第 16 条第 1 項)。

・消防団(平成 24 年 4 月 1 日現在)



(消防年報より)

消防団は、平成 24 年 4 月 1 日現在、1 団 20 分団 59 ケ班で組織され、消防団員数は 698 人で構成される。消防団は、消防組織法第 9 条第 1 項第 3 号に基づいて市町村に設置される、消防機関の一部である。消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防署長の所轄の下に行動するものされ、市町村の消防防災の一部として、重要な役割を果たしている。

なお、消防団員は普段自己の仕事の有しているため、消防を本業としている消防職員とは異なり、特別職の地方公務員として扱われる(消防組織法第 23 条第 1 項)。

下記の表は、市の人口及び消防職員、消防団員数の直近 3 ヶ年の推移を表したものである。

市の人口と消防人員の推移

	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度 (参考)
人口 (A)	590,943 人	598,213 人	601,321 人	602,996 人
消防職員 (B) (うち、再任用者)	606 人 (10 人)	606 人 (10 人)	609 人 (16 人)	610 人 (13 人)
消防団員 (C)	682 人	701 人	702 人	698 人
人口 1 万人当たりの 消防職員数 $B/A \times 10,000$	10.3 人	10.1 人	10.1 人	10.1 人
人口 1 万人当たりの 消防団員数 $C/A \times 10,000$	11.5 人	11.7 人	11.7 人	11.6 人

(消防年報より作成)

市の直近 3 ヶ年の消防人員を確認すると、消防職員、消防団員ともに著しい増減は見られず、横ばいで推移している状態である。また、市の人口増加率も各年で 1%を下回ることから、結果として、人口 1 万人当たりの消防人員も、横ばいの状態で推移している事が分かる。

また、参考までに千葉県内の中核市及び近隣他市の人口 1 万人当たりの消防職員数の状況を表すと次のとおりとなる。

消防人員の他市比較

	船橋市	千葉市	柏市	市川市
人口 (A)	602,996 人	961,813 人	404,252 人	469,603 人
消防職員 (B)	610 人	937 人	471 人	514 人
人口 1 万人当たりの 消防職員数 $B/A \times 10,000$	10.1 人	9.7 人	11.7 人	10.9 人

(注) いずれも平成 24 年 4 月 1 日時点の数値である。

(各市の消防年報より作成)

千葉県内の中核市及び近隣他市で人口 1 万人当たりの消防職員数を比較したところ、いずれも 10 人前後であり、市における消防職員数は統計上平均的な水準にあることが分かる。

・消防局、署所等の配置(平成 24 年 4 月 1 日現在)



(消防年報より)

市の平成 23 年中における火災発生件数は 183 件であり、前年比で 9 件の増加となっている。統計上は 1 日当たり 0.5 件の火災が発生している事になり、内訳別にみると建物火災が全体の 60%を占める状況である。

なお、人口 1 万人当たりの出火件数である市の出火率は、直近 3 ヶ年では 2.8 から 3.0 と増加傾向にあるが、千葉県内の中核市及び近隣他市の状況と比較すると高い水準にない事が確認できる。

市の火災状況推移

	件数	焼損床面積	損害額	出火率
平成 21 年中	163 件	3,045 m ²	325,234 千円	2.8
22 年中	174 件	2,036 m ²	260,116 千円	2.9
23 年中	183 件	1,404 m ²	193,832 千円	3.0

(注) 出火率 = 人口 1 万人当たりの出火件数

(消防年報より)

火災状況の他市比較

	船橋市	千葉市	柏市	市川市
人口 (A)	602,996 人	961,813 人	404,252 人	469,603 人
出火件数 (B)	183 件	316 件	106 件	115 件
出火率 B/A × 10,000	3.0	3.3	2.6	2.4

(注)1. 人口は、平成 24 年 4 月 1 日時点の数値である。

(注)2. 出火件数は平成 23 年中の数値である。

(注)3. 出火率は人口 1 万人当たりの出火件数である。

(各市の消防年報より作成)

市が保有する消防車両は平成 24 年 4 月 1 日時点で、消防ポンプ自動車 11 台(うち、非常用 2 台)、水槽付消防ポンプ自動車 11 台(うち、非常用 1 台)、はしご車 6 台、化学消防車 2 台を配置している。なお、千葉県内の中核市及び近隣他市の消防車両配置状況を見ると、消防車両 1 台当たりの面積は船橋市が最も低い。

消防車両保有状況の他市比較

	船橋市	千葉市	柏市	市川市
面積 (A)	85.64k m ²	272.08k m ²	114.90k m ²	56.39k m ²
消防ポンプ自動車 (B)	22 台	58 台	14 台	14 台
はしご車 (C)	6 台	11 台	4 台	3 台
化学消防車 (D)	2 台	2 台	2 台	2 台
消防車両計 (E)=B+C+D	30 台	71 台	20 台	19 台
消防車両 1 台当たりの面積 A/E	2.85k m ²	3.83k m ²	5.75k m ²	2.97k m ²

(注)1. 平成 24 年 4 月 1 日時点の数値である。

(注)2. 消防車両の台数は非常用車両を含む。

(各市の消防年報より作成)

関係法令・規則等の一覧

消防機関が遵守すべき法令等は以下のとおりである。

ア．消防法、消防法施行令、消防法施行規則

イ．消防組織法

ウ．船橋市の消防に関する条例及び規則等(船橋市例規集第 12 編消防に規定している条例等)

なお、法的な拘束力をもつものではないが、消防庁より「消防力の整備指針」が公表されている。これは、市町村が目標とすべき消防力の整備水準を示すものであり、市町村においては当該指針に定められた事項を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備が求められるものである。

決算数値の推移

・歳入の推移

(単位:千円)

科 目				平成21年度	22年度	23年度
款	項	目	節			
55	10	10	10総務使用料	66	69	64
60	10	19	10消防費国庫負担金	-	-	16,805
60	15	25	10消防費国庫補助金	42,369	63,539	72,981
60	15	40	10消防費県費補助金	12,196	11,241	9,154
70	15	15	10物品売払収入	1,769	951	2,892
90	35	35	15保険料	103	153	247
			20雑入	13,664	18,844	85,667
合 計				70,167	94,797	187,810

(市資料より)

消防費国庫負担金の平成 23 年度発生要因は、大震災発生に伴う緊急消防援助隊活動費負担金の交付が発生したためである。

消防費国庫補助金の平成 22 年度及び平成 23 年度の主な増加要因は、自衛隊演習施設周辺の消防署において高規格救急自動車等を購入した事により、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金が 32,910 千円、14,956 千円発生しているためである。平成 23 年度の消防費国庫補助金では、緊急消防援助隊設備整備費補助金が 51,975 千円発生している事により、他年度に比して大きく増加している。

雑入の平成 23 年度が大きく増加している要因は、消防救急デジタル無線整備に関して、財団法人千葉県市町村振興協会助成金が 63,888 千円発生したためである。

・歳出の推移

(単位:千円)

科 目				平成21年度	22年度	23年度		
款	項	目	節					
50	10	10常備消防費						
		01報酬		255	265	255		
		02給料		2,509,042	2,471,026	2,436,911		
		03職員手当等		2,000,292	1,945,638	2,002,244		
		04共済費		744,228	767,714	776,685		
		07賃金		408	415	-		
		08報償費		499	449	1,115		
		09旅費		7,796	8,666	8,795		
		10交際費		-	25	26		
		11需要費		115,246	111,983	108,043		
		12役務費		73,043	80,454	75,262		
		13委託料		69,472	68,107	66,544		
		14使用料及び賃借料		20,758	20,060	20,847		
		16原材料費		196	95	96		
		18備品購入費		800	13,393	1,021		
		19負担金補助及び交付金		14,403	13,331	14,281		
		22補償補填及び賠償金		-	-	112		
		15非常備消防費						
		01報酬		27,758	28,186	28,139		
		05災害補償費		1,346	1,346	1,376		
		08報償費		10,523	9,272	8,821		
		09旅費		20,511	21,487	21,115		
		11需要費		2,753	3,009	2,952		
		13委託料		3,179	1,632	1,655		
		18備品購入費		2,639	2,630	2,715		
		19負担金補助及び交付金		32,272	32,886	49,402		
		20消防施設費						
		09旅費		103	106	105		
		11需要費		81,298	54,978	86,100		
		12役務費		14,849	13,989	15,942		
		13委託料		-	-	944		
		15工事請負費		46,701	72,047	44,211		
		18備品購入費		250,470	225,684	290,063		
		19負担金補助及び交付金		0	4,901	153,357		
		22補償補填及び賠償金		20,831	14,985	32,305		
		27公課費		4,767	3,679	3,957		
		25水防費						
		11需要費		323	326	328		
		合計				6,076,761	5,992,764	6,255,724

(市資料より)

平成 23 年度の 20 消防施設費 19 負担金補助及び交付金が大きく増加している要因は、消防救急デジタル無線整備に伴う千葉県事務費負担金、整備工事に係る負担金が発生しているためである。

以下の表は、市の一般会計予算及びそれに占める消防費の割合(直近 3 ヶ年)を示したものである。一般会計予算が増加している影響により、それに占める消防費の割合が減少傾向にあるが、1 世帯当たりの消防費及び市民 1 人当たりの消防費については横ばいで推移しており、大きな変化はない。

市の一般会計予算と消防費予算の推移

	一般会計予算 (千円)	消防費予算 (千円)	比率 (%)	1 世帯当たり の消防費(円)	市民 1 人当たり の消防費(円)
平成 21 年度	150,800,000	6,249,300	4.14	23,404	10,375
22 年度	160,460,000	6,136,700	3.82	23,242	10,258
23 年度	171,970,000	6,388,900	3.72	23,936	10,624

(消防年報より作成)

また、1 世帯当たりの消防費及び市民 1 人当たりの消防費について、千葉県内の中核市及び近隣他市との比較を実施すると以下のとおりとなる。

1 世帯当たりの消防費については、各市の世帯数によって多少の乖離はあるが、市民 1 人当たりの消防費については、各市とも 1 万円台前半となっており、大きな乖離はない。なお、消防予算については、各市消防体制の個別事情により増減すると考えられ、かつ、他市の詳細な資料を入手する事が困難であるため、予算比較による効率性分析等についてはこれ以上の手続を実施しない。

消防予算の他市比較

	船橋市	千葉市	柏市	市川市
一般会計予算 (千円) (A)	171,970,000	358,200,000	112,920,000	132,600,000
消防費(千円) (B)	6,388,900	11,832,064	5,866,922	5,952,000
比率(%) B/A	3.72	3.30	5.20	4.49
1 世帯当たりの 消防費(円)	23,936	29,008	35,915	27,133
市民 1 人当たりの 消防費(円)	10,624	12,290	14,478	12,545

(注) いずれも平成 23 年度の数値である。

(各市の消防年報より作成)

人件費の推移

・職員数及び人件費の推移と分析

消防局の平成 21 年度から平成 23 年度の職員人件費及び分析数値の推移は次のとおりである。

消防局総務課 常勤職員

(単位:千円)

項 目	平成 21 年度	22 年度	23 年度
職員数(年度末時点) (人)	22	21	21
人件費総額	229,472	229,013	238,761
(うち特殊勤務手当)	(-)	(0)	(1)
(うち時間外手当)	(16,737)	(17,825)	(24,350)
(うち休日勤務手当)	(-)	(394)	(887)
(うち夜間手当)	(-)	(-)	(-)
(うちその他の手当)	(73,673)	(70,712)	(74,296)
1 人当たり平均人件費 (年間)	10,430	10,905	11,369
総残業時間 (時間)	5,855	5,077	5,365
1 人当たり年間残業時間 (時間)	354.84	298.68	315.60

(市資料より)

特殊勤務手当の内容及び計算方法は次のとおりである。

名 称	内容及び計算方法
危険作業手当(消火作業等その他)	1 回 220 円
救急業務手当(救急出動)	1 回 140 円

(市資料より)

消防局予防課 常勤職員

(単位:千円)

項 目	平成 21 年度	22 年度	23 年度
職員数(年度末時点) (人)	17	17	18
人件費総額	165,336	164,849	167,254
(うち特殊勤務手当)	(8)	(11)	(9)
(うち時間外手当)	(8,579)	(11,142)	(14,827)
(うち休日勤務手当)	(-)	(-)	(-)
(うち夜間手当)	(-)	(-)	(-)
(うちその他の手当)	(53,410)	(4,870)	(50,246)
1 人当たり平均人件費 (年間)	9,725	9,697	9,291
総残業時間 (時間)	2,915	3,713	4,607
1 人当たり年間残業時間 (時間)	291.48	309.36	317.76

(市資料より)

消防局予防課 再任用職員

(単位:千円)

項 目	平成 21 年度	22 年度	23 年度
職員数(年度末時点) (人)	2	2	2
人件費総額	5,331	5,320	5,244
(うちその他の手当)	(1,545)	(1,516)	(1,447)
1 人当たり平均人件費 (年間)	2,665	2,660	2,622
総残業時間 (時間)	-	-	-

(市資料より)

特殊勤務手当の内容及び計算方法は次のとおりである。

名 称	内容及び計算方法
危険作業手当(消火作業等機関員)	1 回 330 円
危険作業手当(消火作業等その他)	1 回 220 円

(市資料より)

消防局警防課 常勤職員

(単位:千円)

項 目	平成 21 年度	22 年度	23 年度
職員数(年度末時点) (人)	15	15	15
人件費総額	149,427	149,209	146,515
(うち特殊勤務手当)	(0)	(1)	(1)
(うち時間外手当)	(9,839)	(12,323)	(12,884)
(うち休日勤務手当)	(-)	(20)	(-)
(うち夜間手当)	(-)	(-)	(-)
(うちその他の手当)	(47,330)	(46,007)	(45,239)
1 人当たり平均人件費 (年間)	9,961	9,947	9,767
総残業時間 (時間)	3,323	4,281	4,092
1 人当たり年間残業時間 (時間)	332.28	428.16	366.24

(市資料より)

消防局警防課 臨時職員

(単位:千円)

項 目	平成 21 年度	22 年度	23 年度
年間雇用人月 (人月)	1	0	-
人件費総額	411	418	-
(うちその他の手当)	(30)	(30)	(-)
総残業時間 (時間)	-	-	-

(市資料より)

特殊勤務手当の内容及び計算方法は次のとおりである。

名 称	内容及び計算方法
危険作業手当(消火作業等機関員)	1 回 330 円

(市資料より)

指標の推移

指標名		算出方法	
防火管理者選任率		防火管理者選任数/防火対象物	
平成 21 年度	22 年度	23 年度	
81.2%	83.6%	83.1%	
(全国)77.5%	(全国)78.3%	-	

(注) 平成 23 年度全国数値は、本監査結果報告書作成時点で公表されていない。

(市資料より)

市内の直近 3 年の防火管理者選任率は 81～83%であり、全国数値よりも高い事が分かる。なお、平成 23 年度では 16.9%(100%-83.1%)が防火管理者未選任の状態であるが、防火対象物別では、「寄宿舍・共同住宅等」、「特定防火対象物が存する複合対象物」が多い。これは、管理人等が常駐している施設が少なく、また、分譲マンション等については、管理組合から輪番制で防火管理者を選任しており、次に選任となる入居者が資格を持っておらず、講習修了後でないと選任できない事があるためである。また、市内には雑居ビルが多く、テナントの入れ替えも頻繁にあることから、新テナントの防火管理者が選任されるまでの間が未選任となってしまう事も要因の一つとなっている。

指標名		算出方法	
消防計画書届出率		消防計画書届出数/防火対象物	
平成 21 年度	22 年度	23 年度	
75.1%	77.8%	78.0%	
(全国)70.4%	(全国)71.2%	-	

(注) 平成 23 年度全国数値は、本監査結果報告書作成時点で公表されていない。

(市資料より)

市内の直近 3 ヶ年の消防計画書届出率は 75.1%から 78.0%へと改善傾向にあり、また、全国数値よりも高い事が分かる。防火対象物別では、消防計画書届出率は「飲食店」、「百貨店・マーケット等」、「特定防火対象物が存する複合対象物」の届出率が高い。これは、一つの対象物であっても、管理について権原が分かれており、一定の階数のものにあっては、共同防火管理として個々のテナント毎に消防計画が提出されることになるためである。

指標名		算出方法	
消防用設備点検結果届出率		報告済防火対象物/点検を要する防火対象物	
平成 21 年度	22 年度	23 年度	
54.0%	63.3%	57.2%	

(市資料より)

消防用設備点検結果届出率は平成 22 年度より平成 23 年度が低い状況となっている。消防用設備の点検報告は、全ての建物が毎年報告義務となっているわけではなく、年度によって報告義務の対象物数が変化するため、一様に前年度と比較する事はできないが、消防局としては報告率改善のために引続き指導を強化する事として対応を図っている。

指標名		算出方法	
立入検査実施数		-	
平成 21 年度	22 年度	23 年度	
4,924 件	4,082 件	3,183 件	

(市資料より)

立入検査実施数は平成 21 年度より減少傾向にある事が伺える。平成 21 年度の立入検査実施数が多い理由は、平成 20 年 6 月 1 日から全ての既存住宅や共同住宅の住戸部分に住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことから、その設置の推進を図るため、特別に立入検査を実施したためである。

また、平成 23 年度の立入検査実施数が減少している理由は、違反對象物に対する是正促進に充てる割合の強化を図るために、従来までの査察実施基準を見直したためである。

指標名		算出方法	
消防水利の整備率		消防水利を設置したメッシュ数/市域を 用途地域により 170m 四方又は 140m 四方に 区分したメッシュ数	
平成 18 年度	21 年度	24 年度	
93.9%	93.7%	94.0%	

(注) いずれも 4 月 1 日時点の数値である。

(市資料より作成)

「消防水利の整備率」は、市域を用途地域により 170m 四方又は 140m 四方に区分した土地を 1 メッシュとし、この区画において、消火栓又は消防水槽(貯水槽)が設置された割合を表している。平成 24 年 4 月 1 日現在での市域のメッシュ数は

2,696 であり、2,535 メッシュで消防水利の整備が整っている。

未設置メッシュ地域においては、消火能力の観点から懸念が残るが、消防局では、未設置メッシュ地域が連続していれば消火活動に著しい影響を与える恐れがあるが、連続した未設置メッシュ地域がなければ、周辺メッシュ内の消防水利で対応可能であると判断している。なお、平成 24 年 4 月 1 日現在、市において連続した未設置メッシュ地域は存在しないとの説明を受けた。

市では、各年において未設置メッシュ地域に対して消防水利を整備する予定であり、平成 32 年度までに消防水利の整備率 100%を目指す方針としている。

将来 3 ヶ年の設置計画

	基準数 A (市域メッシュ数)	充足数 B (水利のある メッシュ数)	不足数 A-B (水利のない メッシュ数)	充足比率 $B/A \times 100$
平成 24 年度	2,696	2,551	145	94.6%
25 年度	2,696	2,567	129	95.2%
26 年度	2,696	2,583	113	95.8%

(市資料より)

(3) 監査の要点

消防体制に係る事務の合规性について

消防体制に係る事務の執行が関連する法令、条例、規則等に従い適切に実施されているか。

消防体制に係る事務の有効性、効率性、経済性について

消防体制に係る事務の執行が有効性、効率性、経済性を考慮して実施されているか。

(4) 監査手続

消防体制に関連する法令及び条例並びに規則等を把握し、事務の執行に問題点がないかを検討した。

消防体制に係る組織体制を把握し、有効性、効率性に問題がないかを検討した。

消防体制に係る業務体制を把握し、有効性、経済性に問題がないかを検討した。

近隣他市と消防能力の比較を行い、改善事項となる項目がないかを検討した。

重要と判断した事項に限定して、歳入・歳出項目に関する担当者への質問を実施した。

人件費に係る管理体制及び管理帳票の記載状況を確認した。

業務委託、物品購入の各契約事務につき、過去 3 年度分の落札状況等を分析し、一部関係書類の閲覧、担当者への質問を実施した。

その他必要と判断される項目について、各担当課へ質問を実施するとともに、必要

な資料を入手し調査を行った。

(5) 指摘及び意見

消防計画について（危機発生前）

【事実の概要】

消防計画は市町村における消防体制を整備・運用する上で基礎となる重要な計画であり、消防体制に係る危機管理という観点からもその必要性は高いものである。

消防組織法第 4 条において、消防庁の任務及び所掌事務が定められており、同条第 2 項第 15 号で、「防災計画に基づく消防に関する計画の基準に関する事項」の事務を司る旨が定められている。消防庁においては、これを受け、「市町村消防計画の基準」を定めており、市町村では当該基準に従った消防計画を作成しなければならない。

なお、市町村消防計画の基準(別表)において定められている消防計画の内容は次のとおりである。

1 組織計画	7 情報計画
2 消防力等の整備計画	8 火災警防計画
3 調査計画	9 風水害等警防計画
4 教育訓練計画	10 避難計画
5 災害予防計画	11 救助救急計画
6 警報発令伝達計画	12 応援協力計画

また、同基準の第 5 条では消防計画について、毎年検討を加え、適宜修正しなければならない旨を定めている。

(消防計画の修正)

第 5 条 市町村は、消防計画について、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

消防局における消防計画を確認するために、現行の消防計画を確認したところ、最新の消防計画は「平成 20 年度修正版」であり、その後更新が 3 年以上されていない状況である事が判明した。なお、消防局担当者に平成 20 年度修正版の前の更新時期を確認したところ、平成 18 年度に更新が行われているとの回答を得た。

また、消防局担当者に消防計画の見直し状況を確認したところ、毎年の各課事業計画の見直しに合わせて消防計画修正の要否を検討し、警防課内で取りまとめているが、検討結果については文書等で証跡を残していないとの回答を得た。

【意見】

消防計画は作成されているため合規性違反とはならないが、3年以上更新がされていない状況は適宜見直しが行われているとは言い難い。特に、平成 23 年において、大震災が発生した状況を踏まえると、この教訓を生かした、消防計画上新たに対応が必要な事象等を盛り込んだ消防計画に更新されるべきと判断される。

なお、消防局担当者の説明によれば、平成 24 年度における地域防災計画の見直しに合わせて消防計画の見直しを検討しているとの事である。消防計画の見直しに当たっては、より有効性の高い計画を策定することが望まれる。

また、消防計画見直しの検討結果は議事録等で文書化し、第三者が見ても検討結果が分かるようにする必要があると考えられる。

消防相互応援協定書の管理について（危機発生前）

【事実の概要】

消防組織法第 6 条では、市町村の消防に関する責任が定められているが、大規模災害が発生し、自己の消防能力で対応できない場合などは他市町村との協力のもとに対応する事が必要となる。

このため、同法第 39 条では、市町村間での消防に関する協力について努力義務を課しており、その協定を結ぶ事ができる旨を定めている。消防局では当該条文にもとづき、近隣他市と消防相互応援協定を締結しており、警防体制の強化を図っている。

（市町村の消防の相互の応援）

第 39 条 市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。

2 市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる。

消防相互応援協定書は警防課が保管しているが、当該協定書の原本は締結年度の簿冊に綴られる方針となっているため、原本はそれぞれの締結年度の簿冊に綴られ保管されている。

危機管理の観点から考えると、当該協定書の原本は警防体制強化のための重要な書類であるため、協定書一覧表を作成し、それぞれの協定書が、どの年度の簿冊に綴られているかを明確にする必要があると考えられるが、現状は協定書一覧表のような管理資料は作成されていない。

【意見】

当該協定書の原本については、その管理場所を明確にし、漏れなく管理されている事を把握するため、協定書一覧表を作成することが望ましい。また、当該協定書

紛失等のリスクを低減するため、定期的に協定書一覧表と原本との照合を実施することが望ましい。

(参考例)

【協定書一覧表】

協定等の名称	協定先	協定の種別	協定年月日	原本
消防相互応援協定	〇〇市	火災等	平成 年 月 日	□□(簿冊名)に保管
...	...	...	...	...

備品管理について（危機発生前）

【事実の概要】

消防局において管理される備品は、一般的な事務機器等から消防体制維持のために必要な消防器具等(以下「消防備品」という。)まで幅広く、その数量は 2 万点を超える膨大な量となっている。

備品の管理については財務規則に詳細な定めがあり、財務規則第 208 条において帳簿管理についての定めがある。

(帳簿等の管理)

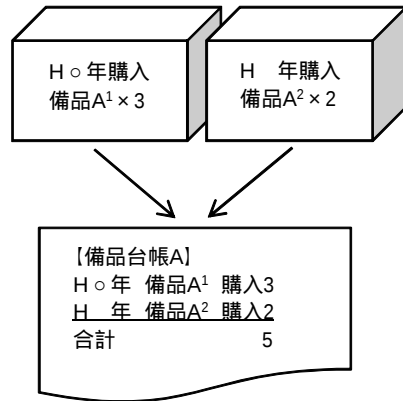
第 208 条 物品出納員等は、次の各号に掲げる帳簿を備え、物品受払いのつど、記帳その他の整理をしなければならない。

(1) 備品台帳又は備品管理カード ～以下省略～

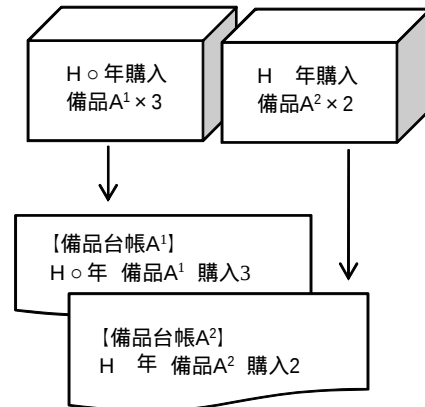
備品管理台帳は備品の適切な管理のために、その購入日、購入先、購入価格、受払、保有数量、保管場所を記載する重要なものであり、財務規則に従い適切に作成されなければならない。消防局における備品管理台帳の整備状況を確認するため、サンプルで備品管理台帳を確認したが、次のような問題点が発見された。

- ・ 本来であれば、使用用途・方法・形状等が同一の物であれば、1 つの品名の備品管理台帳に記載すべきであるが、一部の備品において、購入年度により商品名や俗称が異なっていた等の理由により、複数の備品管理台帳で管理している物が発見された。このため、備品管理台帳上の保有数量(現在の在 High)は手作業で集計しなければ判明しない。

【あるべき処理】



【一部備品の現状管理】



集計しないと、合計数量が判明しない

- ・ 文書の訂正に当たっては、二重線で訂正後、訂正印を押印する事が一般的な処理であると考えられるが、修正テープで訂正したものや、バツ印で処理されたものが散見された。

【指摘】

使用用途・方法・形状等が同一の備品であれば 1 つの品名の備品管理台帳に記載し、同一の備品の合計数量が分かるように管理しなければならない。また、文書の訂正に当たっては、二重線で訂正後、訂正印を押印する等、適切に対応されなければならない。

【事実の概要】

備品は購入及び処分等の理由により、保管数量が変動するため、適切な備品管理のためには、備品管理台帳と現物在高の照合を定期的実施する必要がある。備品の現物調査(以下「定期現況調査」という。)に関しては、財務規則第 210 条において次のとおり定めがある。

(物品の調査等)

第 210 条 物品出納員等は、毎年使用中の物品の保管状況を調査しなければならない。

- 2 課長は、第 188 条に規定する重要物品の保管状況を調査し、現在高調書(第 85 号様式)を作成し、毎年 4 月末日までに会計管理者に報告しなければならない。

消防局における備品の定期現況調査の実施状況を確認したところ、重要物品(財務規則第 188 条に定める、自動車(二輪車を除く。))及び取得価格又は見積価格が 100 万円以上の物品)については定期現況調査を実施しているが、それ以外の備品につ

き定期現況調査が実施されていない事が判明した。この点、消防局担当者からは以下の回答を得ている。

- ・ 消防局で管理し、備品管理台帳に記載されている備品は、既に廃棄処分した物を含めると2万点を超えており定期現況調査は膨大な事務量になる。
- ・ 消防車両等に積載された備品の全てを調査するためには車両の運用を停止し、積載された備品を下して確認しなければならないことから、実施する事が困難である。

なお、消防備品については、その不備により消防活動を阻害させる事のないようにするため、「船橋市消防局消防機器管理要綱」によって、定期的に点検を行う旨を定めている。消防備品について、当該要綱に従って点検が行われているかをサンプルベースで確認したが、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

但し、当該定期点検の目的は、消防備品に不足不備がないかの確認であり、備品の定期現況調査という観点から実施されているものではない。

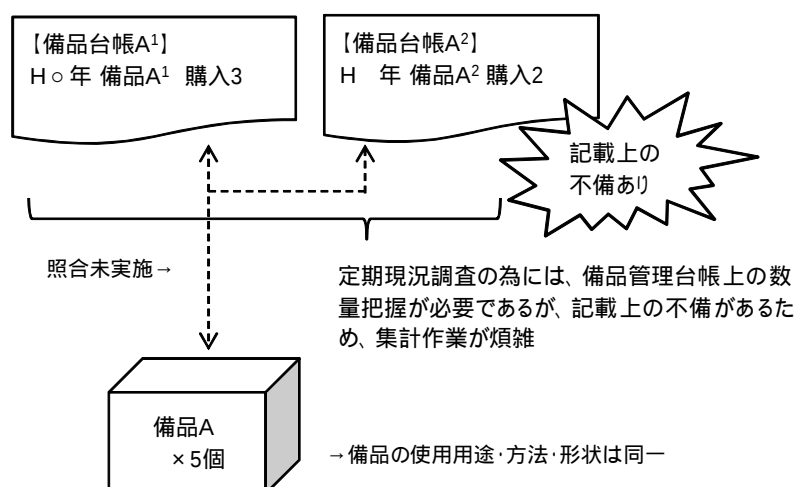
【指摘】

備品の適切な管理のために、重要物品以外の備品についても財務規則第 210 条に定める定期現況調査を実施しなければならない。

【事実の概要】

備品の管理においては、前述のとおり、同一の備品に対して複数の備品管理台帳が存在する等の不備がありその正確性が担保されていない。また、それが間接的に影響し、現物在高と備品管理台帳の照合が困難となっている。

【一部備品の現状管理】



この点、消防局としても備品の現物管理に危機感を有しており、問題点を解決するために次の対応を図っている。

・消防総合システム(NEFOAP)への入力

消防局で利用する消防総合システムでは備品管理機能を有しているため、紙ベースで作成していた備品管理台帳をもとに備品のデータを入力する方針とした。これにより、紙ベースで管理されていた備品管理台帳の情報が整理される見込みとなっている。なお、消防総合システムへのデータ入力は監査実施時点で全て終了していない。

・表計算ソフトへのデータ変換

消防総合システムの備品管理機能は表計算ソフトへと、データの変換が可能である。この為、消防総合システムに入力した備品データを表計算ソフトに変換し、定期現況調査が実施可能な形式に加工している。

また、消防局担当者によれば、消防総合システムへのデータ入力が全て終了した時点で、定期現況調査を実施予定であるとの事である。

【意見】

備品管理台帳をデータベース化し、これをもって備品の現物管理を適切に行う方法を模索している事は評価できるものの、実際の運用までに至ってはいないのが現状である。

また、財務規則上は備品管理台帳を整備する旨が記載されているため、現状の管理方法としては備品管理台帳の整備と消防総合システムへのデータ入力と作業が二重になってしまい、経済性が損なわれている状況である。

財務規則に関わる事項である点を勘案すると、消防局で対応可能なレベルを超えているものであると考えられるため、市全体として備品管理の考え方を模索し、その方法に従った管理を実施することが経済性の観点からは望ましい。なお、その際には、より有効性、経済性の高い管理方法の構築が望まれる。

立入検査について（危機発生前）

【事実の概要】

消防局による立入検査(以下「予防査察」という。)は、建築物等の消防能力不備による火災の被害者を出さないという、火災予防の観点から実施されているものである。市においては、船橋市消防局予防査察規程第 2 条においてその定義がなされている。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 査察 法第4条及び法第16条の5並びに石災法第40条の規定により消防対象物の関係者に対して聞き取り、又は関係のある場所に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵及び取扱いの状況について検査及び質問を行い、火災予防上の欠陥事項について関係者に指摘し、その是正を促すことをいう。

消防局においては、船橋市消防局予防査察規程等に基づき年度査察計画書を作成し、各消防署において予防査察が実施される。また、社会的影響が大きいと認められる火災が発生した場合には、同様の火災の発生防止の観点から、船橋市消防局予防査察規程第18条に基づき、特別査察が実施される。

(第五種査察の執行)

第18条 第五種査察は、社会的影響が大であると認める火災が発生した場合において、同様の火災の発生防止上の観点から局長又は署長が必要であると認めるときに行うものとする。

消防局担当者に特別査察の具体的な実施要件を確認したところ、マニュアルや要綱において定められていないが、概ね次の要件に合致する場合に、特別査察が実施される旨の回答を得た。

- ・ 専用住宅以外の火災で、複数の死傷者が発生したもの
- ・ 防火管理上又は法令上の不備が、火災発生又は被害拡大の要件になっているもの
- ・ 放火により発生した火災で、放火火災防止対策の強化が必要なもの
- ・ 報道で大きく取り上げられたもの
- ・ 消防庁から、緊急点検等を実施すべき通知が示されたもの

また、平成23年度における特別査察の実施状況を確認したところ、特別査察の実施が必要な事象が発生していないため、実施していないとの回答を受けた。

監査対象年度ではないが、平成24年5月13日に広島県福山市内の宿泊施設で死者7人、負傷者3人の被害を出した火災は記憶に新しいところである。市においては、類似施設における火災の発生を予防するため、市内のホテルを対象に緊急特別査察を実施した。特別査察実施件数は43件であるが、このうち、29件で消防法上何らかの違反のある施設であることが確認された。

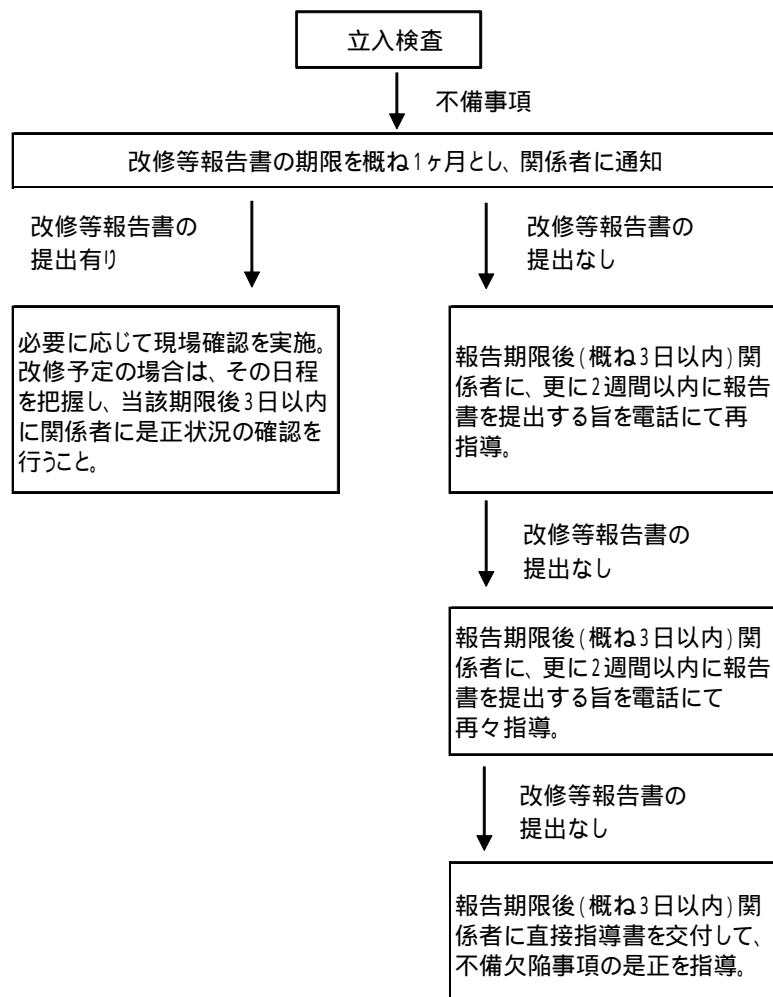
項目	件数
特別査察実施件数	49 件
(うち建物解体済や用途変更により非該当となった件数)	6 件
消防法の全てに適合している施設	14 件
消防法上何らかの違反のある施設	29 件

(市資料より作成)

予防査察(特別査察含む)の結果は、個別物件ごとに取りまとめられるが、何らかの不備が発見された場合は、次のフローに従って追跡調査が実施され不備の是正が図られる。なお、追跡調査のフローは従来定められておらず、不備是正のアプローチが明確ではなかったため、平成 23 年 4 月 1 日より施行の船橋市消防局予防査察規程の改正に合わせて、当該フローを定めた。

これにより、違反対象物に対しその是正促進の強化が図られている。

追跡調査のフロー



(市資料より)

【意見】

特別査察の実施について、実務上の実施要件は定められているものの、マニュアルや要綱において明文化がされていない状況である。船橋市消防局予防査察規程に定めた特別査察の実施を形骸化させないためにも、その要件を明文化する事が望ましいと考える。

なお、予防査察の目的は不備を発見する事で終わらず、それを指導し是正させる事にあり、消防局においては不備の追跡調査フローを明確化しているため、その体制自体に特段の指摘事項はない。しかしながら、予防査察実施により判明した不備は後を絶たないため、(2) 消防体制の概要 指標の推移において記載した、防火管理者選任率、消防計画書届出率、消防用設備点検結果届出率等の更なる改善のため、今後も継続して不備是正の促進を図られることが望まれる。

市民からの火災予防相談等の処理について（危機発生前）

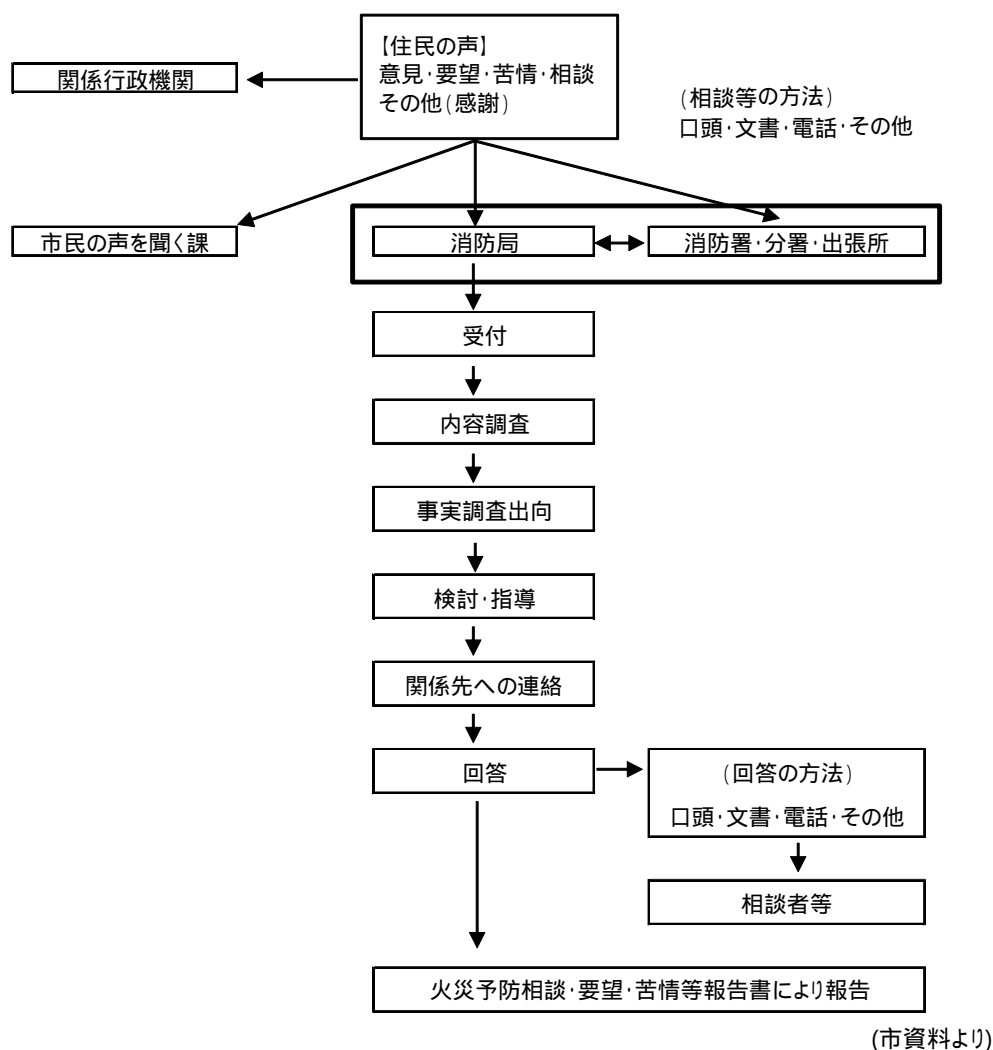
【事実の概要】

消防局及び各署所では、市民からの消防に関する相談や苦情等に対応するために、火災予防相談等の窓口を設けている。市民からの広聴事案を受けた場合の対応は、船橋市消防広報規程第11条に定められており、以下の広聴事案事務処理の手順にしたがい対応が図られる。

(広聴)

第11条 職員は、広聴事案を受けたときは、その意図を的確にとらえ、速やかに所属長に報告するとともに適正な処理を行い、その内容等を記録しなければならない。

広聴事案事務処理の手順



市民からの相談事項等に対して、消防局で適切な対応が図られている事を検証するために、サンプルで火災予防相談苦情綴を確認したところ、以下の事項が発見された。

- ・ 火災予防相談苦情綴には目次表が添付されており、「番号・件名・摘要」の記載があるが、顛末を取りまとめた資料がない。
- ・ 個別の相談事項等について経過報告及び顛末が綴られていないものが発見され、市民からの相談事項等に適切に対応したかが不明なものがある。

【意見】

市民からの相談事項等は火災予防に係る重要な情報が含まれている可能性があるため、顛末までを記載した一覧表を作成し各相談事項等に関してどのような対応を図ったのか、また対応未了の相談事項等がないかの一覧性を持たせる事が望ましい。

(一覧表の参考例)

番号	件名	緊急性	顛末	摘要
1	〇〇についての苦情	低	□□により対応済み。	
2	××についての相談	低	□□により対応済み。	
3	についての相談	高		

「緊急性」については必ずしも記載が必要なものではないと考えられるが、緊急性が高く顛末欄が未記入である案件は未対応であることから、早急に対応しなければならぬものと分かるため、危機管理の観点からは有用なものであると考える。

また、火災予防相談苦情綴の各相談事項等について経過報告及び顛末までの資料を綴り、対応が完了した事を確認する事が必要である。

火災調査報告書の提出遅延について(危機発生後)

【事実の概要】

火災事故の原因究明は、今後火災が発生しうる要因を究明し、これを排除することにより、もって火災予防に役立つ事を目的とするものである。このため、消防法第 7 章において「火災の調査」が規定され、船橋市火災調査規程において、火災調査の執行に関し必要な事項が定められている。

船橋市火災調査規程第 3 条では、火災調査の目的が定められ、同規程第 51 条では調査書類の作成及び管理について定めがある。

(調査の目的)

第 3 条 調査は、火災の原因及び損害を明らかにして、火災予防対策及び警防対策に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

(調査書類の作成及び管理)

第 51 条 局長及び署長は、本章の規定により調査書類を作成し、適正に管理しなければならない。

消防局においては、火災が発生した場合、船橋市火災調査規程実施要綱に基づく「火災調査報告書」を作成し、火災の原因及び損害の程度等を報告する体制が構築されている。火災調査報告書の内容は、市ホームページを活用した市民への注意喚起、学校・事業所・自治会等の消防訓練時における注意喚起、火災予防広報、消防局内での研修等において活用され、船橋市火災調査規程第 3 条の目的にしたがった利用がされている。

火災調査報告書は、火災を覚知した日から起算して 14 日以内に主管課である予防課に提出されなければならない(火災調査実務マニュアル)が、サンプルベースで火災調査報告書を確認したところ、火災発生から約 3 ヶ月から 4 ヶ月後に報告されて

いるものがあった。

これに関して、消防局担当者に理由を確認したところ、以下の回答を得た。

- ・ 火災が、各当直の部に片寄って発生した場合など、一定の部隊が多くの報告書作成業務を抱えてしまうと、報告書の作成が遅れるケースがある。
- ・ 調査人員が他部署に異動してしまうと、未作成の報告書を抱えたまま異動するため、顛末の把握が遅れるケースがある。
- ・ 損害調査をするために必要となる、り災者からの「り災届出書」の提出が遅れると、報告書の作成が遅れるケースがある。

なお、消防局予防課においては、年間を通じて火災の入電時刻順に火災番号を付し、火災調査報告書の連番管理を行っている。このため、火災調査報告書の作成遅延が発生する事はあるが、未作成のままとなる事はないように管理がされている。

【指摘】

火災事故の程度によっては調査に多くの時間を要し、火災調査報告書の作成が遅れる可能性もあると考えられるが、原則として火災調査実務マニュアルに定めた 14 日以内の提出を遵守しなければならない。

適切な文書管理、火災調査報告の適時のフィードバックのために、火災調査報告書の定期的な進捗管理を実施し、作成遅延が発生しないように留意する必要がある。

消防団員の実態調査について（危機発生前）

【事実の概要】

消防団員は火災が発生した際に消火活動を行う他、町会や自治会等における消防訓練や防火・防犯パトロール、消防団器庫や車両の点検等の消防活動を行っている。

消防団員の定員は条例で定めるものとされ(消防組織法第 19 条第 2 項)、市においては、船橋市消防団の設置等に関する条例第 3 条において、消防団員の定数は 720 人とする旨を定めている。市の平成 24 年 4 月 1 日時点での消防団は 1 団 20 分団 59 ケ班で組織されており、698 人の団員が所属している。なお、消防団員の定員数及び実員数の千葉県内の中核市及び近隣他市比較をすると次のとおりとなる。

消防団員数についての他市比較

	船橋市	千葉市	柏市	市川市
定員 (A)	720 人	840 人	617 人	400 人
実員 (B)	698 人	767 人	617 人	361 人
充足率 B/A	96.9%	91.3%	100.0%	90.3%

(注) いずれも平成 24 年 4 月 1 日時点の数値である。

(各市の消防年報より作成)

市の消防団員の定員に占める実員数は 96.9%と近隣他市と比較しても高い充足率を維持している事が見てとれる。少子高齢化や地域コミュニティ意識の低下等から消防団員の確保が難しいと言われる中、この高い充足率が地域防災に貢献している事は言うまでもない。

危機管理の観点から判断すると、条例で定めた必要数の団員確保も重要な要素であるが、実員の活動状況にも注目すべきであると考えられる。すなわち、消防団員として登録されているものの、消防団員として日頃の訓練等の活動が全くない団員(以下「休眠団員」という。)が多く存在すれば、実態としての充足率はより低いものとなり、危機管理の観点からは望ましくないと判断される。

この点、各分団の事務を掌理し、所属団員を指揮監督する責任は分団長が有するため(船橋市消防団の組織等に関する規則第 6 条第 2 項)、休眠団員の有無は分団で把握されるべきであるとも考えられるが、消防局警防課においても、消防団員の定数管理に関する事が分掌事務とされている(船橋市消防局の組織等に関する規則第 8 条警防課の項第 21 号)以上、消防団員の活動実態を把握する責任がある事は明確である。

消防局における休眠団員把握の体制を確認したところ、定期的に休眠団員の調査を実施する体制が定められておらず、近年その調査も実施されていない状況であった。なお、消防団員の火災出動状況調査のため、平成 14 年度において実態調査を行ったが、その結果は以下のとおりであった。

実団員数に対する非出動団員数(過去 3 年間)

区分	平成 12 年度	13 年度	14 年度
実団員数	680 人	688 人	662 人
非出動団員数	32 人	38 人	35 人
(実団員数に対する割合)	4.7%	5.5%	5.3%

(注) 非出動団員数とは、1 年間に 1 回も火災出動等に出動しなかった団員である。

なお、消防団器庫や車両の点検、清掃等の消防活動は行っている。

(市資料より)

調査当時、このうち休眠団員に対しては、所属分団の責任者により、本人に対し事実認定を行い、場合によっては退団を促したとの事であるが、顛末についての記録は残っていない。

なお、消防局担当者より、今回の包括外部監査に当たり、消防局において各分団の団員の活動状況を把握したが、休眠団員に該当する消防団員はいなかったとの回答を得ている。

【意見】

現状では、消防団員の定員に対する実員は 96.9%と高い充足率を維持しており、かつ、休眠団員に該当する消防団員はいない旨の回答を得ているが、消防団員の定期的な実態調査が行われない場合には、実態としての充足率の把握が困難となり、消防団の活動に支障をきたす可能性がある。

このため、消防団員の実態調査の体制を構築し、定期的に消防団員の活動実態調査をする必要があると考える。また、消防団員の活動実態調査に当たっては、消防局及び各分団の責任を明確化し、消防局でもその実態を把握する事が望ましい。

消防団員に対する手当について

【事実の概要】

消防団員の活動はその性質上危険を伴うものであり、また、出勤に対する費用弁償の観点から、報酬及び手当が支給される。非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例第 14 条、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する規則第 5 条で定められた消防団員に対する各手当は次のとおりである。

消防団員報酬：年額

団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
159,000 円	127,000 円	95,000 円	76,000 円	53,000 円	39,000 円	34,000 円

消防団員費用弁償

出勤区分	額
火災	1 回につき 2,200 円
警戒	1 日につき 2,200 円
訓練	

(市資料より)

消防団員が火災、訓練、警戒の業務にあたった場合には、消防団の組織等に関する要綱に基づいて「消防団員火災出勤等報告書」を作成し、その活動内容を記録する。当該報告書は、消防署、消防局の押印欄が設けられ、必要に応じて検印が押印される。

消防局担当者によると、消防局の検印は必要であるが、消防署の検印は火災の場合のみ必要との回答を得た。なお、これは規程及び要綱等に定められている事項ではなく、実務上の慣習であるとの説明を受けた。

平成 23 年度の消防団員火災出勤等報告書をサンプルで確認し、消防局及び消防署の検印があるかを確認したところ、一部の報告書において検印もれが発見された。なお、消防局担当者に検印がない理由について回答を求めたところ、実態としては

確認を実施しているが、押印がもれてしまったものではないかとの回答を得た。

【指摘】

現状の消防団の組織等に関する要綱では、消防団員火災出動等報告書について、確認が必要な部局が明確に定められていないため、これを規定する必要があると考えられる。また、消防団員火災出動等報告書は消防団員に対する費用弁償の基礎資料となるため、適切な権限者の確認を受ける必要がある。

緊急車両の燃料備蓄について(危機発生後)

【事実の概要】

災害発生時に消防体制を維持するために、緊急車両の燃料確保が重要であることは言うまでもない。消防局では、こうした事態に備えて、市内のガソリンスタンド等と緊急車両の燃料を優先的に確保できる協定を締結している。

しかし、先の大震災が発生した際には、その影響でガソリン等の燃料不足、流通経路の遮断が懸念され、ガソリンスタンドに燃料を求める市民等の行列ができるほどであった。このため、事前に燃料優先確保のための協定がなされていたにもかかわらず、緊急車両である事を理由に優先的に燃料を供給を受けるのが難しい状態に陥った。

消防局ではこの教訓を生かして、災害発生時でも消防活動を維持する体制をつくるために、緊急車両の燃料備蓄を検討している。参考までに、千葉県内の中核市及び近隣市の燃料備蓄の状況を示すと以下のとおりとなる。

燃料備蓄計画に関する他市の状況

市町村	燃料備蓄の状況
千葉市	自家用給油取扱所 ガソリン 10kl、軽油 10kl
柏市	自家用給油取扱所の設置を検討中
市川市	自家用給油取扱所 ガソリン 3kl、軽油 7kl

(市資料より)

なお、燃料備蓄の設備は緊急車両用に限らず、市有財産である車両の燃料としても使用でき、随時使用・補給をするものを目指している。これにより、車両燃料費の抑制につながるというメリットもある。

また、大震災の教訓を生かし、消防局では以下の事項についても対応を図っている。

- ・大規模災害発生時には食料等の調達も困難になる事が予想されるため、消防局職員数×3日分の食料及び水の備蓄を実施した。

- ・断水時のトイレ対策として、簡易トイレを市内の消防施設全てに配置した。

【意見】

緊急車両の燃料供給協定に関しては、大震災の教訓を生かして、より有効性のあ
るものに見直される必要があると考える。また、燃料備蓄に関しては、立地場所、
確保量等、最小限のコストで最大限の効果が得られるように慎重に検討を進める事
に注意されたい。

諸手当の支給について

【事実の概要】

通勤手当は職員が勤務のため、その者の居住から勤務先との間を往復するた
めに係る経路に従って支給されるべきものである。そして、通勤経路が変更とな
った場合には、通勤手当の支給に関する規則第 3 条に従い、その旨を届け出なけ
ればならない。

しかし、市全体として、通勤手当の支給に関して、通勤手当の届け出による認
定経路と実際の通勤経路が異なる等の問題点が把握されたため、平成 23 年 8 月に
総務部長より各任命権者及び各所属長に対して、通勤手当の再確認を行う通知が
発出された。

消防局ではこの通知を受け平成 24 年 2 月に届け出による認定経路と実際の通勤
経路に相違がないかの実態調査を実施した。この結果、届け出による認定経路と
通勤経路の相違が 4 件発見されたため、該当職員の通勤手当について戻入の処理
が行われている。

なお、通勤手当の支給に関する規則によれば、第 14 条に事後の確認について定
めがあるが、今回の調査が実施されるまでは、事後の確認は行われていない状況
であった。消防局担当者によると、今後も同規則に従い事後の確認を不定期(抜打
ち的)に行う予定であるとの事である。

(事後の確認)

第 14 条 各任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が給与条例第
21 条第 1 項の職員たる要件を具備するかどうか、及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当
該職員に定期券等の提示を求め、又は、通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、
確認するものとする。

【指摘】

消防局に対する指摘に留まる話ではないが、通勤手当の支給は同規則に従って適切に支給されなければならない。今後も、届け出による認定経路と実際の通勤経路に差異がないかどうかを定期的に確認する必要がある。

【事実の概要】

扶養手当及び住居手当に関しては、扶養手当の支給に関する規則及び住居手当の支給に関する規則に定めがある。当該規則に従った申請がされているかを検討するため、平成 23 年度における届け出をサンプルベースで確認したところ、以下のような不備が発見された。

- ・ 様式上、発生日から 15 日以内に届ける旨が記載されているが、届け出日が 15 日を超過しているものが散見された。
- ・ 提出日、届け出事実の発生日の記載がないものが散見された。

消防局担当者に確認したところ、特に、扶養手当については、個人の認識誤りにより受給資格を喪失しているにもかかわらず、その届け出が行われず、結果として支給が過剰になってしまうケースがあるとの回答を受けた。これに対して、個人の理解を促進するために研修や年末調整の時期に適切な対応を求めているが、なかなか浸透が難しい状況であるとの事である。

消防局としては、扶養手当については、毎年実施される千葉県市町村職員共済組合による扶養認定調査の実施に合わせて、扶養認定の確認を実施する方針としているが、扶養親族届の提出遅延及び戻入が毎年発生している。扶養手当の取消手続が遅れ、事後的に扶養手当の対象とならない事が判明した場合には、その事実が発生した日に遡って、戻入処理が行われるが、平成 23 年度には 6 件の戻入が発生している。

なお、地方自治法第 236 条第 1 項によれば、金銭債権の消滅時効は 5 年と定められており、扶養手当の取消手続が資格喪失後 5 年を経過した場合は、市の返還請求権は消滅することとなる。

扶養手当の支給に関する規則第 6 条及び住居手当の支給に関する規則第 8 条によれば、通勤手当同様に事後の確認について定めがあるが、消防局ではこれらの規則による扶養手当及び住居手当の事後確認は実施されていない。今回の監査対象期間外とはなるが、平成 21 年度において、過年度に支給をした扶養手当の一部に時効が完成したことから、返還請求権が消滅した事例が 1 件あった。

そのため、今後消防局としては、扶養親族届の遅延及び遅延による戻入事案を防止するため、関係部局と連携を図り、これらの規則に従って不定期(抜打的)に事後の確認を実施する予定との説明を受けた。

【指摘】

通勤手当同様、消防局に対する指摘に留まる話ではないが、扶養手当及び住居手当の支給は当該規則に従って適切に支給されなければならない。このため、当初届け出から変更がないかどうかを定期的に確認する体制作りが必要であり、今後は、適切な事後確認を実施する必要がある。

3 . 健康危機管理

(1) 対象部局

保健所(総務課、保健予防課、衛生指導課)

(2) 健康危機管理の概要

人員表及び組織図、業務分担表

保健所における人員表及び組織図、業務分担表は以下のとおりである。

・人員表

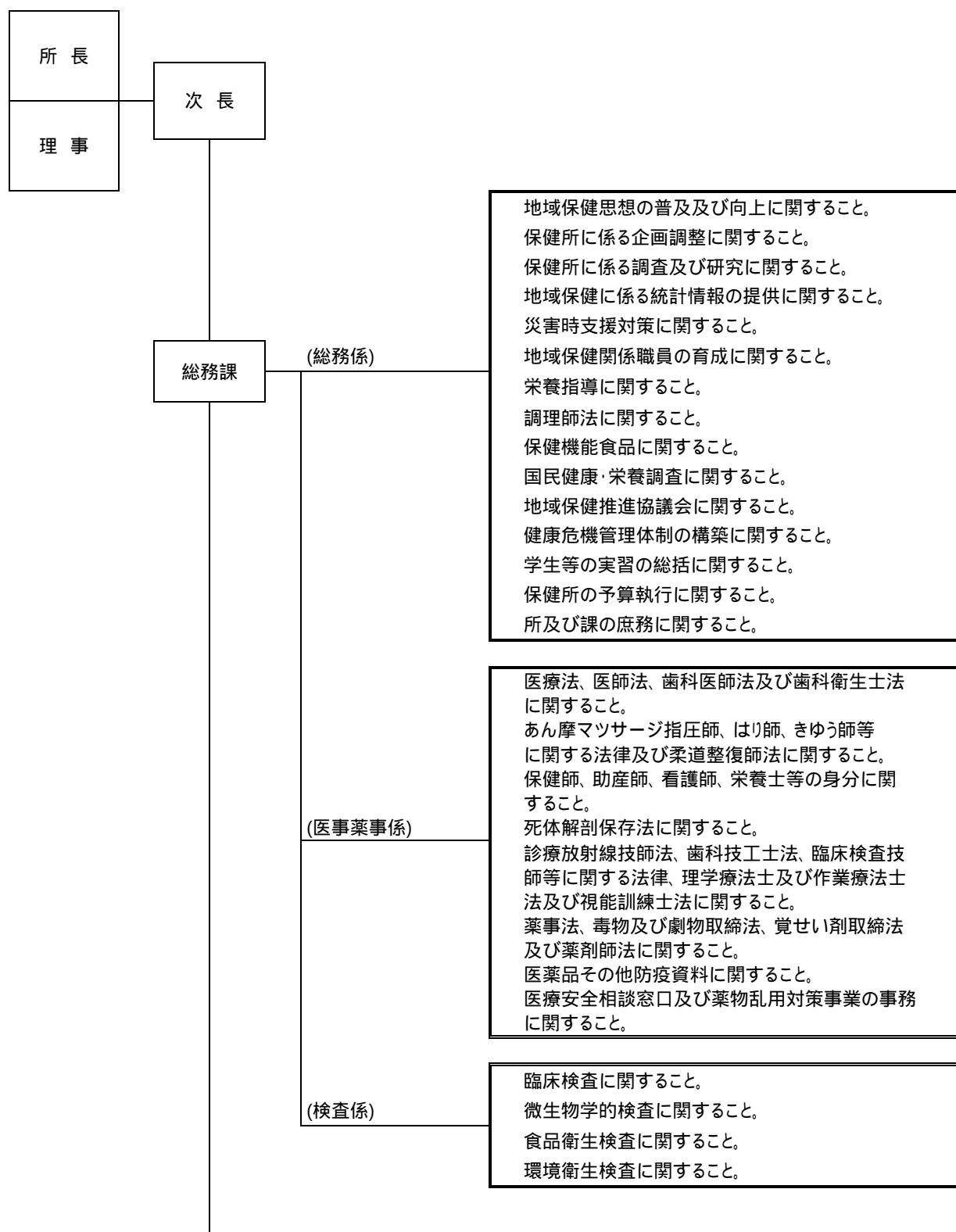
平成 24 年 4 月 1 日現在

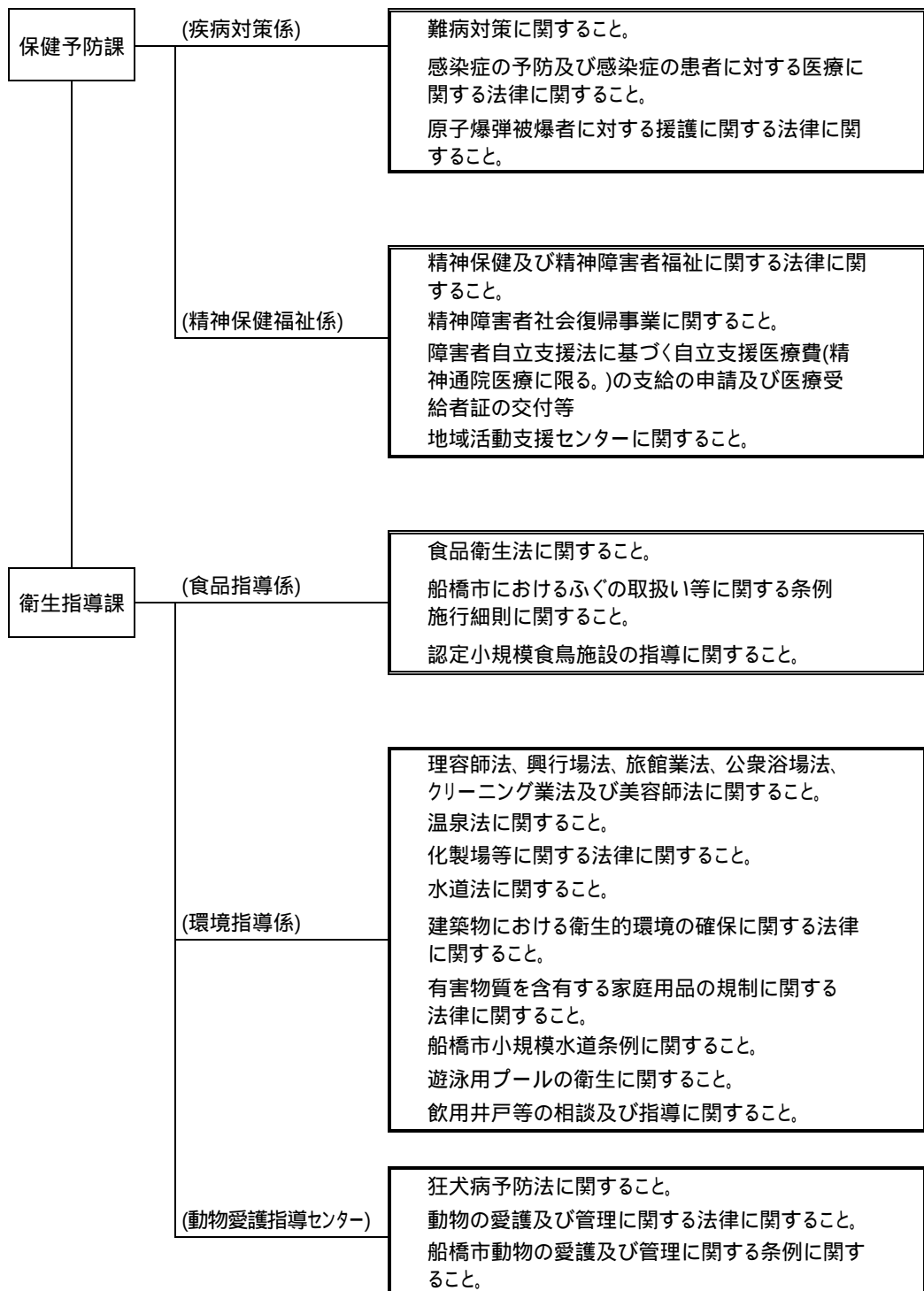
区 分	所長	理事	次長	総務課	保健予防課	衛生指導課	計
医 師	1	-	1	-	-	-	2
獣医師	-	-	-	-	-	15	15
薬剤師	-	-	-	6	-	5	11
保健師	-	-	-	-	11	-	11
栄養士	-	-	-	4(再任用 1 人含む)	-	1	5
臨床検査技師	-	-	-	1	-	1	2
衛生検査技師	-	-	-	1	-	-	1
診療放射線技師	-	-	-	-	2	-	2
精神保健福祉士	-	-	-	-	1	-	1
社会福祉士	-	-	-	-	1	-	1
化学技師	-	-	-	-	-	1	1
技能員	-	-	-	-	-	3(再任用 1 人含む)	3
技労員	-	-	-	-	-	1 (再任用)	1
事 務	-	1	-	7	3	1	12
計	1	1	1	19	18	28	68

(市資料より)

なお、所長は全体の総括、次長は所長の補佐、理事は人事、財政、議会の総括、をそれぞれ担当している。

・組織図、業務分担表





(市資料より)

関係法令・規則等の一覧

保健所が遵守すべき主な法令は以下のとおりである。

ア．感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(法律施行令、法律施行規則含む)

イ．船橋市感染症診査協議会条例

ウ．食品衛生法、千葉県食品衛生法施行条例

エ．千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例

オ．船橋市の保険・衛生に関する条例及び規則等(船橋市例規集第 9 編保険・衛生に規定している条例等)

決算数値の推移

ア．保健所総務課

・歳出額の推移について

< 事業費：新型インフルエンザ対策費 >

事業費の総予算額

(単位：千円)

	平成 21 年度	22 年度	23 年度
当初予算額	14,021	19,723	4,819
予備費及び流用額	26,241	(15,602)	(439)
計(予算現額)	40,262	4,121	4,380

決算額	40,262	3,964	4,380
-----	--------	-------	-------

事業費のうち備蓄品決算額

(単位：千円)

科 目						平成 21 年度	22 年度	23 年度
款	項	目	節	細目	名 称			
25	10	15	11	10	消耗品費	9,054	1,324	628
25	10	15	11	90	医薬材料費	3,211	2,444	3,750
25	10	15	18	60	その他備品購入費	283	-	-
合計						12,548	3,768	4,378

(市資料より作成)

平成 21 年度は、新型インフルエンザ(A/H1N1)が発生したことにより増加している。

イ．保健所保健予防課

・歳入額の推移について

(単位:千円)

科 目						平成 21 年度	22 年度	23 年度
款	項	目	節	細目	名 称			
60	15	15	10	08	結核対策特別促進事業	1,674	1,918	1,378
60	15	15	10	19	結核医療費補助金	2,075	1,484	2,272
60	10	15	10	03	結核医療費負担金	22,473	18,147	14,967
60	10	15	10	01	感染症予防事業費等負担金	5,616	7,333	6,707
合計						31,838	28,882	25,324

(市資料より作成)

結核医療費については「結核医療費国庫負担(補助)金交付要綱」に基づき、感染症対策については「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」に基づいて国庫負担(補助)を受けている。

・歳出額の推移について

保健所結核予防費

(単位:千円)

科 目						平成 21 年度	22 年度	23 年度
款	項	目	節	細目	名 称			
25	10	15	01	30	報酬	1,620	1,476	1,566
25	10	15	08	10	報償金	1,844	1,813	1,837
25	10	15	11	10	消耗品費	262	139	58
25	10	15	11	40	印刷製本費	130	385	60
25	10	15	11	90	医薬材料費	615	93	50
25	10	15	12	10	通信運搬費	174	102	145
25	10	15	13	10	一般委託料	3,893	3,454	3,316
25	10	15	18	39	図書購入費	-	-	-
25	10	15	18	20	機械器具購入費	126	-	-
25	10	15	18	60	その他備品購入費	-	-	-
25	10	15	20	00	扶助費	38,728	27,697	18,299
合計						47,392	35,159	25,331

(市資料より作成)

保健予防課では予防接種事業は行っておらず、健康部健康増進課が行っている。

保健所感染症予防費

(単位:千円)

科 目						平成 21 年度	22 年度	23 年度
款	項	目	節	細目	名 称			
25	10	15	08	10	報償金	30	-	30
25	10	15	11	90	医薬材料費	49	59	46
25	10	15	12	10	通信運搬費	90	74	90
25	10	15	12	42	その他手数料	0	-	-
25	10	15	13	10	一般委託料	3,971	3,971	4,019
25	10	15	20	00	扶助費	428	-	-
合計						4,568	4,104	4,185

(市資料より作成)

ウ．保健所衛生指導課

・歳入額の推移について

(単位:千円)

科 目						平成 21 年度	22 年度	23 年度
款	項	目	節	細目	名 称			
55	15	15	10	06	飲食店営業許可等 手数料	17,252	19,450	18,040
合計						17,252	19,450	18,040

(市資料より作成)

・歳出額の推移について

(単位:千円)

科 目						平成 21 年度	22 年度	23 年度
款	項	目	節	細目	名 称			
25	10	35	13	10	食品衛生責任者養成講習会委託	624	647	647
25	10	35	13	10	食品衛生営業者新規講習会委託	306	308	308
25	10	35	13	10	食品営業許可更新者受付等事業委託	579	410	411
合計						1,509	1,365	1,366

(市資料より作成)

人件費の推移

保健所の平成 21 年度から平成 23 年度の職員人件費及び分析数値の推移は次のとおりである。

保健所総務課 常勤職員

(単位:千円)

項 目	平成 21 年度	22 年度	23 年度
職員数(年度末時点) (人)	17	17	18
人件費総額	201,081	195,298	186,439
(うち特殊勤務手当)	(7,630)	(7,674)	(5,350)
(うち時間外手当)	(5,449)	(2,432)	(2,702)
(うち休日勤務手当)	(131)	(36)	(56)
(うち夜間手当)	(-)	(-)	(-)
(うちその他の手当)	(66,431)	(64,563)	(62,557)
1 人当たり平均人件費 (年間)	11,828	11,488	10,357
総残業時間 (時間)	2,160	954	1,044
1 人当たり年間残業時間 (時間)	180	79.56	83.52

(市資料より作成)

平成 21 年度は、新型インフルエンザ(A/H1N1)が発生したため、その対応により総残業時間が大幅に増加している。

保健所総務課 非常勤職員

(単位:千円)

項 目	平成 21 年度	22 年度	23 年度
職員数(年度末時点) (人)	3	4	4
人件費総額	2,935	4,317	4,964
(うち時間外手当)	(72)	(24)	(55)
(うちその他の手当)	(176)	(176)	(227)
1 人当たり平均人件費 (年間)	978	1,079	1,241
総残業時間 (時間)	66	13.75	32
1 人当たり年間残業時間 (時間)	22	3.44	8

(市資料より作成)

保健所総務課 臨時職員

(単位:千円)

項 目	平成 21 年度	22 年度	23 年度
年間雇用人月 (人月)	8	2	1
人件費総額	900	223	331
(うちその他の手当)	(51)	(22)	(25)
総残業時間 (時間)	-	-	-

(市資料より作成)

特殊勤務手当の内容及び計算方法は次のとおりである。

名 称	内容及び計算方法
医師研究手当	月額 30,000 ～ 80,000 円
医務手当	給料月額の 25%
保健福祉手当	栄養指導員として勤務する管理栄養士 月額 3,300 円 薬剤師 月額 3,300 円 平成 21、22 年度は満額、平成 23 年度は半額
感染症防疫作業手当 (感染症病原体検査等)	日額 500 円
毒物劇物取扱作業手当	日額 200 円

(市の資料より作成)

保健所保健予防課 常勤職員

(単位:千円)

項 目	平成 21 年度	22 年度	23 年度
職員数(年度末時点) (人)	17	18	17
人件費総額	134,871	133,036	133,317
(うち特殊勤務手当)	(2,693)	(2,594)	(2,271)
(うち時間外手当)	(18,667)	(9,168)	(10,221)
(うち休日勤務手当)	(684)	(59)	(38)
(うち夜間手当)	(271)	(-)	(-)
(うちその他の手当)	(36,859)	(39,137)	(39,892)
1 人当たり平均人件費 (年間)	7,933	7,390	7,842
総残業時間 (時間)	7,313	3,799	3,794
1 人当たり年間残業時間 (時間)	504.36	253.32	251.52

(市資料より作成)

平成 21 年度は、新型インフルエンザ(A/H1N1)が発生したため、その対応により総残業時間が大幅に増加している。

保健所保健予防課 非常勤職員

(単位:千円)

項 目	平成 21 年度	22 年度	23 年度
職員数(年度末時点) (人)	9	9	9
人件費総額	15,426	17,242	16,072
(うち時間外手当)	(50)	(51)	(34)
(うちその他の手当)	(618)	(641)	(734)
1 人当たり平均人件費 (年間)	1,714	1,915	1,785
総残業時間 (時間)	43.75	36	24
1 人当たり年間残業時間 (時間)	4.86	4	2.67

(市資料より作成)

保健所保健予防課 臨時職員

(単位:千円)

項 目	平成 21 年度	22 年度	23 年度
年間雇用人月 (人月)	12	14	50
人件費総額	4,835	5,374	7,975
(うち時間外手当)	(15)	(14)	(22)
(うちその他の手当)	(286)	(294)	(417)
総残業時間 (時間)	12	13	15

(市資料より作成)

特殊勤務手当の内容及び計算方法は次のとおりである。

名 称	内容及び計算方法
医師研究手当	月額 30,000 ～ 80,000 円
医務手当	給料月額の 25%
保健福祉手当	保健師 月額 3,300 円 精神保健福祉士 月額 5,500 円 平成 21、22 年度は満額、平成 23 年度は半額
感染症防疫作業手当 (感染症患者の検診等)	日額 500 円
保健福祉手当 (精神障害者訪問等)	日額 200 円
危険作業手当 (放射線技師)	日額 400 円

(市資料より作成)

保健所衛生指導課 常勤職員

(単位:千円)

項 目	平成 21 年度	22 年度	23 年度
職員数(年度末時点) (人)	18	19	19
人件費総額	126,879	128,599	133,537
(うち特殊勤務手当)	(732)	(685)	(699)
(うち時間外手当)	(2,765)	(1,569)	(1,421)
(うち休日勤務手当)	(161)	(4)	(99)
(うち夜間手当)	(-)	(-)	(-)
(うちその他の手当)	(39,950)	(39,936)	(41,773)
1 人当たり平均人件費 (年間)	7,048	6,768	7,028
総残業時間 (時間)	1,325	719	643
1 人当たり年間残業時間 (時間)	94.68	47.88	42.84

(市資料より作成)

保健所衛生指導課 非常勤職員

(単位:千円)

項 目	平成 21 年度	22 年度	23 年度
職員数(年度末時点) (人)	-	1	1
人件費総額	-	1,408	1,262
(うち時間外手当)	(-)	(6)	(0)
(うちその他の手当)	(-)	(120)	(55)
1 人当たり平均人件費 (年間)	-	1,408	1,262
総残業時間 (時間)	-	6.75	0.5
1 人当たり年間残業時間 (時間)	-	6.75	0.5

(市資料より作成)

保健所衛生指導課 臨時職員

(単位:千円)

項 目	平成 21 年度	22 年度	23 年度
年間雇用入月 (入月)	6	0	0
人件費総額	611	1,170	1,927
(うちその他の手当)	(60)	(53)	(194)
総残業時間 (時間)	-	-	-

(市資料より作成)

特殊勤務手当の内容及び計算方法は次のとおりである。

名 称	内容及び計算方法
保健福祉手当	臨床・衛生検査技師 月額 3,300 円 獣医師 月額 5,500 円 薬剤師 月額 3,300 円 平成 21、22 年度は満額、平成 23 年度は半額
危険作業手当(屋外受水槽)	日額 330 円

(市資料より作成)

指標の推移

指標名		算出方法	
新型インフルエンザ対策備蓄計画の整備率		年度別備蓄数 / 3 か年備蓄計画総数	
平成 21 年度	22 年度	23 年度	
67.2%	28.5%(累計 95.7%)	4.3%(累計 100%)	

(市資料より)

新型インフルエンザ対策品の備蓄は平成 21 年度から平成 23 年度の 3 カ年計画で備蓄率 100%を達成した。今後は、不足分補充や使用期限切れの物品の更新、そして新型インフルエンザ対策行動計画の変更等に伴う新たな備蓄品の追加等になる。

指標名		算出方法	
結核新登録患者(罹患率) (人口 10 万対)		結核新登録患者数 (結核新登録患者数/10 月 1 日時点での船橋市人口×10 万)	
平成 21 年	22 年	23 年	
112 人(18.6%)	118 人(19.4%)	107 人(17.5%)	
(千葉市) 206 人(22.1%)	(千葉市) 172 人(19.0%)	(千葉市) 171 人(17.8%)	
(柏市) 59 人(14.8%)	(柏市) 68 人(16.8%)	(柏市) 63 人(15.5%)	
(国) 24,170 人(19.0%)	(国) 23,261 人(18.2%)	(国) 22,681 人(17.7%)	

(注) 上記指標は、歴年で把握している。

(市資料より)

結核は全国的に罹患率が減少傾向にあるが、減少率の鈍化傾向に変化はなく、依然として日本の最大の感染症である。船橋市としては平成 22 年度に一旦は増加したものの、平成 23 年度は減少傾向に転じ、全国的な減少傾向と一致している。近隣他市である千葉市、柏市でも罹患率の減少が見られる。

指標名		算出方法	
結核接触者健診受診率		健診受診者数/健診対象者数	
平成 21 年度	22 年度	23 年度	
95.4%	91.5%	91.3%	
(千葉市)	(千葉市)	(千葉市)	
81.8%	96.4%	88.0%	
(柏市)	(柏市)	(柏市)	
90.4%	91.8%	95.2%	

(市資料より)

結核接触者の健康診断は接触者健康診断のガイドラインに基づき、登録(発生)直後、2 ヶ月後、6 ヶ月後、1 年後、1 年半後、2 年後に対象者に対して健診勧告を行い、経過観察を行っている。

健康診断受診率について、患者登録直後は対象者の関心が高く受診率も高いものの、時の経過に伴い対象者の関心が薄れ受診率も低くなる傾向がある。

感染の疑われる者に感染症法に基づく健診勧告を行い、勧告に従わない者には再勧告を行っており受診率向上に努めている。

指標名		算出方法	
肺結核喀痰塗抹陽性患者失敗脱落率		(治療失敗+脱落)/肺結核活動性患者数	
平成 21 年中	22 年中	23 年中	
0.0%	9.1%	2.7%	
(千葉市)	(千葉市)	(千葉市)	
2.94%	2.9%	1.6%	
(柏市)	(柏市)	(柏市)	
0.0%	0.0%	11.5%	

(市資料より)

治療失敗とは、治療開始 5 カ月目以降に喀痰培養陽性が 1 度でもある患者の事を言う。

脱落とは、連続 60 日以上あるいは 2 ヶ月以上治療を中断した患者もしくは医師の指示により服薬を終了(完遂)したが、治療期間が 4 剤治療で 180 日未満あるいは 3 剤治療 270 日未満の患者を言う。

船橋市では結核感染の連鎖を断ち切るため、積極的に DOTS(直接服薬確認療法)事業を展開し、治療失敗や脱落の防止に努めている。

指標名		算出方法	
食品営業許可件数		新規 + 継続	
平成 21 年度	22 年度	23 年度	
1,469 件	1,696 件	1,552 件	
(千葉市) 3,248 件	(千葉市) 3,653 件	(千葉市) 3,239 件	
(柏市) 1,172 件	(柏市) 1,068 件	(柏市) 1,141 件	

(市資料より)

平成 21 年度～平成 23 年度では不許可件数として実績が 2 件あるものの、いずれも「営業しないことにした」との理由で取下げ願いが提出されたためである。

(3) 監査の要点

保健所体制に係る事務の合规性について

保健所体制に係る事務の執行が関連する法令、条例、規則等に従い適切に実施されているか。

保健所体制に係る事務の有効性、効率性、経済性について

保健所体制に係る事務の執行が有効性、効率性、経済性を考慮して実施されているか。

(4) 監査手続

保健所体制に関連する法令及び条例並びに規則等を把握し、事務の執行に問題点がないかを検討した。

保健所体制に係る組織体制を把握し、有効性、効率性に問題がないかを検討した。近隣他市との比較を行い、改善事項となる項目がないかを検討した。

保健所体制の把握に必要と判断される項目について、各担当課へ質問を実施するとともに、必要な資料を入手し調査を行った。

重要と判断した事項に限定して、歳入・歳出項目に関する担当者への質問、証憑^{しょうひょう}突合を実施した。

人件費に係る管理体制及び管理帳票の記載状況を確認した。

業務委託の各契約事務につき、過去３年度分の落札状況を分析し、一部関係書類の閲覧、担当者への質問を実施した。

(５) 指摘及び意見

平成 23 年度船橋市食品衛生監視指導計画について

保健所は、食品衛生法(昭和 22 年 12 月 24 日法律第 233 号)第 24 条の規定及び「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(平成 15 年厚生労働省告示第 301 号)に基づき、飲食に起因する衛生上の危害発生を防止するとともに、本市の地域特性を考慮した食品衛生に関する監視指導を実施するため、船橋市食品衛生監視指導計画(以下「監視指導計画」という。)を策定している。

監視指導計画に定められている実施内容は以下のとおりである。

No	実施内容
第 1	基本方針
第 2	監視指導計画の実施期間及び対象施設等
第 3	監視指導の実施体制等
第 4	監視指導の実施内容
第 5	情報提供及びリスクコミュニケーションの実施
第 6	食中毒等健康危害発生時の対応
第 7	食品等事業者の自主的な衛生管理の促進
第 8	食品衛生に係る人材育成・資質向上等
別表 1	平成23年度立入検査実施計画
別表 2	平成23年度収去検査実施計画
別表 3	平成23年度食品衛生講習会等実施計画

(市資料より作成)

この監視指導計画に定められている事項を適切に実施しているか確認したところ、以下の事項が見受けられた。

ア．監視指導計画及び実施結果の公表等について（危機発生後）

【事実の概要】

平成 23 年度監視指導計画第 5 の 1 では、監視指導計画及び実施結果の公表等について、以下のように定められている。

第5 情報提供及びリスクコミュニケーションの実施

1 監視指導計画及び実施結果の公表等

監視指導計画を策定する場合及び年度途中に変更する場合は、その内容を公表し、市民等の意見を反映した監視指導計画の策定に努める。

平成23年度の監視指導計画に基づく実施結果、収去検査結果等の概要については、平成24年6月末までに公表する。

用語説明

「収去検査」

食品衛生法に基づき、食品関係営業施設に食品衛生監視員が立ち入り、試験検査をするために必要最小量の食品、食品添加物等を無償で持ち帰る権限がある。この権限を行使して行われる検査をいう。

この定めによれば、平成23年度の監視指導計画に基づく実施結果、収去検査結果等の概要は、平成24年6月末までに公表されなければならない。しかし、市のホームページを確認した時点(平成24年9月時点)では、実施結果、収去検査結果等の概要が公表されていなかった。なお、監査での指摘に基づき、当該概要はその後市のホームページで公表された。

【指摘】

監視指導計画に基づく実施結果、収去検査結果等の概要は、上記の定めに従って期限内に適切に公表されなければならない。

イ．自主検査及び記録の作成・保存の推進について（危機発生前）

【事実の概要】

平成23年度監視指導計画第7の2では、自主検査及び記録の作成・保存の推進について、以下のように定められている。

第7 食品等事業者の自主的な衛生管理の促進

2 自主検査及び記録の作成・保存の推進

食品等事業者の責務である自主検査や、原材料の安全性確認等の実施を促すとともに、「食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針」(平成15年厚生労働省通知)に基づき、食品の製造販売等に係る記録の作成及び保存を推進する。

この自主検査及び記録の作成・保存の推進状況について、保健所の担当者に質問を実施したところ、徐々に増えてきてはいるものの、まだ整備が進んでいない

ところも多いとの説明を受けた。また、推進状況について、目標値等は設定しておらず、推進状況についても厳密な把握は行っていないとの説明を受けた。

【意見】

自主検査及び記録の作成・保存を推進するにあたっては、目標値を定め定期的に推進状況や達成度合を適宜把握できるような管理を行う事が望まれる。

ウ．製造者及び加工者に対する HACCP 導入の推進について(危機発生前)

【事実の概要】

平成 23 年度監視指導計画第 7 の 3 では、製造者及び加工者に対する HACCP の導入の推進について、以下のように定められている。

第 7 食品等事業者の自主的な衛生管理の促進

3 製造者及び加工者に対する HACCP 導入の推進

食品の安全性確保のためには、HACCP の手法を取り入れた衛生管理が有効なことから、製造者及び加工業者に HACCP 導入を積極的に推進する。

用語説明

「HACCP」

食品の衛生管理手法の一つ。危害分析重要管理点方式ともいう。

1960年代にアメリカの宇宙計画の中で宇宙食の安全性を高度に保証するために考案された製造管理のシステムで、Hazard Analysis and Critical Control Point といい、頭文字の略語としてHACCP(ハサップ、ハセップ、ハシップともいう。)と呼ばれている。

HACCPは、製造における重要な工程を連続的に監視することによって、ひとつひとつの製品の安全性を保証しようとする衛生管理手法であり、危害分析、CCP(重要管理点)、CL(管理基準)、モニタリング、改善措置、検証、記録の7原則から成り立っている。

HACCPシステムによる衛生管理の基礎として、衛生標準作業手順書(SSOP: Sanitation Standard Operating Procedures)の導入など、一般的衛生管理が適切に実施される必要がある。

わが国では、食肉製品、乳・乳製品、いわゆるレトルト食品などに対して、HACCPシステムによる衛生管理の方法について厚生労働大臣が基準に適合することを個別に承認する制度が設けられている。

この製造者及び加工者に対する HACCP 導入の推進状況について、保健所の担当者に質問を実施したところ、大規模な製造工場では導入済みであるものの、小規模な製造工場では導入が進んでいないところも多いとの説明を受けた。また、推

進状況について、目標値等は設定しておらず、推進状況についても厳密な把握は行っていないとの説明を受けた。

【意見】

食品等に係る衛生管理については、市民の関心も高いと考えられることから、製造者及び加工者に対する HACCP 導入の推進は重要であると考えます。したがって、その推進に当たっては、その成り行きを漠然と把握するのではなく、目標値を定め定期的に推進状況や達成度合を把握できるように管理するのが望ましいと考えます。

使用物品の保管状況の確認について

【事実の概要】

財務規則第 210 条では、物品の調査等について、以下のように定められている。

(物品の調査等)

第 210 条 物品出納員等は、毎年使用中の物品の保管状況を調査しなければならない。

2 課長は、第 188 条に規定する重要物品の保管状況を調査し、現在高調書(第 85 号様式)を作成し、毎年 4 月末日までに会計管理者に報告しなければならない。

保健所担当者に財務規則に基づく物品の保管状況の調査をどのように実施しているか質問したところ、重要物品については毎年調査を実施し、会計管理者に報告しているものの、通常の物品については、全てを調査しているわけではないとの説明を受けた。

また、通常の物品の調査状況については、財務規則に文書化に関する定めがないため、その調査結果が文書等で残されておらず、口頭による説明しか得られなかった。

【意見】

物品は財務規則に基づき、毎年保管状況を調査し、適切に管理する必要がある。

現状では、重要物品以外の物品の調査結果について文書等の記録が無く、保管状況や調査状況が事後的に確認できない状況にある。したがって、重要物品以外の物品についても、適切な管理を目的として保管状況の調査結果を文書等で残すのが望ましいと考える。

DOTS 事業について

結核の罹患率は全国的に減少傾向にあるが、減少率の鈍化傾向に変化はなく、依然として日本では最大の感染症である。船橋市保健所では結核感染の連鎖を断ち切るため、積極的に DOTS(直接服薬確認療法)事業を展開し、きめ細かな患者支援を心がけている。

具体的には、保健師や DOTS 支援員による患者宅に訪問する訪問 DOTS 事業、支援員が訪問できない患者に対して、患者が薬局に来局する薬局 DOTS 事業の 2 つの事業により、個々の患者に応じた服薬支援を行い、治療成功率の向上に努めている。また、当該 2 事業に対応する実施要領は以下のとおりである。

事業名	実施要領名
DOTS 支援員派遣事業	船橋市地域 DOTS 支援員の設置及び派遣に関する実施要領
薬局 DOTS 事業	船橋市薬局 DOTS 実施要領

(市資料より作成)

上記の実施要領に定められている事項を適切に実施しているかを確認したところ、以下の事項が見受けられた。

ア．船橋市地域 DOTS 支援員活動報告書について（危機発生後）

【事実の概要】

船橋市地域 DOTS 支援員の設置及び派遣に関する実施要領第 8 条において、支援員の活動報告は、以下のように定められている。

(責務)

第 8 条 支援員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

2 支援員は、職務を遂行するときは、委嘱状を携帯し、関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

3 支援員は、毎月の服薬支援の実施状況をとりまとめ、翌月の 5 日までに船橋市地域 DOTS 支援員活動報告書(第 3 号様式)により保健所長に、船橋市地域 DOTS 実施報告書(第 4 号様式)及び船橋市地域 DOTS 実施内訳書(第 5 号様式)により市長に報告しなければならない。

これに関して、DOTS 支援による服薬支援の活動状況及び報告状況を確認するために、平成 23 年度における船橋市地域 DOTS 支援員活動報告書(第 3 号様式)、船橋市地域 DOTS 実施報告書(第 4 号様式)、船橋市地域 DOTS 実施内訳書(第 5 号様式)についてサンプルで閲覧したところ、船橋市地域 DOTS 支援員活動報告書(第 3 号様式)において、保健所記入欄におけるサイン欄にサインもしくは押印がない報告

書が散見された。

【指摘】

サイン又は押印は保健所が支援員に関する上記報告書を確認した証跡であり、失念することなく全ての報告書に記入されなければならない。

イ．船橋市薬局 DOTS 実施内訳書について(危機発生後)

【事実の概要】

船橋市薬局 DOTS 実施要領第 5 条において、活動状況の報告は、以下のように定められている。

(実施報告)

第 5 条 支援薬局は、毎月の薬局 DOTS の実施状況をとりまとめ、翌月の 5 日までに船橋市薬局 DOTS 実施報告書(第 3 号様式)及び船橋市薬局 DOTS 実施内訳書(第 4 号様式)により市長に報告しなければならない。

これに関して、薬局による服薬支援の活動状況及び報告状況を確認するために、平成 23 年度における船橋市薬局 DOTS 実施報告書(第 3 号様式)及び船橋市薬局 DOTS 実施内訳書(第 4 号様式)についてサンプルで閲覧したところ、船橋市薬局 DOTS 実施内訳書(第 4 号様式)において、以下のような不備が認められた。

- ・ 保健所の確認印欄に押印がない内訳書が散見された。保健所の確認印欄は、支援薬局において実際に活動した実績を保健所が確認する重要な確認手続である。
- ・ その他特記事項欄に押印がない内訳書が散見された。その他特記事項欄は、支援薬局による結核患者に対する所見が記載された重要な確認事項であり、保健所としても結核患者の体調や動向を管理する手段として把握すべき重要な確認手続である。

【指摘】

保健所の押印は上記実施内訳書における支援薬局の活動実績や結核患者に対する所見を確認する証跡であり、失念することなく全ての実施内訳書に押印されなければならない。

報償金の支出について

報償金の内容は以下のとおりである。

No.	名称	内容
1	結核医師報償金	保健所で実施する結核接触者健康診断、治療終了者の精密検査(管理検診)において診察、エックス線画像の読影に対する医師への報償
2	採血看護師報償金	保健所で実施する結核接触者健康診断において、QFT 検査の対象者への採血業務に対する報償
3	コホート情報報告書報償金	治療終了者、病状不明者の受診状況、病状の情報提供に対して医療機関に対する謝礼
4	DOTS 支援員報償金	治療中の結核患者に対して市が委嘱した職員が行う家庭訪問での服薬支援、保健所への報告に対する報償（前述 に記載した DOTS 支援員派遣事業に係る報償）
5	薬局 DOTS 支援金	治療中の結核患者に対して薬局で実施した服薬支援、服薬指導及び保健所への報告に対する報償（前述 に記載した薬局 DOTS 事業に係るもの）
6	コホート検討会報償金	保健所の結核服薬支援事業の事業評価会議における結核の専門家の事業評価に対する謝礼

(市資料より作成)

上記報償金について、支給プロセスを確認したところ、以下の事項が確認された。

【事実の概要】

No.4 及び No.5 を除く各報償金については毎月定期的な支給が発生するため、保健所では対応する検査毎に出勤簿を設け、検査等を実施した日付、氏名、時間を記載したうえで出席印欄に押印する事になっている。そこで各出勤簿を確認したところ、No.2 採血看護師報償金について以下の不備が見受けられた。

- ・ 平成 23 年度及び平成 24 年度における、「採血員出勤簿 被爆者検診」において、日付、氏名、時間は記載されているものの、採血員の出席印が無いものが散見された。採血員の出席印は、採血員が実際に出勤している事を確認する重要な証跡である。
- ・ 平成 23 年度における、「採血員出勤簿 肝炎検査」において、日付、氏名、時間は記載されているものの、採血員の出席印が無いものが散見された。採血員の出席印は、採血員が実際に出勤している事を確認する重要な証跡である。

【指摘】

以上の結果は、記載上の不備であり、採血員の出席印が漏れなく押印されるよう、出勤簿管理を徹底しなければならない。

人件費について

ア．特殊勤務命令簿について

【事実の概要】

平成 23 年度の保健所総務課、保健予防課、衛生指導課の特殊勤務命令簿を確認したところ、次のような記載上の不備が認められた。

- ・ 「手当の区分」欄に手当の名称を記載していない箇所が複数見受けられる。本来は特殊勤務命令ごとに手当の名称を正確に記載する必要がある。
- ・ 何も記載されていない空白部分に課長印が押印されている箇所があった。
- ・ 課長印のある箇所が二重線を引いて訂正されているが、訂正印が押印されていないかった。

【指摘】

以上の結果は、記載方法、承認方法の不備であり、特殊勤務命令簿の管理に当たって適切に是正されなければならない。

イ．時間外勤務等命令及び実績簿について

【事実の概要】

保健所衛生指導課の平成 23 年度及び平成 24 年度時間外勤務等命令及び実績簿を通査したところ、平成 24 年 9 月分について時間外勤務の命令時間の記載及び命令印は適切であるが、実績時間が未記載であるにもかかわらず所属長の確認印が押印されている箇所が 2 箇所確認された。

時間外勤務等命令及び実績簿は、総務部職員課給与班も再度記載内容をチェックしており、この 2 箇所の不備を指摘していたが、監査日現在においてもなおこの不備は改善されていなかった。なお、監査での指摘に基づき、時間外勤務の実績時間は記入された。

【指摘】

時間外勤務等命令及び実績簿については、正確な記載と所属長による適切な確認を徹底し、このような不備が生じないようにしなければならない。

ウ．医務手当と医師研究手当について

【事実の概要】

特殊勤務手当の支給に関する規則第 33 条及び第 34 条では、次のような特殊勤務手当が定義されている。

(医務手当)

第 33 条 医務手当は、保健所において保健衛生業務に従事する医師に対して支給する手当で、月額として、その職員の受ける給料の月額に 100 分の 25 を乗じて得た額とする。

(医師研究手当)

第 34 条 医師研究手当は、保健所に勤務する医師に対して支給する手当で、次に定める額(産業医としての業務に従事する場合にあっては、当該額に 20,000 円を加算した額)とする。

(1) 所長 月額 80,000 円

(2) 次長 月額 49,000 円

～以下省略～

当該規定に基づく保健所の支給対象者は所長と次長の 2 人である。(平成 24 年 3 月 31 日現在)

なお、市によると、医務手当は業務に対する手当、医師研究手当は医学等の研究・調査を奨励する手当として支給しているとのことであった。

しかし、医師研究手当は同規則第 34 条のとおり、医学等の研究・調査の奨励を支給条件としては定めていない。また実際の支給においても特殊勤務命令簿の作成は不要とされており、実際に行われている研究・調査の実績を確認するルールも無い。

【意見】

上記規則のとおり、医務手当、医師研究手当は保健所の保健衛生業務に従事すればいずれも支給条件を満たし、当該医師に支給されるように解釈できるため、外観上は二重の手当が支給されているような誤解を生じる虞がある。

一方で、保健所に勤務する医師は、医学・医療の知見を日々更新するために情報収集や調査・研究を行わなければならないことから、医師研究手当を支給する必要性はあると考えられる。

したがって、二重の手当という誤解を生じないために、同規則第 34 条は医学等の研究・調査に対する手当であることが分かるように文言を修正するとともに、手当の支給が適切であることを検証する意味で医師の研究・調査の実績を定期的にチェックし、その確認資料を残す必要があると考える。

人事交流について

【事実の概要】

保健所は、中核市である柏市と平成 24 年 4 月より獣医師や薬剤師等の専門職員の人事交流を始めており、現時点では船橋市、柏市ともに 1 人ずつの人事交流を実施している。

この人事交流に関して、船橋市で行っていないものの柏市で行っている業務の有効性や効率性が向上するような業務を取り入れた事例はあるか質問を実施したところ、保健所担当者から現時点においては、特にないとの説明を受けた。

【意見】

平成 24 年度より開始した人事交流のため、現時点において効果測定は難しいものの、単なる人事交流に留まらず、船橋市保健所にはない柏市の良い点を積極的に取り入れ、業務の有効性や効率性の向上が望まれる。

今後の課題について

保健所の現時点における課題として認識している事項は次のとおりである。

ア．食品衛生監視員の資質向上について(危機発生前/発生時/発生後)

【事実の概要】

現在保健所においては、食品衛生監視員(以下「監視員」という。)の資質向上を課題として認識している。

監視員の資質を向上するためには、監視員 1 人 1 人が必要なスキルを自己管理によって認識し、不十分と思われるスキルを向上させることが必要である。そのためには、必要な研修を積極的に受講する事が重要であると考え、次のような方針で資質向上を図るものとしている。

- ・ 食品安全行政の新たな枠組み、新開発・新技術応用食品、HACCP 等衛生管理技術、疫学調査技術その他食品衛生に関する専門知識や新たな検査技術の習得を図るため研修を実施する。
- ・ 現状における千葉県内の研修内容では、必要とされるスキル要件の全てを網羅していない状況にあることから、研修内容を拡充する。
- ・ 各監視員のスキルの習得状況を明確化するために、監視員のスキル管理表に基づいて、一定の期間ごとに自己評価を実施し管理を実施していく。

【意見】

上記方針は平成 24 年度より導入した人材育成方針であるため、現時点において効果測定は難しいが、監視員の資質向上に向け今後持続していく必要があると考

える。特に監視員のスキル管理表による自己評価は資質向上の尺度にもなり、その活用が期待される。

また、単に研修受講を重視するのではなく、研修で得たスキルを、実務で実践できるようにその機会を積極的に設け、スキルのフィードバックを行う事が望まれる。

イ．新たな感染症が発生した場合の対応について(危機発生前/発生時/発生後)

【事実の概要】

現在保健所においては、平成 21 年の新型インフルエンザ発生時における問題点が以下のとおりであったことから、今後の課題として認識し、対応方法について検討している。

- ・ 新型インフルエンザが蔓延している国や地域からの帰国者のうち、熱等の症状がない者に対し、検疫所は検疫法に基づく健康監視調査を実施したものの、検疫所から届くリストの遅れや不備のため、対象者と連絡が取れず調査できなかった。
- ・ 船橋市で新型インフルエンザが発生した 1 例目が学生であったことから、集団感染に拡大してしまった。このため、入院勧告が集中し市内の感染症指定医療機関のベッドが不足した。市外の指定病院にまで入院を依頼したが、他の入院患者の受け入れを圧迫する状態となり、物理的に困難となったことから、自宅待機を基本とする方針に転換せざるを得ない状況となった。
- ・ 新型インフルエンザ対策医療計画において、指定された各病院は計画に基づく病床を確保する事になっていたが、実際、2009 年に新型インフルエンザが発生した際には、各病院とも新型インフルエンザ患者と一般患者の受入れ調整に苦慮し計画どおりに確保できない状況であった。

今後は、上記の課題を考慮した医療体制の整備が必要である。なお、現在保健所では、平成 24 年 5 月 11 日に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法や国や千葉県の動向を踏まえて、新型インフルエンザ対策行動計画の改定を進めている。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要は以下のとおりである。

目的	新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
----	--

体制整備等	1. 行動計画等の作成 2. 権利に制限が加えられる時であっても、当該制限は必要最小限のものとする 3. 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置 4. 発生時における特定接種(登録事業者等の従業員等に対する先行的予防接種)の実施 5. 海外発生時の水際対策の的確な実施
「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置	1. 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮) 2. 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担) 3. 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等) 4. 緊急物資の運送の要請・指示 5. 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用 6. 埋葬・火葬の特例 7. 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用) 8. 行政上の申請期限の延長等 9. 政府関係金融機関等による融資等
用語説明 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」 新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき	

(内閣官房のホームページより作成)

【意見】

現在、保健所は新型インフルエンザ対策行動計画の改定版を策定しているが、計画自体は平成 19 年から改定が行われていないことから、新たな新型インフルエンザの発生に備えて、早期に改定版を完成させる必要があると考える。

また、改定版の行動計画は、保健所として認識している課題や公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法を十分踏まえた内容になる必要があると考える。

4. 情報管理

(1) 対象部局

総務部情報システム課(平成 24 年 4 月 1 日より電子行政推進課から情報システム課に名称を変更している。監査対象年度は平成 23 年度であるが、当監査結果報告書では情報システム課と記載する。)

(2) 情報管理の概要

市の情報セキュリティ対策

ア. 情報セキュリティ対策に係る基準

市の情報セキュリティ対策に係る基準は、基本方針である「船橋市情報資産の保護及び管理に関する規程」、対策基準である「船橋市情報セキュリティ対策基準」、実施基準である「船橋市情報セキュリティ実施手順」の 3 つがある。市は基本方針と対策基準の 2 つを合わせて「船橋市情報セキュリティポリシー」として、市の全庁的な情報セキュリティを担うこととしている。

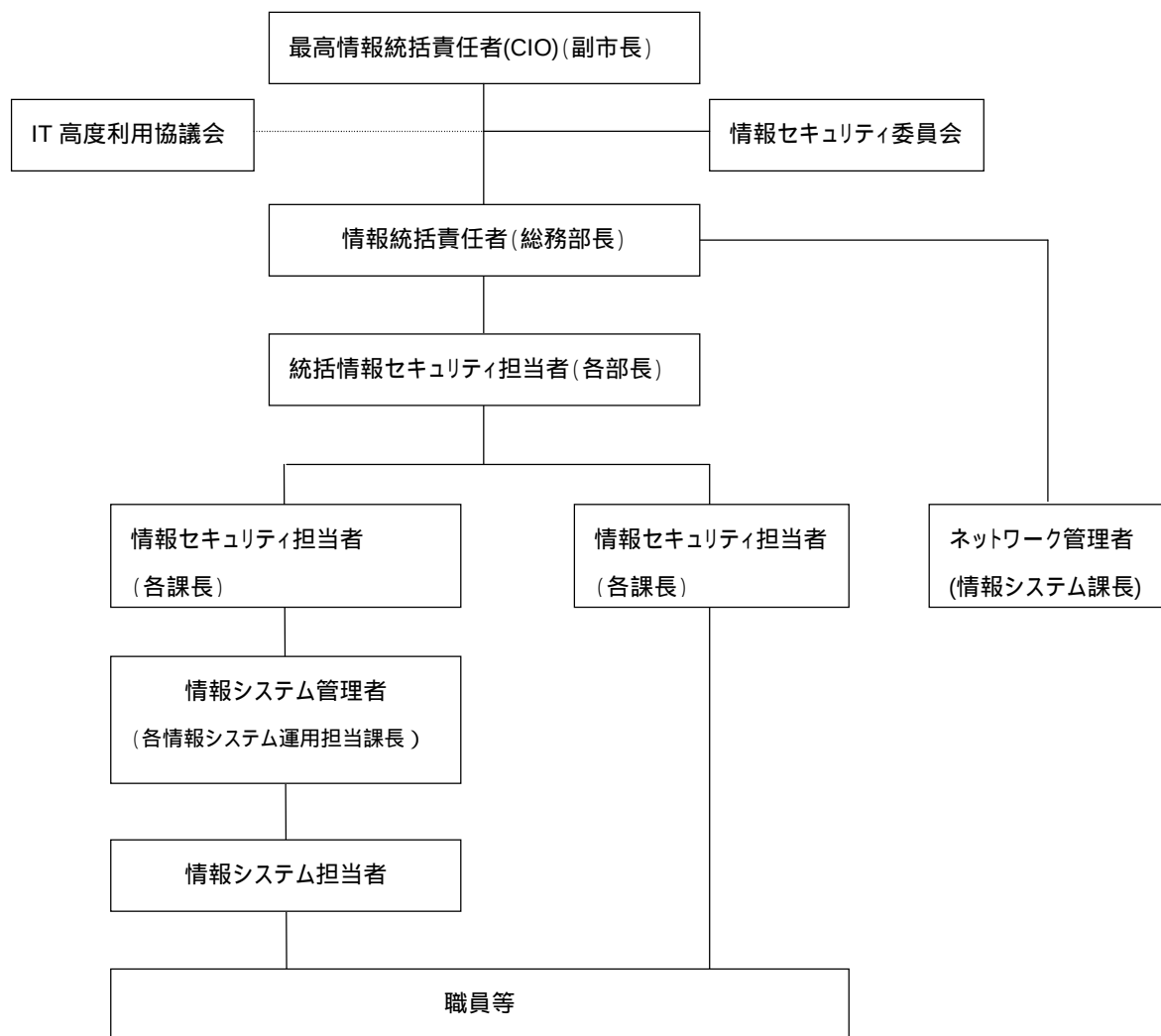
これら 3 つの基準の内容を一覧にまとめると次のとおりである。

役割	文書名		内容
基本方針	船橋市情報セキュリティポリシー	船橋市情報資産の保護及び管理に関する規程	市が保有する情報資産の保護を図るため、その適正な管理に関し、必要な事項を定める。
対策基準		船橋市情報セキュリティ対策基準	「船橋市情報資産の保護及び管理に関する規程」に基づき、市の行政全般の情報セキュリティ対策を実施するに当たっての遵守すべき事項及び判断等の統一的な基準に関する事項を定める。
実施基準	船橋市情報セキュリティ実施手順		「船橋市情報セキュリティ対策基準」に基づき、情報システムごとに情報セキュリティ対策を具体的に実施するための事項を定める。

(市資料より作成)

イ. 情報セキュリティ対策についての組織体制及び分掌事務

市の情報セキュリティ対策に関する組織体制及び分掌事務については、「船橋市情報セキュリティ対策基準」の「2 組織・体制」において定められており、平成 24 年 4 月 1 日時点の状況は次のとおりである。



役職名	役割及び責任
最高情報統括責任者(CIO)	総務部を担当する副市長を、市における全てのネットワーク、情報システム、情報資産及び情報セキュリティに関する最終決定権限及び責任を有する最高責任者(CIO:最高情報統括責任者)とする。
情報統括責任者	総務部長を情報統括責任者とし、最高情報統括責任者(CIO)を補佐するものとする。 情報統括責任者は、統括情報セキュリティ担当者、情報セキュリティ担当者及び情報システム管理者に対して情報セキュリティに関する指導及び助言を行う権限を有する。 情報統括責任者は、情報資産に対する侵害又は侵害のおそれのある場合には、最高情報統括責任者(CIO)の指示に従い、最高情報統括責任者(CIO)が不在の場合には自らの判断に基づき必要かつ十分な全ての措置を行う権限及び責任を有する。この場合、全ての職員は情報統括責任者の指示に従わなければならない。

役職名	役割及び責任
ネットワーク管理者	ネットワーク管理者は、情報システム課長をもって充てる。 ネットワーク管理者は、当市の全てのネットワークにおける開発、設定の変更、運用、更新等の実施及び情報セキュリティに関する権限と責任を有する。 ネットワーク管理者は、ネットワーク及び情報資産に関する情報セキュリティ実施手順の維持・管理を行い、情報セキュリティ委員会の指示に従い緊急時対応計画の策定及び見直しを行う。
統括情報セキュリティ担当者	本庁及び出先機関等の局部長職にある者を統括情報セキュリティ担当者とする。 統括情報セキュリティ担当者は、所管する局部等において情報セキュリティに関して、総括的な指導・助言を行う。 統括情報セキュリティ担当者は、所管する部局等において担当している情報システムの連絡体制の構築並びに情報資産保護管理規程及び情報セキュリティ対策基準(以下「情報資産保護管理規程等」という。)の遵守に関する意見の集約及び職員に対する教育、訓練、助言及び指示を行う。
情報セキュリティ担当者	本庁及び出先機関等の課長職にある者を情報セキュリティ担当者とする。 情報セキュリティ担当者は、統括情報セキュリティ担当者の下、所管組織内における情報資産保護管理規程等の遵守に関する権限と責任を有する。 情報セキュリティ担当者は、所管する情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、最高情報統括責任者(CIO)及びネットワーク管理者へ速やかに報告を行い、指示を仰がなければならない。この場合、最高情報統括責任者(CIO)及びネットワーク管理者に報告した後、速やかに統括情報セキュリティ担当者に報告しなければならない。
情報システム管理者	情報システムを所管している課等の長を当該情報システムに関する情報システム管理者とする。 情報システム管理者は、所管する情報システムにおける開発、設定の変更、運用、更新等を行う権限及び責任を有する。 情報システム管理者は、所管する情報システム及び情報資産に関して情報セキュリティに関する権限及び責任を有し、情報セキュリティ実施手順の維持・管理を行う。 情報システム管理者は、システムを開発・運用する場合には当該システムごとに情報システム担当者を指定するものとする。
情報システム担当者	情報システム担当者は、担当する情報システムに関して、情報システム管理者の指示等に従い、開発、設定の変更、運用、更新等の作業を行う。

役職名	役割及び責任
情報セキュリティ委員会	最高情報統括責任者(CIO)は委員長となり、情報資産保護管理規程等の策定、変更、更新及び運用並びに情報セキュリティに関し、審議、決定の必要が生じた場合、速やかに情報セキュリティ委員会を召集し、開催しなければならない。また会議の議決事項は職員に周知徹底を図るとともに、適切な対応を指示、命令しなければならない。 情報セキュリティ委員会は、最高情報統括責任者(CIO)、情報統括責任者、ネットワーク管理者の他、企画財政部長、職員課長、総務課長、管財課長を委員とする。 委員会は、必要と認められる資料の提出、調査の実施、関係者の出席等を各部課等の長に求めることができる。 委員会の議長は、委員長とする。 委員会の庶務は、情報システム課において処理する。

(市資料より作成)

情報セキュリティ対策についての組織体制及び分掌事務は前記のとおりであるが、取りまとめ部署として情報システム課が設置されている。情報システム課の分掌事務及び組織体制は次のとおりである。

情報システム課	・ 情報化施策の企画及び調整に関すること。 ・ 情報システムの構築及び調整に関すること。 ・ 情報システムの運用及び管理に関すること。 ・ 情報システムに係るデータの保護及び管理に関すること。
---------	---

(市資料より作成)



(市資料より作成)

市のシステムの概要

市のシステムは、大きく分けて情報システム課所管のシステムと各活用課所管システムの2つがある。前者は、市の基幹業務のためのシステムであり、情報システム課長が情報システム管理者となっている。後者は、個別業務のために部課ごとに導入しているシステムであり、当該部課等の長が情報システム管理者となっている。

情報システム課所管のシステム及び各活用課所管システムを一覧にまとめると次のとおりであり、数多くのシステムが様々な部課で使用されていることが分かる。

ア．情報システム課所管のシステム

システムの名称		
基幹系住民記録システム	1	住民票システム・印鑑登録システム
	2	外国人登録システム
	3	自動交付システム
	4	住民記録システム

システムの名称		
基幹系税総合システム	5	固定資産税・償却資産税システム
	6	市県民税システム
	7	法人市民税システム
	8	軽自動車税システム
	9	宛名システム
	10	収納消込滞納整理システム
	11	介護保険システム
	12	国民年金システム・福祉年金システム
基幹系内部事務システム	13	財務会計システム
基幹系その他	14	選挙事務システム
	15	放課後ルームシステム
	16	霊園・霊堂管理システム
	17	し尿収集手数料システム
	18	下水道受益者負担金システム
	19	市営住宅管理システム
	20	駐輪場管理システム
基幹系基盤	21	汎用機管理
	22	基幹系 LAN(注)1.管理
情報系ネットワークシステム	23	グループウェア(注)2.その他
	24	情報系庁内 LAN(注)1.管理
その他	25	Web GIS(注)3.システム

(注)1. LAN とは、組織内や同じ建物の中にあるコンピュータやプリンタなどを、ケーブルや無線で相互に接続し、電子データをやり取りするための仕組みをいう。

(注)2. グループウェアとは、組織内若しくは外部との連絡を行う電子メール機能、グループ全体に広報・周知等を行う電子掲示板機能、メンバー間でスケジュールを共有する機能等、情報共有やコミュニケーションを効率化するための作業を支援するソフトウェアの総称をいう。

(注)3. WebGIS とは、Web ブラウザを通じて GIS を利用可能にする仕組みをいう。

GIS は、Geographical Information System の頭文字で、デジタル化した地図データと、位置属性情報や各種の統計データなどを相互に関連づけ統合的に扱うシステムをいう。「地理情報システム」と訳されることもある。

市では、都市計画法決定情報や市道の認定状況、地質調査資料の位置情報等を WebGIS で確認することができる。

(市資料より作成)

イ．各活用課所管のシステム(主なもの)

(平成24年4月1日現在)

所管部署		システムの名称
市長公室広報課	1	ホームページ
	2	出版物作成システム
企画財政部男女共同参画センター	3	蔵書管理システム
総務部総務課	4	例規集データベースシステム
	5	文書管理システム
総務部職員課	6	人事・給与システム
	7	再任用職員総合情報システム
	8	臨時職員給与システム
	9	職員健康管理システム
企画財政部契約課	10	業者管理システム
税務部固定資産税課	11	家屋調査システム
税務部納税課	12	滞納整理システム
市民生活部戸籍住民課	13	住民基本台帳ネットワークシステム
	14	戸籍システム
健康部健康増進課	15	保健総合システム
健康部国民健康保険課	16	国民健康保険システム
	17	後期高齢者医療システム
	18	特定健康診査システム
	19	老人医療システム
保健所総務課	20	食品衛生・環境衛生システム
	21	愛護動物管理システム
福祉サービス部地域福祉課	22	要援護者台帳システム
福祉サービス部介護保険課	23	介護保険システム
福祉サービス部障害福祉課	24	障害者検索システム
	25	障害者自立支援システム
福祉サービス部生活支援課	26	生活保護システム
子育て支援部児童家庭課	27	こども手当システム
	28	児童扶養手当管理システム
	29	母子寡婦福祉資金貸付システム
	30	乳幼児医療費・母子家庭等医療費助成システム
	31	乳幼児医療助成システム

所管部署		システムの名称
子育て支援部保育課	32	保育システム
環境部産業廃棄物課	33	産業廃棄物情報管理システム
環境部環境保全課	34	CO2 排出量マネジメントツール
環境部環境衛生課	35	浄化槽管理台帳システム
経済部商工振興課	36	中小企業融資斡旋制度支援システム
都市計画部技術管理課	37	設計積算システム
都市計画部都市計画課	38	都市計画地図情報システム
道路部道路管理課	39	道路占有管理システム
建築部建築指導課	40	建築確認事務処理システム
	41	過去物件検索システム
	42	建設リサイクル法管理システム
	43	定期報告台帳管理システム
建築部建築課	44	営繕積算システム
消防局総務課	45	退職報奨金請求システム
消防局指令課	46	総合消防情報システム
病院局医療センター 管理局総務課	47	オーダーリングシステム
	48	医事会計システム
	49	財務管理システム
	50	放射線管理システム
	51	検体検査管理システム
	52	栄養管理システム
学校教育部保健体育課	53	小学校給食管理システム
	54	中学校給食システム
生涯学習部社会教育課	55	生涯学習施設予約管理システム
生涯学習部図書館	56	図書館システム
選挙管理委員会事務局	57	選挙管理システム
農業委員会事務局	58	農地台帳システム

(市資料より作成)

決算数値の推移

市は情報セキュリティ対策に要した歳出に係る決算数値を作成していないので、該当はない。

人件費の推移

情報システム課の平成 21 年度から 23 年度の職員人件費及び分析数値の推移は次のとおりである。

ア．常勤職員

(単位:千円)

項 目	平成 21 年度	22 年度	23 年度
職員数(年度末時点) (人)	28	27	26
人件費総額	209,811	203,784	196,909
(うち特殊勤務手当)	(-)	(-)	(-)
(うち時間外手当)	(14,806)	(21,023)	(18,641)
(うち休日勤務手当)	(942)	(996)	(988)
(うち夜間手当)	(-)	(-)	(-)
(うちその他の手当)	(59,338)	(54,211)	(56,288)
1 人当たり平均人件費 (年間)	7,493	7,547	7,573
総残業時間 (時間)	6,075	8,292	6,923
1 人当たり年間残業時間 (時間)	243	331.68	288.48

(市資料より)

イ．再任用職員

(単位:千円)

項 目	平成 21 年度	22 年度	23 年度
職員数(年度末時点) (人)	-	-	2
人件費総額	-	-	5,345
(うち特殊勤務手当)	(-)	(-)	(-)
(うち時間外手当)	(-)	(-)	(8)
(うち休日勤務手当)	(-)	(-)	(-)
(うち夜間手当)	(-)	(-)	(-)
(うちその他の手当)	(-)	(-)	(1,538)
1 人当たり平均人件費 (年間)	-	-	2,672
総残業時間 (時間)	-	-	-

(市資料より)

ウ．非常勤職員

(単位:千円)

項 目	平成 21 年度	22 年度	23 年度
職員数(年度末時点) (人)	2	2	2
人件費総額	1,631	1,632	1,637
(うちその他の手当)	(89)	(86)	(84)
1 人当たり平均人件費 (年間)	815	816	818
総残業時間 (時間)	-	-	-

(市資料より)

エ．臨時職員

(単位:千円)

項 目	平成 21 年度	22 年度	23 年度
年間雇用人月 (人月)	3	8	13
人件費総額	343	1,744	2,349
(うち時間外手当)	(-)	(-)	(0)
(うちその他の手当)	(22)	(84)	(99)
総残業時間 (時間)	-	-	0.5

(市資料より)

指標の推移

市は情報セキュリティに関するアウトプット・アウトカム指標に関連する数値を作成していないので、該当はない。

(3) 監査の要点

情報セキュリティ対策に係る事務の合规性について

情報セキュリティ対策に係る事務の執行が関連する法令、条例、規則等に従い適切に実施されているか。

情報セキュリティ対策に係る事務の有効性、効率性及び経済性について

情報セキュリティ対策に係る事務の執行が有効性、効率性及び経済性を考慮して実施されているか。

(4) 監査手続

実施した監査手続は次のとおりである。

平成 24 年 10 月に逮捕された市非常勤職員による情報漏えい事件の内容を把握し、情報セキュリティに対する市の対応を検討する。

平成 18 年度の包括外部監査において監査結果及び意見としての指摘を受けた事項の内、「船橋市情報セキュリティ対策基準」に関連する事項について、現在の措置状況等を確認する。

ネットワーク及び情報システムの情報セキュリティについての監査の実施状況を把握する。

過去に発生した情報セキュリティを巡る事故の詳細を把握し、事故の発生原因と再発防止のための取り組みについての市の対応を検討する。

職員が電子メールの誤送信等により情報を外部に漏えいすることを防ぐための仕組みを確認する。

システムデータ及びプログラムについてのバックアップの状況を検討する。

職員に対する情報セキュリティ研修の実施状況を検討する。

情報セキュリティに関する契約書類を閲覧し、契約手続等を検討する。

ID(注)及びパスワードの付与及び設定状況を確認する。

データの外部記録媒体の管理状況を確認する。

サーバ室の施錠状況及び入退室の管理状況を確認する。

職員のシステムへのアクセス制限について確認する。

ウイルスチェックの実施状況を確認する。

サイバー攻撃等、外部からの侵入に対する対策を確認する。

(注) 何らかの対象を、集団の中で一意に識別するための識別符号をいう。コンピュータの利用者を識別するために、一人ずつに割り当てたユーザ名などがこれに該当する。

(5) 指摘及び意見

情報漏えい事件への対応について(危機発生前)

【事実の概要】

平成 24 年 10 月 24 日、愛知県警察は住民の氏名や生年月日等の個人情報を探偵業者に漏らしたとして、船橋市税務部市民税課の非常勤職員を逮捕した。さらに、当該職員は同年 11 月 14 日に探偵業者から金銭を授受したとして再逮捕されている。同年 12 月 12 日現在、当該職員に対しては、地方公務員法(守秘義務)違反及び加重収賄罪の疑いがもたれている。

当該職員は平成 15 年 4 月 1 日に非常勤職員として市に採用され、逮捕されるまで 9 年以上、同課で市県民税証明書発行業務を担当し、個人情報を扱う端末の操作をしていた。

市は同課内に 31 台の端末を設置しており、内 2 台が窓口にある。職員が ID 及びパスワードを端末に入力すると、課税及び納税に関する個人情報を閲覧することができる。同課のシステムは、職員がその都度 ID 及びパスワードを入力する仕組みと

なっている。しかし、実際には早く登庁した職員が端末の起動時に ID 及びパスワードを入力し、業務が終了するまでその職員が使用したことになっていた。

今回の事件で、当該職員は次の法令等に違反したと考えられる。

地方公務員法

(秘密を守る義務)

第 34 条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

船橋市個人情報保護条例

(従事者の義務)

第 13 条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者、受託業務に従事する者若しくは従事していた者又は市の指定管理者としての業務に従事する者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

当該職員には、市民の個人情報を漏えいした疑いがもたれており、この結果として市民の市に対する信頼は大きく損なわれることとなった。市職員は個人情報の保護が重要なものであり、これを他人に提供したり、不当な目的に利用することのないよう、上記法令等を遵守することが求められる。

この事件後、市は再発防止策の一つとして全ての所属長を対象とした「情報セキュリティ研修」を平成 24 年 11 月に開催している。市はこれまでも所属長を対象とした情報セキュリティ研修を年 1 回実施しているが、当該研修では、所属長としての心得、システムへのログインやログアウトの徹底といった現場レベルの注意喚起の徹底がその内容となっている(「情報セキュリティ研修の効果について」を参照)。市はこの他にも様々な再発防止策を策定し、今後実施する予定である。

【指摘】

今回の事件を契機として実施された研修の内容は、これまでの研修とは異なっている。研修を受講した所属長は職員に対し「情報管理チェックシート」により守秘義務についての説明を行い、所属長及び職員は当該シートに署名することとしている。市はこの取り組みを定期的(例えば年 1 回)に実施するべきである。

次に、情報システムへのログインについて、早く登庁した職員が端末の起動時に ID 及びパスワードを入力し、業務が終了するまでその職員が使用していたことについては、実際に誰がログインし、閲覧したかが不明となり、情報セキュリティの点から問題がある。市民税課及び戸籍住民課では当該職員が逮捕された翌日である平

成 24 年 10 月 25 日から、職員が都度ログインし直す運用を始めている。しかし、当該職員が逮捕されてからの運用の見直しは、遅きに失した感があると言わざるを得ない。誰がログインしたかの履歴を残すことは、今回のような事件を未然に防ぐ点からも有用であると考えられる。市は今回の事件を受けて他の部課においてもログインの状況を調査しているが、この運用を徹底する必要がある。

最後に、市はこれらの取り組みが各部課において継続的に行われているかを確認するために定期的に監査を実施しなければならない。監査の実施については、「情報セキュリティの監査及び点検の実施について」を参照されたい。

平成 18 年度包括外部監査に対する措置状況について(危機発生前/発生時/発生後)

【事実の概要】

市は平成 18 年度の包括外部監査において「情報システムの財務の執行に関する事務の執行」について監査を受けている。当該監査で監査結果及び意見としての指摘を受けた事項のうち、「船橋市情報セキュリティ対策基準」に関連する事項について、現在の措置状況等を確認した結果、次のような問題が発見された。

平成 18 年度包括外部監査における指摘/意見			措置状況及び認識した現状の問題点
	区分	事項	
1	指摘	全庁的な管理体制を整備し、管理に必要な PDCA サイクル(注)を構築し、継続的な運用が必要である。	【措置状況】 PDCA サイクルの内、Check(解析、監査、監視)、Action(改善)についての取り組みは行われていない(「情報セキュリティの監査及び点検の実施について」を参照)。
2	意見	船橋市情報資産の保護及び管理に関する規程等が遵守されているかどうかについて、各課でできる自己点検チェックシートの作成に当たっては、情報システム課と各課の役割・責任、作業内容、手順を明確化・文書化することが望ましい。	【措置状況】 年に 1 回、管理職を対象に情報セキュリティ研修を実施している。当該研修の配布資料の一つである「個人情報保護・情報セキュリティハンドブック」に自己点検シートを添付し、周知と活用を推進している。 【現状の問題点】 実際の活用状況についての調査は行われていない。
3	意見	自然災害やハードウェアの故障、プログラムミスなども前提とした緊急時対応計画の見直しと定期的な訓練を実施することが望まれる。	【措置状況】 緊急時の対応訓練は実施されていない。

平成 18 年度包括外部監査における指摘/意見			措置状況及び認識した現状の問題点
	区分	事項	
4	意見	個人情報が含まれる記録媒体は、鍵つきキャビネット等により厳重に保管する必要がある。	【措置状況】 平成 18 年度から、情報系端末については外部記録媒体への書き出しは原則として不可能な仕様の端末を順次導入している。 【現状の問題点】 平成 18 年度以前に書き出した、又は各部課が独自に導入したシステムから書き出した外部記録媒体の保管方法については各部課に委ねている。情報システム課では、各部課の運用状況について把握しているわけではない。
5	意見	不要となったフロッピーディスクなどの記録媒体の破棄は、メディアシュレッダーなどによる安全で、完全な廃棄処理が望まれる。	【措置状況】 ハードディスク、CD 及びフロッピーディスクの破壊は情報システム課で実施している。 【現状の問題点】 CD 及びフロッピーディスクの破壊を各部課で実施しているケースも考えられるが、情報システム課では、各部課の運用状況について把握しているわけではない。
6	意見	電子計算機室の入室カードの定期的な棚卸に関する規程を定め、記録を保管することが望まれる。	【措置状況】 電子計算機室の入室カードの棚卸に関する規程は定められていない。 【現状の問題点】 入室カードの棚卸については管理簿との突き合わせに留まっており、貸与者への確認を実施していない。さらに、実施時期は特に定められていない。
7	指摘	情報セキュリティ実施手順書に基づき、盗難等を防止する観点から、PC はワイヤー等で固定する必要がある。	【措置状況】 必要な部課にセキュリティワイヤーを設置した他、設置しない部課については退庁時にキャビネットに保管の上施錠することとしている。 【現状の問題点】 情報システム課はセキュリティワイヤーを設置した場所を把握しているわけではなく、実際にセキュリティワイヤーを使用しているか、また、退庁時に PC をキャビネットに保管の上施錠しているかについてのチェックは行っていない。

平成 18 年度包括外部監査における指摘/意見			措置状況及び認識した現状の問題点
	区分	事項	
8	指摘	基幹系財務会計システムにおいて、ユーザ ID を個別に付与する必要がある。	【措置状況】 平成 25 年度に財務会計システムの更新を予定しており、その際に検討することとしている。

(注) 管理のための Plan(計画)、Do(実施)、Check(解析、監査、監視)、Action(改善)のサイクルをいう。

(市資料より作成)

【指摘】

1 について、Check 及び Action は市全体では行われていない。しかし、これらの取り組みは、有効な情報セキュリティ体制を構築・維持するためには不可欠なものとする。また、前記の市民税課における情報漏えい事件及び豊富出張所におけるコンピュータウイルス感染事件(「コンピュータウイルス感染への対応について」を参照)は、いずれもこれらの取り組みが有効に行われていれば、防止できる可能性もあったと考えられる。詳しくは「情報セキュリティの監査及び点検の実施について」に記載のとおり、市はまず情報セキュリティ監査を実施し、監査の結果発見された問題点を改善していく取り組みが必要である。

2、4、5 及び 7 について、実際の運用等が各部課に委ねられているが、情報システム課では運用状況等を把握していない。1 と同様に有効なセキュリティ体制を構築・維持するために、情報システム課ではまずこれらの点について監査を実施し、運用状況を把握し、発見された問題点を改善していく取り組みが必要である。特に、4 及び 5 については、現在使われていない外部記録媒体がどれくらいあるかの調査を行い、保存不要なデータについては直ちに消去や媒体の破壊等を実施し、必要な外部記録媒体だけを厳重に保管することで情報の漏えいリスクを回避する必要がある。

6 について、現在は貸与者本人に入室カードを所持しているかの確認を行っておらず、有効な棚卸とは言えない。このため、例えば入室カードを部外者が入手し、電子計算機室に入室するリスクがある。市は入室カードの棚卸実施要領を早急に整備し、定期的に貸与者本人への確認を実施すべきである。

【意見】

3 について、緊急事態が発生したときに損失を最小限に留めながら早期に復帰するためには常日頃からの訓練が重要であることから、定期的な訓練の実施が必要と考える。

8 について、ユーザ ID を個別に付与する必要があるかについては現在検討中となっているが、システムへのアクセス履歴を残す観点から、ユーザ ID を個別に付与すべきと考える。

情報セキュリティの監査及び点検の実施について(危機発生前)

情報システム課では平成 24 年 3 月から 3 ヶ月間ほどの間であるが、市職員のインターネットの閲覧状況をモニタリングしている。当該モニタリングは、「船橋市インターネット運用管理基準」の次の定めに則ったものである。

(管理責任者)

第 2 条 船橋市の情報系 LAN からインターネットに接続できる環境(以下「インターネット環境」という。)の管理責任者(以下「管理責任者」という。)は、情報システム課長とする。

(利用者の責務)

第 9 条 利用者は、業務に必要な範囲内でインターネットを利用し、船橋市個人情報保護条例、船橋市文書管理規則のほか、関係法令を遵守しなければならない。

(利用の停止)

第 10 条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、インターネットの利用を停止することができる。

(1) 利用者が第 9 条の規定に違反したとき。

モニタリングの結果、業務上関係のないホームページ等を閲覧した職員約 20 人に対し、インターネットの閲覧権限を一時的に止める措置を実施している。その後、所管部署の上司から当該職員本人への指導を行い、反省が認められた後、インターネットの閲覧権限を再度付与している。情報システム課は、閲覧権限を止める前に当該職員に対し警告を事前に行った上でかかる措置を実施しており、一定の効果を挙げている。

また、市は船橋市情報セキュリティ対策基準において、次のような規定を定めている。

5 人的セキュリティ

(1) 役割・責任

ウ ネットワーク管理者

(ア) ネットワーク管理者は、情報システム課長をもって充てる。

カ 情報システム管理者

(ア) 情報システムを所管している課等の長を当該情報システムに関する情報システム管理者とする。

10 評価・見直し

(1) 監査

- ア ネットワーク管理者及び情報システム管理者は、ネットワーク及び情報システムの情報セキュリティについて監査を定期的に行わなければならない。なお、監査とは別に、所管するネットワーク及び情報システムについて点検を実施しなければならない。
- イ ネットワーク管理者は監査結果をとりまとめ、情報セキュリティ委員会に報告する。情報セキュリティ委員会は、この報告結果を情報資産保護管理規程等の更新の際に参照する情報として活用しなければならない。

当該基準によれば、ネットワーク管理者である情報システム課長は、ネットワーク及び情報システムの情報セキュリティについて監査を定期的に行わなければならないこととなっている。また、監査とは別に点検を実施しなければならないことも定められている。しかし、情報システム課では前記のモニタリングを除き、当該基準による監査及び点検について実施していない。

さらに、各活用課所管のシステムは、各課において監査及び点検を行うこととなっており、ネットワーク管理者である情報システム課長は監査結果をとりまとめ、情報セキュリティ委員会に報告することとなっている。しかし、この点についても監査結果の取りまとめは行われていない。

【指摘】

3ヶ月間ほどの間ではあるが、インターネットの閲覧状況についてモニタリング活動を行い、業務上関係のないホームページ等を閲覧した職員に対し、インターネットの閲覧権限を一時的に止める措置を実施したことは評価できる。

しかし、船橋市情報セキュリティ対策基準に従った監査及び点検を実施していないこと、各課において実施された監査の取りまとめが行われていないことは事実である。今回の包括外部監査の結果及び意見として記載した事項のうち、ネットワーク及び情報システムの情報セキュリティについて監査を実施し、取りまとめていれば防ぐことのできた事項もあったと思われる。特に前記の市民税課における情報漏えい事件及び豊富出張所におけるコンピュータウイルス感染事件(「コンピュータウイルス感染への対応について」を参照)は、当該職員の所属していた課だけで対処するのではなく、市組織全体としての情報セキュリティを担保する仕組みが確立されていなかったことが、その一因でもあったと考えられる。

情報セキュリティ監査については、「平成18年度包括外部監査に対する措置状況について」に記載のとおり同年度の包括外部監査において指摘とされている事項である。市は早急に監査及び点検体制を整備しなければならない。具体的には船橋市情報資産の保護及び管理に関する規程第5条に従い、次の5つの観点から、船

橋市情報セキュリティ対策基準に定められた事項を遵守しているかについての監査及び点検を実施すべきと考える。また、これらを実施した結果、問題点として認識されたものについては改善していくことが必要であるとする。

(情報セキュリティ対策)

第 5 条 市長は、改ざん、破壊等から情報資産を守るため、次に掲げる対策を講ずるものとする。

- (1) 人的セキュリティ対策(情報セキュリティに関する権限及び責任並びに遵守すべき事項を明確に定め、職員に対する周知及び徹底を図るとともに、十分な教育研修等を行う対策をいう。)
- (2) 物理的セキュリティ対策(情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損害、情報資産の利用の妨害等から保護するための物理的な対策をいう。)
- (3) 技術的セキュリティ対策(情報資産を不正アクセス等から保護するための情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術的な対策をいう。)
- (4) 運用における対策(情報システムの監視、情報セキュリティ対策の遵守状況の確認等の対策をいう。)
- (5) 緊急時における対策(緊急事態が発生した場合において、迅速かつ適切に対応するための危機管理体制の整備等の対策をいう。)

コンピュータウイルス感染への対応について(危機発生後)

【事実の概要】

平成 23 年 2 月 17 日、豊富出張所から情報システム課に情報系 LAN 端末がファイルサーバに接続できない旨の連絡があり、情報システム課で調査した結果、当該端末がコンピュータウイルスに感染していることが明らかとなった。情報システム課が感染原因を調査した結果、次の事実が判明した。

項目	内容
アンチウイルスソフトの未更新	平成 22 年 12 月 26 日以降、アンチウイルスソフトが更新されていない。当該ソフトは自動で更新されるようになっているが、当該ソフトが作動しないように改変されていた。情報システム課で改変されていた原因を調査したが、特定することはできなかった。
豊富出張所の瑕疵	ID 及びパスワードの使い回し。最低 3 ヶ月は特定職員の ID 及びパスワードを使用していた。 最低 3 ヶ月は、ほぼ一日中、業務とは関係ないと想定されるホームページ等を閲覧していた。また、コンピュータウイルスに感染する可能性のあるホームページ等へのアクセスがあまりにも多かった。

(市資料より作成)

前記の原因に対しては、船橋市情報セキュリティ対策基準において次のとおり定められており、いずれも当該基準に違反している行為である。

6 技術的セキュリティ

(2) ネットワーク及び情報システムを使用する際の規定

ア 業務目的以外の使用の禁止

(ア) 職員は、業務目的以外での情報システムへのアクセス及びメールの使用を行ってはならない。また、職員は、業務目的以外でウェブページを閲覧してはならない。職員が業務目的以外でウェブページを閲覧した場合、ネットワーク管理者は当該職員が所属する課の情報セキュリティ担当者に通知し、適切な措置を求めなければならない。改善されない場合、ネットワーク管理者は、当該職員のウェブページ閲覧に関する権利を停止あるいは剥奪することができる。

(3) アクセス制御

カ ログイン手順

ログイン手順中におけるメッセージ及びログイン試行回数の制限、アクセスタイムアウトの設定、ログイン・ログアウト時刻の表示等、正当なアクセス権を持つ職員がログインしたことを確認することができる手順を定めなければならない。

(5) コンピュータウイルス対策

オ 情報システム管理者は、次の事項を実施しなければならない

サーバ及び端末において、ウイルスチェックを行うこと

ウイルスチェック用パターンファイルは常に最新のものに保つこと

カ 職員は、次の事項を遵守しなければならない

外部からデータまたはソフトウェアを取り入れる場合には、必ずウイルスチェックを行うこと

差出人が不明または不自然に添付されたファイルは速やかに削除すること

ウイルスチェックの実行を途中で止めないこと

添付ファイルのあるメールを送受信する場合は、ウイルスチェックを行うこと

9 情報セキュリティに関する違反に対する反応

情報資産保護管理規程等に違反した者については、その重大性、発生した侵害の状況等に応じて処分の対象とする。

市は今回の事件に対し、ウェブページの閲覧が可能な端末を豊富出張所長の端末のみに一時的に制限した他、総務部長名で所長に対し口頭による嚴重注意を行っている。しかし、当事者への処分は行っていない。その理由は、当事者の特定のための調査を実施したが、同一の ID 及びパスワードを使用していたためにその特定ができなかったことによるものである。なお、当該事件発生時における豊富出張所の人

員数は、常勤職員 6 人、再任用職員 2 人及び非常勤職員 4 人の計 12 人である。

【指摘】

感染した原因となった行為は当該市職員の情報セキュリティに関する意識の低さが引き起こしたものである。また、最低 3 ヶ月もの間、ほぼ一日中、業務とは関係ないと想定されるホームページ等を閲覧し、さらに、コンピュータウイルスに感染する可能性のあるホームページ等へのアクセスがあまりにも多かったという事実は、当該市職員の勤務態度にも重大な問題があることを示している。

市は、アンチウイルスソフトの未更新、ID 及びパスワードの使用状況並びにウェブページの閲覧状況について、情報セキュリティ研修の実施等を通じて職員の意識の徹底を図るとともに、情報セキュリティの監査及び点検項目とすべきである。

電子メールの利用について(危機発生前/発生後)

【事実の概要】

市は船橋市電子メール利用基準において、電子メール利用についての要件及び責任所在を定めている。部課によっては、電子メールを利用して外部との業務に関連するデータのやり取りをすることがある。

電子メールの利用は、市の業務の効率化に資するものであるが、コンピュータウイルスが含まれるメールが送られてくるリスクや、誤った相手先に電子メールを送信してしまうといったリスクも存在する。このような事態を防ぐため、当該利用基準では次の事項を定めている。

(受信の確認等)

第 8 条 各所属の長は、毎日(休日及び週休日を除く。)午前及び午後に各 1 回以上所管のメールを開き、電子メールの受信状況を確認するとともに、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 送信者が不明である電子メールは、内容を確認することなく削除すること。

(2)～(8)略

(電子メール利用の遵守事項)

第 9 条 電子メールを利用するときは、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 電子メールの送信にあたっては、送信先を誤ることのないように、アドレスの確認等に注意すること。

(2)～(8)略

しかし、当該利用基準第 8 条について、実際に運用されているかについての調査が行われていないことから、当該規定の遵守状況は不明である。また、同基準第 9 条

について、注意事項は定められているものの、この他の手段については特に整備・運用されていないのが実情である。

【意見】

市は当該利用基準第 8 条について、各部課の遵守状況についての調査を実施し、送信者が不明の電子メールは開封せずに削除することの徹底が望まれる。また、同基準第 9 条について、例えば電子メールにファイルを添付して送信する場合、当該ファイルにパスワードを設定すれば、誤った相手先に送信した場合における情報漏えいリスクを回避することができる。重要なファイルのやり取りについてはパスワードを設定するといったルールの整備の検討が望まれる。

また、これらの取り組み状況については、情報セキュリティの監査項目としてチェックすべきである。

バックアップ体制について(危機発生後)

【事実の概要】

市はシステムデータ及びプログラムについて、災害発生時等にこれらが破損して事務の執行に重大な支障が生じないようにするため、これらを磁気テープにバックアップし、外部倉庫に保管している。磁気テープにバックアップする対象としているデータは「(2) 情報管理の概要 市のシステムの概要」に記載したシステムのうち、次のシステムである。

情報システム課所管

システムの名称		
基幹系住民記録システム	1	住民票システム・印鑑登録システム
	2	外国人登録システム
	3	自動交付システム
	4	住民記録システム
基幹系税総合システム	5	固定資産税・償却資産税システム
	6	市県民税システム
	7	法人市民税システム
	8	軽自動車税システム
	9	宛名システム
	10	収納消込滞納整理システム
	11	介護保険システム
	12	国民年金システム・福祉年金システム
基幹系内部事務システム	13	財務会計システム

システムの名称		
基幹系その他	14	選挙事務システム
	15	放課後ルームシステム
	16	霊園・霊堂管理システム
	17	し尿収集手数料システム
	18	下水道受益者負担金システム
	19	市営住宅管理システム
	20	駐輪場管理システム

(市資料より作成)

各活用課所管

所管部署		システムの名称
健康部国民健康保険課	16	国民健康保険システム
福祉サービス部介護保険課	23	介護保険システム

(市資料より作成)

しかし、外部倉庫に保管する対象としているデータ及びプログラムの範囲については、市は特段のルールを定めていないのが実情である。上記の範囲には情報システム課所管のシステムはその殆どが範囲に含まれているのに対し、各活用課所管のシステムはわずか2つしかない。

また、情報システム課の説明によると、データ及びプログラムのバックアップを実施していない部課はないとのことであるが、実施状況の全てを把握しているわけではない。

【意見】

市は外部倉庫に保管するデータ及びプログラムの範囲についてのルールを定めることの検討が望まれる。ルールの策定にあたっては、データ及びプログラムの重要度の高低を勘案することが重要と考える。

また、データ及びプログラムのバックアップの実施状況について、市全体で把握する体制の構築が望まれる。

情報セキュリティ研修の効果について(危機発生前)

【事実の概要】

市では年 1 回、所属長を対象に情報セキュリティ研修を実施している。当該研修では、市の個人情報保護制度、個人情報の取扱い、個人情報の漏えい事故の事例及びセキュリティ対策等について、様々な資料を配付して解説を行っている。

当該研修には業務の都合上やむを得ず出席できない所属長も少なくない。情報シ

システム課では、欠席者に対しては資料を当該部課に送付している。また、市職員は情報系端末からグループウェアを通じて研修資料を閲覧することができる。

しかし、研修未受講者の所属する部課について、当該研修の内容が部課の職員全体に伝わっているかについて、情報システム課では必ずしも確認しているわけではない。さらに、前記の市民税課における情報漏えい事件及び豊富出張所におけるコンピュータウイルス感染事件が起こったことを踏まえると、当該研修の内容が市職員全体に浸透しているかについては疑問の余地がある。

【意見】

情報システム課では、前記の情報漏えい事件を契機として、改めて所属長を対象とした研修を実施している。当該研修は、同一内容で 4 回の開催を予定しているが、情報システム課の説明では、すべての所属長の出席を確認できるまで、当該研修を実施することとしている。

情報セキュリティ研修は、今回のような情報漏えい事件を未然に防ぐための手段の一つとして有用なものと考えられる。情報システム課では、今後実施するその他の研修についてもすべての所属長の出席を確認できるまで実施し、研修の重要性を市職員に示すべきと考える。また、当該研修の内容が市職員に浸透しているかについて、例えば市の情報系ネットワークシステムにおけるグループウェアを通じたの理解度テストの実施の検討が望まれる。なお、グループウェアの定義は「(2) 情報管理の概要 市のシステムの概要 ア・情報システム課所管のシステム」を参照されたい。

契約手続書類について

【事実の概要】

平成 23 年度において情報システム課で締結した情報セキュリティに関連する契約手続の内、6 契約について契約手続書類を閲覧した。

その結果、次の契約については契約先からの業務が完了した旨の書面による報告の事実及び市からの検査結果の通知の事実を確認することができなかった。なお、業務委託契約書第 10 条第 1 項において、契約先は業務が完了したときは速やかにその旨を書面により発注者に報告しなければならないこと、また同条第 3 項において、市は契約先に対し検査結果を通知する旨が定められている。

契約先	契約額(税込)	契約締結日	契約内容
(株)富士通マーケティング	1,806 千円	平成 23 年 9 月 2 日	平成 21 年度導入の情報系パソコンの OS を WindowsXP から Windows7 に更新する

また、次の契約については指名業者決定伺書及び支出負担行為伺書(一般)の職員の押印欄の一部に修正テープによる修正箇所がある。

契約先	契約額(税込)	契約締結日	契約内容
NEC フィールディング(株)	2,730 千円	平成 23 年 4 月 1 日	情報系ネットワーク及びサーバ機器の監視業務

【指摘】

市は業務委託契約書に従い、業務が完了した旨の報告書の提出を契約先に要求すべきである。また、検査結果の通知方法についての定めは当該契約書には明記されていない。しかし、同年度に同じ内容の契約を他に 2 本締結しており、それらの契約においては書面で検査結果を契約先に通知している。実施した検査結果の事実を証する手段として、書面による通知は有効な手段であることから、書面による検査結果の通知を徹底する必要がある。また、押印の修正は、訂正印を用いて行うべきである。

データの整理について

【事実の概要】

「(2) 情報管理の概要 市のシステムの概要」に記載のとおり、数多くのシステムが様々な部課で使用されている。これらの中には、業務上作成したデータを保存している部課も少なくない。市は当該データの保存期間や格納方法(データフォルダの作成)については、システムを運用している各部課に委ねている。

市は運用状況を調査していないが、各部課に委ねている結果としてデータの保存期間や格納方法について部課ごとにばらつきが生じていると考えられる。例えば、ある部課においては前任者の作成したデータをフォルダごと保存しているケースが見られた。

【意見】

市の業務は多岐に渡ることから、業務上作成したデータを分かりやすく保存するための方法は様々であると考ええる。しかし、その一方でデータの整理や格納に関するルールを全てを各部課に委ねた場合、担当者によっては既に年月が経過して保存する必要のないデータ等が大量に残されているといったデータサーバの容量を圧迫している原因が生じているケースや、データの格納が複雑あるいは整理されていないために必要なデータの検索に時間を要するケースが生じ、結果として人事異動に伴う業務の引き継ぎあるいは日常業務において支障をきたしている可能性もある。市はデータの定期的な整理や格納に関する最低限のルールを作成することが望まれる。

5 . 付記

「危機管理」という言葉は、近年注目されているキーワードであるが、その定義、範囲、内容は必ずしも明確となっているわけではない。

「危機」とは、端的に言うと、大災害、大事故等により人命、財産等が大きな脅威に晒されている状態である。未だ損害等が顕在化していない「危険」な状態とは異なり、より深刻で甚大な被害が現実が発生した状態である。

このような「危機」は、その危機的状況を予め想定する事だけでなく、その発生可能性や損害等を事前に推測することが困難であり、故に適切に管理することが難しい。しかし、未曾有の被害をもたらした大震災・原発事故を契機に、改めて危機管理の重要性が官民を問わず注目されている。

特定の事件の選定理由で述べたように、船橋市にとって平成 24 年度は新たな危機管理体制がスタートした年度であると言える。私は、このような中で本年度包括外部監査のテーマとして危機管理体制を選定する意義は高いと考え、現状の課題と今後に向けた改善策を提言するという信念のもとに監査を実施した。

監査の全過程において、私は常に外部監査人の視点から吟味・検討を行い、指摘及び意見を導き出すことを心掛けた。一つ悔やまれることは、情報管理体制の監査過程で複数の課題を認識した矢先に、税務部市民税課非常勤職員による住民情報漏洩事件が発生したことである。

高度情報化社会においては、自然災害や大事故等の他に、機密性の高い情報の漏洩がそれらに匹敵する危機を招く可能性がある。しかし、多くの地方自治体において、情報管理の重要性に対する認識は民間企業のそれと比較し低いと言わざるを得ない。後期基本計画の「非常時への備えのあるまち」において、市の情報セキュリティに対する施策は明示されていないが、昨今の情報漏洩やサイバーテロといった事件を踏まえ、私は市の情報管理体制を監査対象として選定した。そのさなかに今回の事件が発生したことは、非常に残念であった。このような事件が二度と発生しないよう、市には再発防止に向けた情報管理体制の一層の強化を期待する。

このような事件があった一方で、監査を通じ危機管理に係る施策・事業に多くの市職員が関わり、住民の安全を守るという使命感を持って日々活動する姿を垣間見ることができた。市職員のこれらの活動は、通常、危機発生時に初めてその重要性が認知され、平時にはなかなか認知されない傾向にある。市職員は、言わば「縁の下の力持ち」のように、日頃住民の気付かないところで非常に重要な活動を行っていると言える。その「縁の下の力持ち」である市職員の日々の活動に対して、私は改めて敬意を表したい。

市は既に大震災、原発事故、新型インフルエンザ発生等の危機に遭遇し、貴重な経験・教訓を得るとともに、今後の課題を認識している。この経験・教訓・課題を今後の施策に生かすとともに、本報告書で述べた指摘及び意見を有効に活用することによって、市の危機管理体制がより重厚で強固なものになることを私は期待する。

以 上